

令和 6 年

# 第 1 回定例輪之内町議会会議録

令和 6 年 3 月 4 日 開会

令和 6 年 3 月 15 日 閉会

輪之内町議会

## 第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長施政方針、提案説明	4
議第1号(提案説明・質疑・討論・採決)	11
議第2号(提案説明・質疑・委員会付託)	12
議第3号(提案説明・質疑・委員会付託)	18
議第4号及び議第5号(提案説明・質疑・委員会付託)	21
議第6号(提案説明・質疑・委員会付託)	24
議第7号から議第9号まで(提案説明・質疑・委員会付託)	30
議第10号及び議第11号(提案説明・質疑・委員会付託)	36
議第12号(提案説明・質疑・討論・採決)	41
議第13号(提案説明・質疑・委員会付託)	48
議第14号(提案説明・質疑・討論・採決)	50
議第15号(提案説明・質疑・討論・採決)	52
議第16号(提案説明・質疑・討論・採決)	53
議第17号(提案説明・質疑・討論・採決)	55
議第18号(提案説明・質疑・討論・採決)	58
議第19号(提案説明・質疑・討論・採決)	59
発議第1号(趣旨説明・質疑・討論・採決)	63
散会	65

3月14日

議事日程	67
------	----

本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 7
説明のため出席した者	6 7
職務のため出席した事務局職員	6 7
開議	6 8
一般質問	6 8
1 番 田中 実議員	6 8
4 番 浅野重行議員	7 9
6 番 上野賢二議員	8 2
3 番 林 日出雄議員	9 1
5 番 浅野 進議員	9 4
2 番 大橋慶裕議員	9 5
9 番 田中政治議員	1 0 1
散会	1 1 3

### 3月15日

議事日程	1 1 5
本日の会議に付した事件	1 1 5
出席議員	1 1 5
欠席議員	1 1 5
説明のため出席した者	1 1 6
職務のため出席した事務局職員	1 1 6
開議	1 1 7
諸般の報告	1 1 7
議案上程	1 1 7
町長提案説明	1 1 7
議第 2 号から議第11号まで及び議第13号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 8
議第20号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4 3
議第21号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4 4
閉会	1 4 8
会議録署名議員	1 4 9

令和6年3月4日開会 第1回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和6年3月4日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長施政方針、提案説明
- 日程第6 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議第2号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議第3号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第4号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第5号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算
- 日程第12 議第7号 令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議第8号 令和6年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議第9号 令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第15 議第10号 令和6年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第16 議第11号 令和6年度輪之内町下水道事業会計予算
- 日程第17 議第12号 輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 日程第18 議第13号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第14号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第15号 輪之内町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第16号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第17号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第18号 輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第19号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 発議第1号 輪之内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につ

いて

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25までの各事件

○出席議員（8名）

1番	田中実	2番	大橋慶裕
3番	林日出雄	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	9番	田中政治

○欠席議員（1名）

8番 小寺強

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉和仁	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
教育課長	野村みどり	福祉課長	伊藤早苗
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
土地改良課長	松岡博樹	産業課長	松井和明
住民課長	岩田好弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時01分 開会)

○副議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は8名です。

小寺強議長から、3月4日から3月15日までの欠席届が提出されております。

したがって、地方自治法第106条第1項の規定により副議長の私が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

議員定足数に達していますので、令和6年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定によって、大橋慶裕君、上野賢二君を指名いたします。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間と決定いたしました。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から令和5年度11月分から1月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第5、町長施政方針、提案説明。

町長から施政方針並びに本日の上程議案について、議案説明を求めます。

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

おはようございます。

今年は例年以上に季節の移ろいが早く、日ごとに暖かくなりました。春の本格的な到来を感じる今日この頃でございます。

さて、本日、令和6年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本年最初の議会開会に当たり、新年度に向けての私の施政方針の一端を述べさせていただきます。

まずもって、年明け早々に起こった能登半島地震でお亡くなりになられた方々に、衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、今なお避難生活を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げます。

今回の地震を受け、当町の対応としまして、岐阜県からの対口支援要請を受け、今日までに6名の職員が現地に入り、避難所支援や被災住家調査の業務に従事してまいりました。

また、偶然にも地震当日、石川県珠洲市にある奥様の実家に帰省していた職員がおりますので、本人が現地で被災した経験や対口支援の経験を職員や防災士協議会に在籍する防災士、女性防火クラブのクラブ員の皆様に講演会という形でフィードバックさせていただいたところでございます。このような経験値を今後の防災対策に生かすべく、新たな訓練の内容の再考を指示したところでございます。

さて、本年1月、増田元総務大臣が副議長を務める人口戦略会議が、人口ビジョン2100を発表し、76年後の2100年に日本の人口が現在の半分になると述べるとともに、これからは8,000万人国家を目指そうと訴えています。

消滅可能都市の発表から10年が経過し、いよいよ日本全体の危機が目前に迫っております。

当町におきましても人口減少は著しく、本年2月時点の人口は、2年前に完成させた町の第6次総合計画で想定した令和12年の人口を既に下回っており、ここ数年は子供の出生数が50人に満たない年が続いております。

昨年5月に新型コロナが2類から5類に見直されたことに伴い、3年余りストップしていた社会活動もほぼほぼ元に戻りつつあります。

インバウンドの旅行客も、コロナ前の水準に追いつきそうな勢いで、そうした状況を背景にした企業活動も好調で、先月には株価が史上最高値をつけるまでに回復しました。

首都圏では新築マンションの販売価格が1億円を超える物件が多く出るなど、一部ではバブルの再来を懸念するほどの好調さでございます。

一方で、好調な経済の下、人手不足は深刻さを増し、2024年問題でしばしば言及される運送業ばかりでなく、介護職、建設業、農林業、飲食業など様々な業種が求人にも四苦八苦する状態でございます。運転士不足により、全国の路線バスや地方鉄道が減便されるというニュースもしばしば目にいたします。

国にあっては、外国人材に頼るべく、これまでの技能実習生について、職業選択の流動性を高めるための法制度見直しが検討されているところでございますが、地方から見ますと、外国人材が給料の高い首都圏に集まってしまおうのではという心配もされるところでございます。

そうした国内の状況を踏まえ、新年度に臨む当たり、以下3項目を重点的に推進してまいりたいと考えております。

まず、冒頭でも述べましたが、防災危機管理対応でございます。

今回の能登半島地震の教訓は、改めて災害は時と場所を待たないということに尽きると思います。

元日の夕方、久しぶりに懐かしい家族が集まって団らんが始まろうとするとき、大地震と津波がやってくるなどということを考えた人は誰一人いなかったのではないのでしょうか。ただ、そうした事態が実際に起こったわけです。

まず何よりも、明日は我が身から、今日は我が身の意識が必要になります。そのため、防災訓練や防災士の育成、災害マップの配付等を通じて、町民の皆さんに危機意識を高めていただけるよう取り組んでまいります。

ただ、絶えずそうした緊張感を持ち続けることは不可能ですので、実際に災害が起こったときのための対応として、避難できる場所としての防災拠点の整備や避難所の防災備蓄品の充実にも努めてまいります。

次に、子育て・教育環境の充実です。

さきに述べたとおり、輪之内町でも少子化は着実に進行しています。

従前から婚活のサポート事業を行っているものの、必ずしも成婚、出生数の増加につながっていないのが現状です。

そのため、来年度に向けては、小学校就学支援金の創設や出産祝い金の増額など、子育て家庭への経済支援策の充実を図ることで、一人でも多くの出産を考えていただくきっかけにしていきたいと考えております。

また、こども園を含め、小学校、中学校とも少人数教育のメリットを生かし、英語教育の強化や学力検定料の補助などを通じて、子供たちの学力向上に努めるとともに、わ

のうち未来塾などの活動にあつては、地域や企業の御理解、御協力を受けながら、子供たちの成長をサポートしてまいりたいと考えております。

3点目は、ゼロカーボンシティ実現に向けた環境施策です。

今年も年明けから暖冬傾向が続き、桜の開花が例年より1週間ほど早まるのではとの予想も出ており、今月末に予定しております千本桜まつりにきちんと花が残っているのか心配されるところでございます。

また、これまで9月下旬から10月上旬に開催しておりましたふれあいフェスタは、今年は暑さ対策のため、10月中旬の開催を予定しております。

このように、地球温暖化は遠く地球の裏側の話ではなく、ごくごく身近な問題でもあるわけです。そのため、ゼロカーボンシティの実現に向けて、環境に優しいまちづくりを推進するため、環境セミナー等による環境人材の育成や省エネ住宅の普及促進に努めてまいります。

なお、令和6年度一般会計当初予算の具体的施策別の取組につきましては、この後の提案説明の中でその概要を申し上げます。

さきに人手不足について言及しましたが、この問題は町政を進めるに当たっても同様です。イベントや地域活動、祭礼など、コロナ前まで当たり前に行われてきた活動のうちで、コロナを経て再開したものの、後継者やノウハウが不足し、今後の継続が危ぶまれるものも多く見られます。

人もお金も厳しい制約がかかる中、様々な取組を進めるに当たっては、必要に応じてこれまでのやり方を常に見直しながら、スリムで効率的、持続可能な取組にしていきたいと考えておりますので、引き続き議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力をお願いしまして、施政方針といたします。

続いて、本日提出させていただいております議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件1件、令和5年度補正予算4件、令和6年度当初予算6件、条例関係8件の合計19件でございます。

まず、令和6年度一般会計及び特別会計の当初予算について御説明し、その後、順次、議事日程に沿う形で御説明をいたします。

予算上の各施策の概要については、後ほど参事のほうから説明をさせますので、私のほうからは新規主要施策を中心に説明させていただきます。

それでは、議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算について御説明いたします。

先ほど施政方針で少し触れました、日本経済は前向きな動きが見られつつあると言われておりますが、現下の原油価格や原材料、その他物価の高騰など、注視しなければならない不安要素も依然としてあることに加え、政府が経済対策として打ち出した所得税と住民税の定額減税、これらによる影響を考慮して、令和6年度の町税は全体で1億1,086万円、対前年度6.48%の減を見込むこととなりました。

一方、歳出面につきましては、依然として増収傾向が続く社会保障関係経費、年々老朽化していく公共施設の修繕費、もしくは大規模な設備更新などの経費の確保が課題となっております。

さらには、近年の物価高騰による諸般の行政コストの増大も相まって、依然として厳しい財政状況に変わりないところではありますが、町民の皆様から輪之内町で生まれ育ってよかった、住んでいてよかったと喜んでいただけるよう、令和6年度予算は積極的に様々な事業に取り組む予算としたところでございます。

一般会計の予算規模は、対前年2億4,200万円増の51億8,100万円を編成いたしました。

では、具体的な各種事業展開について、新規主要事業を総合計画に掲げる分類上で順次説明いたしてまいります。

まず、環境部門では、本年度に策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）でございますけれども、これを着実かつ効率的に実施していくため、意識調査と啓発を兼ねた意識づけの研修を行うべく、ゼロカーボンシティ推進に向けた町内企業意識調査実施事業と、脱炭素に向けたエネルギー使用量見える化セミナー事業を実施してまいります。

続いて防災と生活安全部門では、このたびの能登半島地震で被災し、避難所生活を余儀なくされた職員と、被災地支援に従事した職員の体験談を教訓に、有事の際に必要性が高いと改めて認識されました避難所非常用トイレを購入します。

また、そのほか災害用備蓄品や資機材についても、購入計画に基づいて順次整備してまいります。

続いて産業部門では、人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うため、町全域の航空写真を撮影するとともに、都市計画図の修正を行うべく、都市計画基礎調査を行います。

続いて福祉部門では、子育てに関する現況、ニーズや課題を把握するため、住民意識調査を行うとともに、子供が心身ともに健やかに生育していくための仕組みや環境の整備を推進していく計画、子ども・子育て支援事業計画を策定しようとするものでございます。

また、本年4月に小学校に就学・進学する児童を対象として、その準備経費を経済的に支援するため、1人当たり3万円を給付する小学校就学準備等支援金支給事業、これを実施します。

さらに、自身で移動困難な障がい者と高齢者の社会活動の範囲を広げるため、障がいに関する手帳を有する方と介護保険の要介護認定を受けている方を対象に、タクシー料金の一部を助成するべく、タクシー料金補助事業を実施します。

そのほか、町内にある森のわくわくの庭と連携して、子育て世帯の育児の負担軽減を図るため、その利用料の一部を助成する事業を実施してまいります。

続いて教育部門では、中学2年生を対象に、外国の異文化に触れる機会を提供するとともに、英語の基礎学力の向上につなげることを目的に、英語でのプレゼンテーションや発表を行う機会を設けるべく、イングリッシュデイ開催事業を実施します。

具体的には、ALT出身国の文化、慣習、その他生活について、ICT技術、タブレットなどを活用して交流してまいります。

また、令和6年度は岐阜県が国民文化祭の開催県となっており、当町でも11月16日と17日の2日間、国民文化祭開催事業を実施いたします。具体的には、人形劇の公演と武将隊の演舞を予定しております。

最後に、行財政部門として町制70周年記念事業を実施します。

御案内のように、昭和29年4月1日、輪之内町が発足し、町制を施行しておりますが、令和6年4月に町制70年目を迎えますので、ささやかではありますが、記念イベントを行うものです。

具体的には、記念式典をはじめ、ダ・カーポによるコンサート、行政バスのラッピング、町の木（梅の木）の植樹などを行います。

以上、ハード・ソフト両面からきめ細かな行政サービスを実施すべく、各種施策に反映させました。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

次に、議第7号 令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を説明いたします。

令和6年度の予算規模は、対前年1,500万円減の歳入歳出9億5,500万円で予算編成しております。

被保険者の加入状況について、令和5年4月が1,735人でしたが、直近数値の令和6年1月では1,635人と100人減少しております。

また、被保険者1人当たりの医療費の状況でございますが、令和4年度実績値から見込んだ令和5年度1人当たりの給付費はマイナス4.3%となっております。

医療費はいわゆる水物と言われますが、被保険者数の減と相まって、75歳以上の方々が後期高齢のほうへシフトしておりますので、傾向としては減少傾向に当たります。これらの背景を踏まえ、1,500万円減の予算規模となりました。

ちなみに、令和5年度末の国保会計基金の残高は1億767万4,000円を見込んでおります。国保会計の運営において、負担増を迫られる状況等が生ずる事態には、基金を有効に活用しながら運営してまいります。

次に、議第8号 令和6年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、その中で市町村の役割となっております保険料の徴収、市町村受託事業であるぎふ・すこや

か健診やぎふ・さわやか口腔健診に係る経費及び市町村負担金を中心として、予算編成をいたしております。

令和6年度の予算総額は、対前年1,370万円増の、歳入歳出1億3,630万円でございます。

次に、議案第9号 令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算について御説明いたします。

この特別会計は、心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、輪之内町発達支援教室そのらのサービスに係る経費を計上しております。

開所16年目となる令和6年度の予算総額は、対前年200万円増の、歳入歳出2,300万円でございます。

次に、議第10号 輪之内町水道事業会計予算について御説明いたします。

令和6年度の水道事業会計予算は、対前年300万円減の2億2,800万円を計上しております。

減となりました主な要因は、配水管布設工事費及び水源地設備更新工事費の減額によるものでございます。今後も清廉な水の提供に向けて適切に管理運営してまいります。

次に、議案第11号 令和6年度輪之内町下水道事業会計予算について御説明いたします。

本会計につきましては、令和6年度より地方公営企業法の適用により、特別会計から企業会計に移行することとなりました。

管渠工事の進捗状況について、令和5年度末の整備面積は366ヘクタールで、計画面積の98.7%、管渠の延長は10万9,275メートルで、計画延長の99.3%が完了する見込みでございます。

また、下水道への接続率は50.8%で、こちらは微増傾向にございます。

令和6年度の下水道事業会計の予算総額は、2億9,137万1,000円増の総額7億8,737万1,000円でございます。

増となりました主な要因は、企業会計移行に伴う減価償却費の増額と処理場の設備更新の増額等によるものでございます。

今後は、施設の修繕等が発生してくること、また起債の償還がピークに向かっていくことなどを視野に入れながら、下水道への接続率向上による財務体質を強化するなど、適切な会計運営に努めてまいります。

以上が、令和6年度の当初予算の説明でございます。

ここからは議事日程に沿う形で御説明をいたします。

議第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員4名のうち3名が令和6年6月30日で任期満了となるため、委員候補者の推薦についての意見を求めるものでございます。なお、3名とも現職の方でございます。

議第2号から第5号までは、令和5年度の一般会計をはじめ3特別会計の補正予算を上程しております。

これらの補正予算につきましては、年度末を迎え、歳入歳出見込みに伴う予算の補正を行うものであり、後ほど担当課長よりその詳細について説明させますので、私のほうからはその補正規模を説明いたします。

議第2号の一般会計については、歳入歳出ともに3億4,326万3,000円の減額、次に議第3号の国民健康保険事業特別会計についても、歳入歳出とも380万円の減額、続いて、議第4号の後期高齢者医療特別会計については、歳入歳出ともに570万円の増、議第5号の児童発達支援事業特別会計については、歳入歳出ともに102万4,000円の減額でございます。

続いて、議第12号 輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定については、総務省からの災害応急作業等手当の運用についての通知を受け、今回、能登半島地震に岐阜県の要請に応じて派遣した職員に対して、人事院規則を参酌して災害応急作業等手当を支給しようとするものでございます。

続いて、議第13号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例については、行政運営において重点施策の明確化と推進の効率化を図るべく、課の組織再編を行うもので、その詳細については後ほど担当課長から説明をさせます。

続いて、議第14号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバーの利用について所要の見直しを行うものでございます。

続いて、議第15号 輪之内町監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方自治法の条ずれに伴う引用条文の改正を行うものでございます。

次に、議第16号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例については、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う改正を行うものでございます。

次に、議第17号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例については、第3子以後出生児1人当たりの支給額を15万円から20万円に引き上げようとするものでございます。

次に、議第18号 輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

最後に、議第19号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等の損害賠償に係る補償基礎額について所要の改正を行うものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第6、議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

それでは、議案書の1ページ目をお開きください。

議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。令和6年3月4日提出、輪之内町長でございます。

輪之内町人権擁護委員4名のうち3名が、令和6年6月30日で任期満了となるため、委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

まず、1人目の方でございますが、住所が輪之内町大藪1028番地の11、お名前が高木清江様、生年月日は昭和27年12月10日。現在、人権擁護委員6期目を務めていただいております。

2人目の方は、住所が輪之内町四郷1802番地、お名前が山田實順様、生年月日は昭和26年6月16日。現在、人権擁護委員4期目を務めていただいております。

3人目の方は、住所が輪之内町中郷新田2067番地、お名前が加藤京子様、生年月日は昭和25年8月20日で、現在、人権擁護委員3期目を務めていただいております。

任期につきましては、3名とも令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間でございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、町議会の議員の選挙権を有する住民で、人格・見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解ある社会実業家、教育者等の中から議会の意見を聞いて法務大臣に推薦すると定められております。

推薦いたします3名の方につきましてはこの要件を満たしており、イベント等での啓発活動や各地区のこども園、小・中学校での人権創作劇による意識啓発など積極的に行われているほか、小学校の教員として長く勤められ、その知識も十分にあることから、推薦させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○副議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから、議第1号についての討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議第1号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを適任者と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。  
したがって、議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者と認めることに決定しました。

---

○副議長(高橋愛子君)

日程第7、議第2号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。  
菱田靖雄君。

○経営戦略課長(菱田靖雄君)

それでは、議第2号について御説明させていただきます。  
議案の2ページを御覧ください。2ページです。  
議第2号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)。令和5年度輪之内町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億4,326万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,169万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和6年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の、3ページから7ページまでにつきましては、補正予算（第6号）を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次の、8ページ、第2表 繰越明許費は、翌年度に繰り越して予算を使用することができるよう、その手続をお願いするものの一覧でございます。今回は5件についてお願いをするものですが、これについては後ほど御説明をさせていただきます。

9ページ、第3表の地方債補正につきましては、これは臨時財政対策債の発行可能額が確定しましたので、その限度額を3,650万円から2,690万円に変更をするもの。

2つ目と3つ目につきましては、緊急自然災害防止対策事業債は、建設課の四郷道路舗装工事の事業費の確定、公共事業等債は危機管理課の防災拠点整備の事業費の見込額、これらに合わせて借入額を精査し、限度額をそれぞれ1,890万円と2,190万円とにするものでございます。

それでは、補正予算の詳細につきましては、一般会計補正予算（第6号）の事項別明細書により御説明をさせていただきますが、今回の補正予算（第6号）の主な内容は、今年度事業完了の時期が近づいておりますので、歳出予算については、各課において事業の進捗状況と予算の執行状況等を精査し、不用額を計上したもの、もしくは逆に予算の不足が見込まれるため、予算の追加をお願いするものでございます。

歳入につきましては、国県支出金の交付申請や交付決定額などにより、令和5年度の交付額が確定をしたもの、国県支出金の補助対象経費となる歳出予算を精査したことに伴い、収入見込額を精査し直したもの、もしくはこの補正予算の策定時における収入済額に合わせるものでございます。

それでは、歳出予算から御説明をさせていただきますが、補正予算（第6号）の主な内容は不用額を計上したものでございますので、歳出については予算の追加をお願いしたいものについてのみ、その概要を説明させていただきます。

27ページをお願いします。27ページです。

目1. 一般管理費の節18. 負担金、補助及び交付金の千本桜記念公園事業補助金150万円は、桜の開花時期が年々早まっていることを鑑みまして、令和6年春開催の千本桜まつりについては、3月30日の土曜日に開催しようとするを理由とする増額でございます。

目2. 人事管理費の節3. 職員手当等のうち、退職手当の235万円は、前職が公務員であった経験者採用職員が5年度末、今年度末に退職することになりましたので、追加負担

をするものでございます。

32ページをお願いします。

目1. 戸籍住民基本台帳費の節12. 委託料のうち、戸籍法の一部を改正する法律に向けた戸籍情報システム改修委託料の220万円は、予算書第2表の繰越明許費の1つ目に関するものでございます。

戸籍情報システムのプログラム改修の内容が拡大をしたため、増額をお願いするもので、具体的には戸籍の付票に旧氏をセットする項目の追加などを行います。

36ページをお願いします。

目1. 社会福祉総務費の節3. 職員手当等の6万5,000円、節10. 需用費のうち、消耗品費の5,000円と印刷製本費の5万円、節11. 役務費のうち、通信運搬費の4万3,000円と金融機関事務手数料の4万4,000円、節12. 委託料のうち、システム改修委託料の158万4,000円、節18. 負担金、補助及び交付金のうち、低所得者緊急支援給付金の2,540万円、これらにつきましては、予算書第2表の繰越明許費の2つ目に関するものでございます。

住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付、さらに今の住民税均等割のみ課税世帯と非課税世帯に属する18歳までの子供を対象に1人当たり5万円を給付するための事業費と事務費でございます。対象世帯は214世帯、子供の数は80人を想定しております。

前後いたしますが、節12. 委託料のうち、社会福祉業務等委託料の20万円につきましては、障がいのある方からの障がい福祉サービスに関する相談や権利擁護に関する相談の件数増を理由とする増額でございます。社会福祉協議会に委託をしているものでございます。

37ページをお願いします。

目3. 福祉医療費の節11. 役務費の8万1,000円、節19. 扶助費の864万9,000円は、重度心身障がい者医療費と乳幼児、小・中学生、高校生世代医療費の受診件数の増、ひいては実支出額の増を理由とするものでございます。

目6. 国民健康保険費の節27. 財政安定化支援事業繰出金をはじめとする繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計の歳入にある同じ名称の繰入金相当額を計上したものでございます。

38ページをお願いします。

目1. 高齢者福祉総務費の40ページをお願いします。

節27. 事務費負担金繰出金をはじめとする繰出金については、後期高齢者医療特別会計の歳入にある同じ名称の繰入金相当額を計上したものでございます。

41ページをお願いします。

目1. 児童福祉総務費の節10. 需用費のうち、消耗品費の5,000円、節11. 役務費の1万4,000円、節18. 負担金、補助及び交付金の小学校就学準備等支援金240万円は、これら

は予算書第2表の繰越明経費の3つ目でございます。

これは、令和7年4月に小学校に就学する児童を対象に、その準備経費を経済的に支援するため、1人当たり3万円を給付するための事業費と事務費でございます。対象児童は80人を想定しております。

目2. 手当事務取扱費の節11. 役務費の8,000円は、特別児童扶養手当の事務費単価が改正されたことにより、国庫委託金が6,000円追加されたこと、併せて特別障がい者手当の対象者が1名増えたことにより、委託金が2,000円追加されることに伴い、これらを消化するため郵便代を追加するものでございます。

目4. 児童福祉施設費の42ページをお願いします。

節22. 償還金、利子及び割引料の83万4,000円は、令和4年度の広域入所委託料に対する国庫負担金の精算による返還金25万円と、令和3年度と令和4年度に実施された保育士等の処遇改善措置、簡単に申し上げますと、コロナ禍における賃金加算に対する国庫補助金の精算による返還金58万4,000円でございます。

44ページをお願いします。

目2. 予防費の節11. 役務費のうち、冷凍庫処理代の8万円は、予算書第2表の繰越明許費の4つ目です。

新型コロナウイルスワクチンの保管に当たり、適切に温度管理をするために国から配給されましたディープフリーザーの処分費でございます。

45ページをお願いします。

節22. 償還金、利子及び割引料の13万2,000円は、男性の風疹抗体検査費に対する国庫補助金の精算による返還金9万7,000円と、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を整えるための費用。具体的には、集団接種に要する費用や接種券の配付、コールセンターの運営などに対する国庫補助金の精算による返還金3万5,000円でございます。

47ページをお願いします。

目1. 農業委員会費の節1. 報酬のうち、農業委員会委員報酬の317万4,000円と節10. 需用費の17万1,000円は、歳入の県支出金の農地利用最適化交付金の交付見込額を算出した結果、当初予算額よりも増える見込みとなりましたので、当該補助金の趣旨と配分に基つき増額をするものでございます。

具体的には、農業委員会委員報酬では、農業委員会委員と農地利用最適化委員の報酬を増額し、消耗品費は農業委員と農地利用最適化委員に配付済みのタブレットの端末ケースと液晶画面保護フィルムを購入いたします。

48ページをお願いします。

目4. 耕種農業費の節18. 負担金、補助及び交付金のうち、麦・大豆作振興対策事業補助金の54万8,000円は、小麦と大豆の作付面積が確定し、大豆の作付面積が増えたことを理由とする増額でございます。

その下にあります収入保険加入支援事業補助金の7万円は、令和5年度、新たに農業経営収入保険に加入した農業者のうち、その保険料が5万円を超えた農業者に対する補助金でございます。7件分です。

54ページをお願いします。

目1. 河川総務費の節14. 工事請負費の1,593万1,000円は、予算書第2表の繰越明許費の5つ目に関するものです。

今年度、福束排水機場の3号ポンプ原動機のオーバーホールを実施しておりますが、その作業の中で新たな部品の調達、それに伴い追加作業が発生いたしますので、工事費の追加をお願いするものでございます。

56ページをお願いします。

目2. 消防施設費の57ページをお願いします。

節18. 負担金、補助及び交付金の消火栓工事費負担金の131万2,000円は、水道管の布設替えと併せて行いました消火栓の更新と、その他消火栓の移設に要した経費の精算による追加負担金でございます。全5か所分です。

61ページをお願いします。

目3. プラネットプラザ管理費の節17. 備品購入費の9万5,000円は2月9日、公益財団法人だいしん緑化文化振興財団から20万円の指定寄附を採納いたしましたので、寄附者の意向を尊重して図書館の図書を充実させるものでございます。残りの10万5,000円につきましては、3小学校でそれぞれ3万5,000円ずつ図書室の図書を購入いたします。小学校の図書購入費については、後ほど出てまいります。

62ページをお願いします。

目1. 小学校管理費の節14. 工事請負費の29万7,000円は、仁木小学校の校舎屋上にある太陽光発電設備が故障しておりますので、その原因調査と修繕工事を行うものでございます。

目2. 教育振興費の63ページをお願いします。

節17. 備品購入費の10万5,000円は、先ほど触れましたが、3小学校でそれぞれ3万5,000円ずつ図書室の図書を購入するものでございます。

節22. 償還金、利子及び割引料の113万6,000円は、令和4年度の留守家庭児童教室の開設に要した費用に対する国庫補助金の精算による返還金です。

64ページをお願いします。

目2. 教育振興費の節18. 負担金、補助及び交付金の9万円は、高等学校就学準備等支援金の対象者が確定し、その不足見込額を追加するものでございます。3人分です。

67ページをお願いします。

目1. 社会教育総務費の節10. 需用費のうち、消耗品費の1万7,000円と節24. 積立金の1万7,000円は、加納良造学術文化振興基金条例の規定に従い、運用益の2分の1は積

み立て、残り 2 分の 1 は学事芸術文化の振興に資するものを購入しようとするものでございます。

続いて、歳入の御説明をさせていただきます。

歳入につきましては、1,000万円以上の増額と1,000万円以上の減額に分けて御説明をさせていただきます。

まずは、1,000万円以上の増額について御説明いたします。

3 ページをお願いします。3 ページです。

目 1、町民税、個人のうち、現年課税分の1,000万円と、下の枠になりますが、目1. 固定資産税のうち、現年課税分の3,550万円は、この補正予算編成時における調定見込額から収入見込額を算出し、それに合わせるものでございます。

8 ページをお願いします。

地方交付税の 2 億9,727万2,000円は、今回の補正予算は、今年度最後の補正予算でございますので、交付決定額に合わせるものでございます。

12ページをお願いします。

目1. 総務費国庫補助金のうち、地方創生臨時交付金の6,056万5,000円は、当町に割り当てられた交付限度額を計上したものでございます。

主な充当先といたしましては、非課税世帯を対象に 1 世帯当たり 7 万円の給付、これは12月補正予算でお認めいただいたものです。

それから、今回の均等割のみ課税世帯を対象に、1 世帯当たり 10 万円の給付、均等割のみ非課税世帯と非課税世帯に属する子供を対象に、1 人当たり 5 万円の給付の財源としております。

21ページをお願いします。

款19. 繰越金の5,663万7,000円は、収入済額に合わせるものでございます。

以上が、1,000万円以上の増額でございます。

続いて、1,000万円以上の減額について御説明をいたします。

また戻って申し訳ございませんが、3 ページをお願いします。3 ページです。

目 2、町民税、法人の3,580万円の減額は、この補正予算編成時の調定見込額から収入見込額を算出し、それに合わせるものでございます。

6 ページをお願いします。

款6. 法人事業税交付金の1,519万8,000円の減額は、県から今年度の交付見込額についての情報提供がありましたので、その額に合わせたものでございます。

12ページをお願いします。

目4. 土木費国庫補助金の節1. 道路橋りょう費補助金1,918万6,000円の減額は、建設課の道路舗装及び道路改良工事と橋梁の点検委託料及びその補修工事のうち、国庫補助対象分の事業費の確定による減額でございます。

19ページをお願いします。

目2. 総務費寄附金の2,600万円の減額は、ふるさと応援寄附金について、今年度の収入見込額に合わせるものでございます。

令和5年度は、残念ながら1,900万円程度となる見込みでございます。

20ページをお願いします。

目1. 財政調整基金繰入金の減額と目2. その他特定目的基金繰入金のうち、土地基盤整備基金繰入金と公共施設等整備基金繰入金の減額は、この補正予算編成過程における歳入歳出予算のバランス調整として減額をするものでございます。

なお、土地基盤整備基金と公共施設等整備基金は、当初予算で予定した全額を取り消します。財政調整基金は、当初予算で予定した一部を取り消すものです。これにより、財政調整基金については9,925万6,000円を取り崩す予定となっております。

25ページをお願いします。

目3. 消防費債の1,070万円の減額は、予算書第3表 地方債補正の繰り返しになりますが、危機管理課の防災拠点整備の見込額に合わせて、公共事業等債の借入額を精査し、減額をするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

**○副議長（高橋愛子君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第2号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○副議長（高橋愛子君）**

日程第8、議第3号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

それでは、議第3号について御説明申し上げます。

議案書の10ページを御覧ください。

議第3号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、令和5年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ380万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億7,275万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

11ページ、12ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出の部、8ページを御覧ください。

款1. 項1. 目1. 一般管理費107万円の減額につきましては、節3. 職員手当等が26万6,000円の減、節4. 共済費が14万の減で、国保会計の職員人件費の確定により不用額を計上するものです。同じく節11. 役務費の手数料22万4,000円の減及び節12. 委託料の44万円の減につきましては、ともに総医療費に係る結核精神病対象額の割合が14%に満たないため、特別調整交付金申請支援事業対象とならず、全額減額するものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

款2. 項4. 目1. 出産育児一時金につきましては、国庫補助金確定に伴い、財源内訳を変更するものでございます。

10ページをお願いします。

款4. 項1. 目1. 特定健康診査等事業費、節7. 報償費の5万円の減額につきましては、特定保健指導を町職員で実施したため、減額するものでございます。

11ページをお願いします。

款4. 項2. 目2. 保健衛生普及費の節11. 役務費の4万4,000円の減額につきましては、医療費通知の郵送料の不用見込額を減額するものでございます。同じく節12. 委託料の264万円の減額につきましては、データヘルス計画策定業務委託料の確定により減額するものでございます。

12ページをお願いします。

款6. 項2. 目1. 財政調整基金費の4,000円の増額につきましては、国民健康保険基金積

立金の利息が確定したため、増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

3 ページへお戻りください。

款3. 項1. 目1. 国庫負担金減額措置対策費補助金73万5,000円の増額につきましては、福祉医療に係る補助金の交付対象額確定による増額補正でございます。

同じく目2. 保険給付費等交付金、節2. 保険給付費等交付金（特別交付金）の470万1,000円の減額につきましては、国の特別調整交付金の額の確定及び特定健診や特定保健指導など、各事業の実績確定に伴う減額補正するものでございます。

4 ページをお願いします。

款4. 項1. 目1. 利子及び配当金の3,000円の増額につきましては、基金利息の確定によるものでございます。

5 ページをお願いします。

款5. 項1. 目1. 一般会計繰入金の420万1,000円の減額につきましては、節1. 保険基盤安定繰入金の算出額確定により336万8,000円の減額。節2. 職員給与費等繰入金は、職員給与の減額により107万円の減額。節4. 財政安定化支援事業繰入金は、県の繰入れ基準額の確定により9万円の増額。節5. 未就学児均等割保険税繰入金は、算出額確定により14万7,000円の増額補正するものでございます。

6 ページをお願いします。

款6. 項1. 目1. 繰越金434万4,000円につきましては、令和4年度から繰越金留保額2,936万323円から当初予算2,000万円、9月補正501万6,000円を差し引いた補正額でございます。

7 ページをお願いします。

款8. 項1. 目1. 出産育児一時金臨時補助金の2万円の増額につきましては、令和5年度のみ補助金で、出産育児一時金支給1件につき5,000円の補助を受けるもので、令和5年度の支給件数の確定による補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○副議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

#### ○副議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第9、議第4号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び日程第10、議第5号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは初めに、議第4号について御説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議第4号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、令和5年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,830万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の、14ページと15ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として、款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

事項別明細書の8ページをお願いします。

歳出から御説明いたします。

款2. 項1. 目1の後期高齢者医療広域連合納付金は739万4,000円の増額でございます。

節18. 負担金、補助及び交付金の保険料等負担金は、広域連合に納付すべき保険料の見込額と保険料軽減額の確定に伴う増額でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

款3. 項1. 目1の保健事業費は150万4,000円の減額でございます。

ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診に関して、国保連合会へ支払う手数料

や健診費の委託料など、関連経費について不用額を計上するものでございます。

受診見込件数は、それぞれすこやか健診が515件、さわやか健診が77件を見込んでおります。

次の10ページになります。

款5. 項1. 目1の予備費は19万円の減額です。

歳入と歳出のバランスを合わせるものでございます。

戻って3ページをお願いいたします。

款1. 項1. 目1の特別徴収保険料266万6,000円の減と、その下の目2の普通徴収保険料732万9,000円の増額でございます。

こちらは、令和5年度の保険料の現年分と滞納繰越分について、それぞれ収入見込額に合わせるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

款3. 項1. 目1の保健事業費委託金につきましては141万7,000円の減額でございます。

こちらは、ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の2つの保健事業の健診費用と事務費の交付を受けるものでございます。今年度の受診件数から収入見込額の確定で算出し、それに合わせるものでございます。受診件数については先ほど申し上げたとおりでございます。

続いて5ページを御覧ください。

款4. 項1. 目1の一般会計繰入金は7万4,000円の減額でございます。

町特別会計事務費繰入金は、歳出総額に歳入総額を合わせるため、38万3,000円を増額するもの、保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の確定額に合わせるため、45万7,000円を減額するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

款5. 項1. 目1の繰越金は240万6,000円の増額でございます。

令和4年度の決算数値による繰越金240万7,600円のうち、保留分を計上するものでございます。

7ページをお願いいたします。

款6. 諸収入、項2. 目1の保険料還付金は12万2,000円の増額です。

令和4年度中に広域連合への概算払いをした保険事業費の精算により、その過払い分について、返還を受けたものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わります。

引き続き、児童発達支援事業特別会計補正予算の御説明に入らせていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

議第5号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）、令和5年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ102万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,997万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の17ページと18ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算、事項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、児童発達支援事業特別会計補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

別冊の事項別明細書3ページのほうをお開きください。

歳入から御説明させていただきます。

款1. 項1. 目1の児童発達支援費は102万4,000円の減額でございます。

心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象として、日常生活の基本的な訓練や集団生活への適応訓練を提供しております。その訓練に合わせて、国保連合会からサービス報酬を受けるもので、収入見込額に合わせるものでございます。

次は歳出になります。

4ページをお願いいたします。

歳出につきましては、間もなく事業完了の時期を迎えるに当たり、予算の執行状況を精査して不用額を計上したものでございます。

款1. 項1. 目1の一般管理費は4万6,000円の減です。

内容といたしましては、節10. 需用費のうち消耗品1万6,000円の減と節18の負担金、補助及び交付金の3万円の減です。いずれも不用額を計上したものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

款2. 項1. 目1の児童発達支援事業費は97万8,000円の減額でございます。

内容といたしましては、節2. 給料の一般職16万9,000円、節3. 職員手当の期末勤勉手当6万9,000円、退職金19万5,000円、節4. 共済費の職員共済組合負担金13万3,000円、それから節7. 報償費の10万円、そして節8. 旅費の会計年度任用職員費用弁償5万3,000円、節10の需用費の印刷製本費9万8,000円、そして節18. 負担金、補助及び交付金の16万1,000円はいずれも不用額を計上したものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

## ○副議長（高橋愛子君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第4号及び議第5号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

したがって、議第4号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議第5号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。10時30分まで休憩いたします。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○副議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第11、議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算を議題とします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、令和6年度当初予算について御説明申し上げます。

お手元の予算書にて説明させていただきますので、お願いいたします。

当初における各会計の予算総額については、目次の裏面にありますとおり、対前年5億3,107万1,000円増の合計73億1,067万1,000円でございます。

それでは、一般会計より順次説明させていただきます。

予算書1ページをお開きください。

議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算。令和6年度輪之内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億8,100万円と定める。

第2項、歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和6年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

3ページから7ページまでは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

8ページは、第2条にありましたように、令和6年度の債務負担行為を一覧表にまとめたものでございます。

また、9ページは、第3条にありましたように、令和6年度発行予定額の地方債5,190万円をまとめたものでございます。

一般会計の総額は、対前年2億4,200万円増の51億8,100万円で編成しました。

まずもって、対前年比2億4,200万円増となった要因を歳出ベースで御説明いたします。

13ページをお開きください。

比較欄を御覧いただきますと、対前年2億4,200万円増となっているうち、一番増となっているのは款3の民生費の1億1,274万3,000円の増でございます。増となった主な要因として、国の政策に起因するものが多くありますが、予算書71ページの節18.負担金、補助及び交付金の2.補助金の104.低所得者緊急支援給付金1,375万円が皆増しております。72ページの一番上、105の定額減税補足給付金2,544万円が、これも皆増となっております。次に、73ページの日2.障がい者福祉費の節19.扶助費の101.障害者自立支援給付費が863万6,000円増の1億6,215万7,000円となっております。同じく73ページの中ほど、日3.福祉医療費については、全体合わせて1,209万8,000円の増となっております。このように、国の民生費は、国の政策による低所得者等への給付のほか、障がい者福祉費や福祉医療費など社会福祉費が増加する傾向にあることが要因でございます。

次に、13ページにお戻りください。

次に増減幅が大きいのは、款8の消防費の8,977万6,000円でございます。これについては、かねてから大吉新田地内で進めております防災拠点について工事ボリュームが増となったことによるもので、令和5年度は西幹線道路から揖斐川左岸堤までの取付け道路が完成予定、またインフラ整備として拠点までの上下水道接続工事を終えております。

予算書105ページをお願いいたします。

6年度から8年度の3か年で上物の整備を進める予定でございますが、下から3段目の節14.工事請負費の2億636万円は、予定しております防災倉庫、避難所となる大型テント、防災関係者の現場本部となる指令室等の建築物のくい打ち工事を先行して実施するものでございます。

また、その上の節12.委託料の102.地震ハザードマップ更新及び冊子版輪之内町防災マップ作成委託料として660万円を計上しております。これは、平成19年度に作成した地震防災ハザードマップの最新データへの更新と合わせて、個別に作成された水害ハザードマップ全3部を1つの冊子に集約し、輪之内町防災マップとして全戸配布を計画しております。

恐れ入りますが、13ページにお戻りください。

続いて増減幅が大きいのは、款2の総務費の7,409万8,000円でございます。

増となった主な要因は、予算書の53ページをお願いいたします。

下段の目2.人事管理費は2,163万4,000円増の6億8,262万5,000円を計上しております。主な要因は、節2.給料において、教育長の給料月額を28万円から52万円に引き上げたこと、また、12月議会において議了いただいております一般職員の給料表の改定に伴うもので、給料額のベースが上がっておりますので、連動して職員手当等も増額となったことが主な要因となります。

次に、予算書60ページをお願いいたします。

60ページ、目12.電子計算費は2,965万9,000円増の1億144万円を計上しております。増となった主な要因は、節12.委託料の104.標準化に関するシステム改修委託料1,952万1,000円が皆増となっております。これは、令和7年度までに地方公共団体情報システムを標準化する必要がありまして、2か年かけて当町の総合行政システムをガバメントクラウド上の標準準拠システムへ移行する経費でございます。

予算書61ページをお願いいたします。

目16.公共交通対策費が全体で957万5,000円増の5,794万4,000円を計上しております。そのうち一番下段の節18.負担金、補助及び交付金の101.市町村自主運行バス運行費補助金4,336万8,000円の中には、公共交通ドアツードア実施事業として、現在のデマンドバスの形態に高齢者や障がい者等が家の前で乗降できる仕組みを加えたドアツードアを実施し、高齢者等の利用の利便性向上を図ろうとするものでございます。

以上が、歳出における対前年2億4,200万円増となった要因でございます。

一方、その歳出に対する財源をどうするかということで、歳入における主な増減を説明いたします。

予算書11ページをお願いいたします。

まず、款1、歳入の根幹をなす町税につきましては、対前年1億1,086万円減の16億74万円を見込みました。

内訳として、予算書15ページをお願いいたします。

目1、町民税、個人は、国の定額減税政策の影響により3,240万円の減、目2.法人町民税は、原材料価格や物価の高騰の影響により4,290万円の減を見込んでおります。

また、その下の固定資産税は、令和6年度は評価替えの年でありますので3,670万円の減を見込んでおります。

予算書11ページにお戻りください。

続いて、款10.地方交付税でございます。

予算書の26ページをお願いいたします。

地方交付税については、対前年1億7,000万円増の10億8,000万円を計上しております。内訳は、普通交付税が10億円、特別交付税は8,000万円を計上しております。

地財計画における地方交付税については、国の出口ベースで対前年3,060億円増の18兆6,671億円で1.7%増となっております。令和5年度の普通交付税は11億3,441万5,000円であったことから、実績を勘案しつつ、当町においては、地方交付税は歳入の28.5%を占める大きな財源でもあることから、歳入欠陥が生じないように堅めに計上したところでございます。

予算書11ページにお戻りください。

次に、款14.国庫支出金が1億1,421万6,000円増となっております。その内訳として、予算書31ページから33ページにわたっておりますが、中でも32ページの国庫補助金において1億1,101万円増となっております。特に、目1.総務費国庫補助金が1億311万7,000円増となっておりますが、これについては節2.総務管理費補助金1億678万5,000円が皆増となっております。1.デジタル基盤改革支援補助金については、歳出ベースでもお話ししましたが、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に関わる移行経費に関する補助、3の地方創生臨時交付金は、国において予備費を活用した補正予算で計上された分と、歳出でお話しさせていただきました低所得者緊急支援給付金、定額減税補足給付金等が本省繰越しをされておりますので、6年度当初で計上したものでございます。

11ページにまたお戻りください。

次に、款18.繰入金金が6,556万5,000円増の8億655万7,000円となっております。その内訳として、42ページをお願いいたします。

特に目2.その他特定目的基金繰入金について、節1.土地基盤整備基金繰入金は3,277

万8,000円増で、道路維持、町内水路改良事業、経営体育成基盤整備事業の負担金に充当しようとするもの、また節2. 公共施設等整備基金繰入金は7,561万6,000円増で、防災拠点の工事費等や図書館空調設備改修工事、アーリオンホール舞台照明設備操作盤改修工事に充当をしようとするもの、節4. 加納良造学術文化振興基金繰入金は皆増でございます。多文化共生事業・生涯学習振興事業に充当しようとするものでございます。

以上、令和6年度歳入歳出において、前年度と比較して増額となった要因を説明いたしました。

次に、6年度の特徴的な事業について説明をいたします。

予算書53ページをお願いいたします。

上から2つ目の節12. 委託料の103. 70周年記念事業委託料308万9,000円は、町制70周年を記念し、ダ・カーポのコンサート及び行政バスのラッピング、町の木である梅の植樹等各種イベントを実施しようとするものでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

節18. 負担金、補助及び交付金の2. 補助金の102. タクシー料金補助金120万円と、予算書77ページの同じく節18. 負担金、補助及び交付金の2の補助金の107. タクシー料金補助金180万円の合わせて300万円は、自身で移動が困難な方を対象に、買物や通院などの日常生活の移動支援のためタクシー料金の一部を補助し、利用者の社会活動の範囲を広げ、障がい者福祉、高齢者福祉の増進を図ってまいります。

続いて、76ページをお願いいたします。

節12. 委託料の117. 生活支援体制整備事業委託料566万1,000円は、地域全体で高齢者だけではなく、障がい者、子供、生活困窮者等を支援する仕組みづくりを社会福祉協議会と連携して実施してまいります。

次に、79ページをお願いいたします。

節18. 負担金、補助及び交付金の2. 補助金の103. 小学校就学準備等支援金240万円は、小学校へ入学する児童を対象に就学準備金を支給し、子育て世帯の経済的負担軽減につなげます。1人当たり3万円の給付を予定しております。

次に、87ページをお願いいたします。

節12. 委託料の101. 地域循環共生事業委託料の100万円は、岐阜大学と共同でゼロカーボンシティ推進事業及び環境人材育成を目的として環境セミナー等を実施してまいります。

同じく、その下の105. ゼロカーボンシティ推進に向けた町内企業意識状況調査委託料の50万円は、町内CO<sub>2</sub>排出量のうち多くを占める事業活動における排出を削減するため、精度の高い企業ニーズを把握し、得られた情報に基づいた支援につなげていきたいというふうに考えております。

次の106. 脱炭素に向けたエネルギー使用量見える化セミナー委託料の30万円は、温室

効果ガス排出量削減のためには、まずどのような活動において発生しているか把握する必要があるため、スタートのきっかけとする企業向けセミナーを開催しようとするものでございます。

次に、節18. 負担金、補助及び交付金の2. 補助金の104. ゼロエネルギー住宅普及促進補助金の100万円は、国及び県が実施する省エネルギー住宅、Z E H（ゼッチ）住宅とありますが、建設費補助金対象者に対して、町も同住宅取得費の一部、1件当たり20万円を助成させていただく。

次に、96ページをお願いいたします。

節18. 負担金、補助及び交付金の2. 補助金の106. 森のわくわくの庭利用促進助成金31万1,000円は、町内在住者を対象に、木に親しむ屋内木育施設である森のわくわくの庭利用料金の一部を助成してまいります。

次に、104ページをお願いいたします。

節14. 工事請負費110万円は、町内の消防水利、防火井戸、防火水槽の新規設置及び維持補修においては町による管理とし、地域の防災力強化につなげていきたいというふうを考えております。

次に、105ページをお願いいたします。

節10. 需用費の1. 消耗品費274万6,000円のうち266万6,000円は、今まで災害用備蓄品においては計画に基づき順次購入を進めておりますが、有事の際に必要な高まると考えられる避難所用簡易トイレ及び携帯トイレを購入しようとするものでございます。

次に、110ページをお願いいたします。

節12. 委託料の107. イングリッシュデイ開催事業委託料200万円は、中学2年生を対象にA L T出身国の文化や生活について学び、英語でのプレゼンテーション・発表等を通じてコミュニケーション力と基礎学力の向上につなげようとするものでございます。

次に、112ページをお願いいたします。

節14. 工事請負費の1億4,635万4,000円は、アーリオンホール舞台照明設備、超高層社宅改修工事、図書館空調設備改修工事や図書館、文化会館のトイレの洋式化の工事費を計上しております。

最後に、122ページをお願いいたします。

節18. 負担金、補助及び交付金の2. 補助金の107. 「清流の国」ぎふ文化祭2024町実行委員会補助金の500万円は、来る令和6年11月16日、17日に人形劇アラカルト i n 輪之内及び全国武将隊フェスティバル i n 輪之内を開催するため、実行委員会への補助金を計上しております。

以上で、令和6年度輪之内町一般会計予算の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○副議長（高橋愛子君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第6号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（高橋愛子君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○副議長（高橋愛子君）**

日程第12、議第7号 令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第13、議第8号 令和6年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び日程第14、議第9号 令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

**○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）**

それでは、第7号、第8号、第9号、一括議案ということで、順次説明をさせていただきます。

まず、国保会計について御説明申し上げます。

予算書135ページをお願いいたします。

議第7号 令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算。令和6年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,500万円と定める。

第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

歳入歳出の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算

の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和6年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

137ページから139ページまでは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

それでは、国保会計について説明してまいります。

まず、概要の説明をいたします。

6年度の予算規模は、対前年1,500万円減の歳入歳出9億5,500万円で予算編成をしております。

次に、被保険者の加入状況でございますが、令和5年4月が1,735人でしたが、直近数値の令和6年1月では1,635人と100人減少しております。いずれも一般被保険者の減少で、その内訳は、前期高齢者が30人の減、介護分2号保険者も30人減、未就学児が3人の増となっております。退職被保険者はゼロ人でございます。

次に、被保険者1人当たりの医療費の状況でございますが、令和4年度の実績値から5年度の見込額の1人当たりの給付費はマイナス4.3%となっております。医療費はいわゆる水物と言われますが、被保険者の減少に伴い減少傾向にあります。これらの背景を踏まえながら、1,500万円減となった主な要因を御説明申し上げます。

まず歳出から御説明申し上げます。142ページを御覧ください。

この後の説明については、この事項別明細書を起点に説明しますので、あちこち飛びますが御容赦を願います。

この中で一番増額が大きいのは、款2.保険給付費で対前年887万9,000円減の6億6,969万3,000円を計上しております。この保険給付費の代表的なものといえますと、被保険者が医療機関で受診された際に自己負担分として2割もしくは3割分をお支払いになられますが、残りの8割もしくは7割分は後から保険者、すなわち輪之内町国民健康保険が支払っております。この保険者が支払った金額をいいます。減となった主な要因は、予算書153ページの目1.一般被保険者療養給付費が917万6,000円の減、そして154ページの目1.一般被保険者高額療養費が146万4,000円の増、合わせて771万2,000円の減となっております。これは冒頭でも説明いたしましたが、被保険者が減少傾向にあることが相まって医療費が減少傾向にあるためでございます。

142ページにお戻りください。

次に増減額が多いのは款4の保健事業費で465万9,000円減の1,347万8,000円を計上しております。この保健事業といえますのは、代表的なものは医療費のお知らせ、国保制度の理解周知を目的とした普及啓発に関する経費や特定健診に係る経費をいいます。

内容としましては、162ページを御覧ください。

目1.特定健康診査等事業費の節18.負担金、補助及び交付金の負担金が105万円減の

744万円、163ページが目2. 保健衛生普及費が316万3,000円減の63万4,000円をそれぞれ計上しております。中でも163ページが目2. 保健衛生普及費では、5年度はデータヘルス計画作成委託料319万円が事業完了によりまして皆減となったことによるものでございます。

なお、データヘルス計画と申しますのは、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルでの実施のため、輪之内町データヘルス計画の策定を実施したものでございます。

以上が歳出における主な増減理由を説明しましたが、総額9億5,500万円の財源をどうするかということで、次に歳入ベースでの説明に入ります。

戻って恐縮でございますが、141ページの事項別明細書を御覧ください。

歳出同様、この141ページを起点に説明しますので、よろしく願いいたします。

歳入における増減額の大きいものについて説明いたします。

まず、款3. 県支出金において、対前年574万円減の6億8,430万6,000円を計上しております。

内容としては、145ページを御覧ください。

目2. 保険給付費等交付金が617万6,000円減の6億8,131万9,000円を計上しております。御覧のとおり、節で普通交付金、特別交付金となっております。普通交付金は883万1,000円減の6億8,131万9,000円となっておりますが、これは歳出153ページの項1. 療養諸費から155ページの項3. 移送費までの合計額、同額の6億8,131万9,000円の財源となっており、これの普通交付金で手当てされております。

次に、特別交付金は265万5,000円増の1,575万5,000円となっております。この特別交付金の性質は、国の特別調整交付金、県繰入金、保険者努力支援制度分、特定健診費用を県が市町村に交付するものとなっております。その内訳は、国の特別調整交付金が365万9,000円、県繰入金が158万1,000円、保険者努力支援制度分が717万5,000円、特定健診費用分が334万円となっております。いずれも県からのシミュレーション数値を参酌して計上しております。

戻って、141ページをお願いいたします。

次に増減額が大きいのが款6の繰越金でございますが、500万円減の1,500万円を計上しております。

内容として148ページを御覧ください。

そもそも繰越金については、基金繰入金との調整及び歳入歳出の最終的調整により、1,500万円を計上しておる性質のものでございます。

戻って、141ページをお願いいたします。

これまでの話を整理すれば、歳出において1,500万円減の9億5,500万円を計上しておりますが、その財源として、歳入において多くを占める款3. 県支出金、款6. 繰越金につ

いて説明をいたしました。あとは、財源として超過分を141ページの款1の保険税で幾ら減額するかという話であります。その額が246万4,000円減の1億6,577万3,000円ということであります。これについては歳出でも説明いたしましたが、被保険者数が減少している状況から医療費が上昇したときに直接負担を求めることは、相互扶助とはいえ被保険者1人が負担増につながることは間違いありません。そこで、147ページ下段にありますように、負担増を避けるべく、国保基金から対前年同額の2,000万円を繰入れしようとするものでございます。

以上で、令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者会計の説明を行います。

予算書173ページをお願いいたします。

議第8号 令和6年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算。令和6年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,630万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和6年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

175ページ、176ページは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

まず、概要の説明をいたします。

令和6年度の予算総額は、対前年1,370万円増の歳入歳出1億3,630万円で予算編成しております。

次に、被保険者数の推移でございますが、令和5年度の予算積算で1,180人に対して、令和6年度予算積算時、これは9月30日現在の数値でございますが1,248人と68人増となっております。このことは高齢化が進んでいるというあかしにもなっております。

それでは、順次増減の多いものを中心に説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

177ページを御覧ください。

この中で一番増減が大きいのは、款1.後期高齢者医療保険料、対前年1,482万5,000円増の9,297万9,000円を計上しております。

その内容については179ページをお願いいたします。

目1.特別徴収保険料が1,034万6,000円の増、目2.普通徴収保険料が447万9,000円の増と、共に増となっております。これも被保険者数が増となっていることが起因しております。なお、この保険料の現年分については、広域連合の試算値で通知のあった金額を計上しているものでございます。

戻って、177ページをお願いいたします。

次に増減額が大きいのは款3. 後期高齢者医療広域連合支出金で441万5,000円減の713万7,000円となっております。

その内容については、181ページをお願いいたします。

この委託金において、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診を行っておりますが、減となった主な要因は、令和5年度はこの委託金を財源に後期高齢者一体的事業受託料390万6,000円をここで計上しておりましたが、この事業は高齢者全般に対する介護予防的性質のある事業のため、一般会計、高齢者介護予防事業の委託金に移管しましたので、その分が皆減となっていることによるものでございます。

戻って、177ページをお願いいたします。

次に増減額が多いのは款4. 繰入金で、対前年329万円増の3,596万9,000円を計上しております。

その内容については、182ページをお願いいたします。

節1. 事務費繰入金は140万2,000円増の1,183万7,000円、節2. 保険基盤安定繰入金は166万4,000円増の2,129万8,000円でございます。増となった主な要因は、これも冒頭で説明しましたが、高齢者人口の増により、均等割、人口割、高齢者人口割の増額によるもので、いずれも広域連合の試算値を計上しているものでございます。

続いて、歳出の説明をいたします。

戻って178ページをお願いいたします。

この中で一番増減が多いのが、款2. 後期高齢者医療広域連合納付金で対前年1,792万3,000円増の1億2,645万8,000円を計上しております。

その内容については188ページをお願いいたします。

その中で、102. 保険料等負担金は対前年1,648万4,000円増の1億1,421万8,000円を計上しております。これも、広域連合で積算され通知のあった金額を計上しているものでございます。

戻って、178ページをお願いいたします。

次に増減額が大きいのは款3. 保健事業費で433万3,000円減の756万円を計上しております。

内容としては、189ページをお願いいたします。

減となったのは、この中の節12. 委託料において、5年度は一体的事業委託料が377万5,000円計上しておりましたが、先ほども申し上げましたが、一般会計にこの事業を移行させましたので皆減となったことによって減となっております。

以上、増減額の大きいものを中心に説明いたしました。

続きまして、児童発達会計について御説明を申し上げます。

予算書193ページをお願いいたします。

議第9号 令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算。令和6年度輪之内町

の児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和6年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

195ページ、196ページは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

まず概要の説明をいたします。

令和6年度の予算総額は、対前年200万円増の歳入歳出2,300万円で予算編成をしております。

それでは、主な増減について説明させていただきます。

197ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、款1.障害児給付費は102万6,000円増の1,530万6,000円となっております。

その内容は199ページをお願いいたします。

節1.児童発達支援費102万6,000円増の主な要因は、通う児童数の増によるものでございます。

198ページをお願いいたします。

次に歳出でございますが、款2.児童発達支援事業費が166万1,000円増の2,246万7,000円としております。

その内容は206ページをお願いいたします。

増となった主な要因は節1.報酬で、146万3,000円増の202万9,000円増となっております。これについては、会計年度任用職員の報酬でございますが、5年度までは正職員が急遽休暇を取得しなければならないときにスポットで対応してもらった会計年度任用職員分の報酬を計上しておりましたが、急遽の場合だと、そのスポットの人も都合により対応職員が減となってしまって教室自体を開所できなくなるという事態がありまして、保護者に迷惑をおかけしたこともあります。したがって、このような事態を避けようと、複数人をスポット対応職員としてあらかじめシフトを組んで対応をしようとするため増となったものでございます。

以上で、令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○副議長（高橋愛子君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第7号から議第9号までは、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第8号 令和6年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び議第9号 令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○副議長（高橋愛子君）

日程第15、議第10号 令和6年度輪之内町水道事業会計予算及び日程第16、議第11号 令和6年度輪之内町下水道事業会計予算を一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、一括ということでございますので、第10号、第11号と続けて説明をさせていただきます。

予算書213ページをお開きください。

議第10号 令和6年度輪之内町水道事業会計予算。

総則、第1条、令和6年度輪之内町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

事業の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1. 給水戸数3,031戸。

2. 年間総給水量114万9,360立方メートル。3. 1日平均給水量3,148立方メートル。

4. 主要な建設改良事業、イ、配水管改良事業8,350万円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益1億3,016万3,000円、第1項営業収益1億1,053万2,000円、第2項営業外収益1,963万1,000円。支出、第1款水道事業費用1億2,119万2,000円、第1項営業費用1億1,318万3,000円、第2項営業外費用753万2,000円、第3項予備費47万7,000円。

214ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億257万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億257万1,000円で補填するものとする。)。収入、第1款資本的収入423万7,000円、第1項工事負担金323万7,000円、第2項補償金100万円。支出、第1款資本的支出1億680万8,000円、第1項建設改良費8,372万1,000円、第2項企業債償還金2,308万7,000円。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)第3条予算内での各項間での流用、(2)第4条予算内での各項間での流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費635万1,000円。

棚卸資産購入限度額、第7条、棚卸資産の購入限度額は30万円と定める。令和6年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

215ページ、216ページは、先ほど第3条にありましたように、収益的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

217ページ、218ページは、第4条にありましたように、資本的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

それでは、予算の概要を説明いたします。説明は、234ページ以降の収支予算明細書について説明をいたします。

まず、234ページをお願いいたします。

目1.給水収益でございますが15万4,000円増の1億914万4,000円を計上しております。増となった主な要因は、給水戸数が微増していることによるもの、また使用水量も実績ベースで微増しておりますので、実績に近い形で見込んでおります。

続いて、236ページをお願いいたします。

支出について御説明をいたします。

まず、営業費用の目1.原水及び浄水費については81万4,000円減の3,332万4,000円を計上しております。減となった主な要因は、修繕費において、5年度は第2水源地配水ポンプ電動弁駆動部修繕工事を施工すべく300万円を計上しておりましたが、これも完了しておりますので、その分が減となったことによるものでございます。

続いて、目2.配水及び給水費につきましては、47万5,000円増の1,106万円を計上しております。増となった主な要因は、委託料において上水道管理システム更新業務が35万7,000円の増としていることによるものでございます。

続いて、237ページの目3.総係費については、対前年47万1,000円減の1,205万5,000円を計上しております。減となった主な要因は、238ページの上から3つ目の委託料が200

万2,000円減となっております。5年度は、企業会計への移行作業費や他システムの改修費244万5,000円を計上しておりましたが、事業完了により皆減となったことによるものでございます。

また、一方で使用料及び賃借料については118万6,000円増となっております。要因としては、公営企業会計システムの年間保守料が120万8,000円増となっていることによるものでございます。

続いて、目4.減価償却費については219万8,000円増の5,564万4,000円を計上しております。増となった主な要因は、構築物が110万円、機械及び装置が83万9,000円増となったことが要因でございます。

次に、239ページを御覧ください。

営業外費用の目2.公課費については、消費税及び地方消費税が100万円の増となっております。

次に、資本的収入及び支出の説明に入ります。

241ページを御覧ください。

項1.建設改良費の目1.配水施設拡張費については、340万円減の8,350万円を計上しております。減となった主な要因は、工事請負費について380万円減となったことによるもので、水道管布設工事について管網結果による対策箇所を予定していることによるものでございます。

最後に、項2.企業債償還金については、償還表に基づき償還すべき額を計上したところでございます。

次に、下水道会計のほうの説明に入ります。

予算書243ページをお開きください。

議第11号 令和6年度下水道事業会計予算。

総則、第1条、令和6年度輪之内町の下水道会計の予算は、次に定めるところによる。

事業の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1. 接続戸数1,490戸、2. 年間処理水量56万7,400立方メートル、3. 1日平均処理水量1,555立方メートル、4. 主要な建設改良事業、管路建設費4,080万8,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款下水道事業収益4億9,000万円、第1項営業収益9,465万1,000円、第2項営業外収益3億9,534万9,000円。支出、第1款下水道事業費用4億9,000万円、第1項営業費用4億4,275万6,000円、第2項営業外費用4,466万円、第3項予備費70万9,000円。

244ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,917万円は、引継金3,210万円、当年

度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額466万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億240万3,000円で補填するものとする。) )。収入、第1款資本的収入1億5,820万1,000円、第1項企業債2,690万円、第2項出資金8,388万9,000円、第3項補助金3,966万2,000円、第4項負担金775万円。支出、第1款資本的支出2億9,737万1,000円、第1項建設改良費7,431万2,000円、第2項企業債償還金2億2,305万9,000円。

特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ210万円及び1,000万円である。

継続費、第5条、継続費の総額及び年割額は次のとおりと定める。款1. 資本的支出、項1. 建設改良費、事業名、輪之内浄化センター電気設備工事、総額2億4,000万円、年割額、令和6年度2,400万円、令和7年度2億1,600万円。

債務負担行為、第6条、債務負担行為とすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、輪之内浄化センター電気設備工事、期間、令和6年度から令和7年度まで、限度額、2億4,000万円。

企業債、第7条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、下水道事業債、限度額、2,690万円、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えることができる。

一時借入金、第8条、一時借入金の限度額は4億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)第3条予算内での各項間での流用、(2)第4条予算内での各項間での流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費1,056万5,000円。

他会計からの補助金、第11条、事業運営に充てるため、一般会計からのこの事業への補助を受ける金額は2億6,811万1,000円である。令和6年3月4日提出。岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

247ページ、248ページは、先ほど第3条にありましたように、資本的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

249ページ、250ページは、先ほど第4条にありましたように、資本的収入及び支出を

表にまとめたものでございます。

令和6年度は公営企業会計に移行する予定でありまして、会計方式が変更となります。科目によって単純比較ができないため前年度予算額は掲載しておりませんが、御了承願います。

それでは、予算概要の説明をいたします。

説明は262ページ以降の事項別明細書によって説明いたします。

262ページをお願いいたします。

まず、収益的収入でございますが、目1. 下水道使用料は223万9,000円増の9,450万円を計上しております。増となった主な要因は、接続戸数が微増していることによるもの、また、使用量も実績ベースで微増しておりますので、実績に近い形で見込んでおります。

項2. 営業外収益のうち主なものは、目2. 他会計補助金は一般会計からの補助金2億4,164万9,000円、目3. 長期前受金戻入1億5,368万9,000円は減価償却見合い分を戻し入れるということで、現金等の動きが伴わないものとなっております。

264ページをお願いいたします。

収益的支出でございますが、項1. 営業費用、目1. 管渠費のうち、委託料の増額分は下水道台帳修正業務409万2,000円の計上によるものでございます。修繕費は、管渠やマンホールポンプ修繕に係る費用として1,114万2,000円を計上しております。

目2. 処理場費の主なものは、動力費1,080万円は浄化センターの電気使用料、委託料6,307万7,000円の主なものは、汚泥処分も含めた浄化センターの維持管理事業の6,008万円でございます。

修繕費2,358万1,000円の主なものは、曝気装置オーバーホール工事977万9,000円、沈砂池ポンプ等のポンプオーバーホール工事費1,080万2,000円でございます。

目3. 総係費の主なものは、職員1名分の人件費のほか、委託料383万2,000円は電算処理委託、メーター検針委託、公営企業会計支援業務委託でございます。

目4. 減価償却費2億9,192万3,000円は、建物、構築物、機械装置などの下水道施設に関わる有形固定資産を費用として計上したものでございます。

項2. 営業外費用の主なものは、企業債利息が4,299万5,000円、消費税及び地方消費税が150万円でございます。

268ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、項1. 企業債2,690万円は、下水道環境工事と浄化センター電気設備工事の財源となる起債分でございます。

項2. 出資金8,388万9,000円は、一般会計からの出資金、項3. 補助金のうち国庫補助金1,320万円は浄化センター電気設備工事費の55%分を計上しております。

その他、一般会計からの補助金として2,646万2,000円を計上しております。

項4. 負担金775万円は、現年度賦課の受益者負担金でございます。

270ページをお願いいたします。

資本的支出でございますが、項1.建設改良費の主なものは、目1.管路建設費のうち、工事請負費3,200万円は下水道新規接続等に伴う管渠及び公共ます設置工事費でございます。

目2.処理場建設改良費のうち、工事請負費2,400万円は、浄化センター電気設備工事費で、下水道施設ストックマネジメント計画に基づき、処理場の電気装置、電気計装設備の更新を行うものでございます。

項2.企業債償還金2億2,305万9,000円は、償還金元金でございます。昨年度予算と比較いたしまして2億9,137万1,000円増となっておりますが、令和6年度より公営企業法適用となりまして簿記会計となりますので、減価償却費と資産を計上したことにより見かけ上の予算規模が大きくなっておりますが、実態としては昨年度と大きな変更はありません。

以上で、令和6年度下水道事業会計の説明を終わります。併せて御審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（高橋愛子君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第10号及び議第11号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 令和6年度輪之内町水道事業会計予算及び議第11号 令和6年度輪之内町下水道事業会計予算については総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○副議長（高橋愛子君）

日程第17 議第12号 輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第12号について御説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

議第12号 輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について。輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例を次のように定めるものとする。令和6年3月4日提出、輪之内町長でございます。

御案内のように、今年元日に発災した能登半島地震において、岐阜県の要請を受け当町から派遣され対口支援業務に従事した職員に災害応急作業手当を支給するべく制定しようとするものでございます。

令和6年1月19日付の総務省からの災害応急作業等手当の運用についての通知を受け、能登半島地震に県の要請により職員派遣を皮切りに、この特殊勤務手当のうち災害応急作業手当のみを当町の特殊勤務手当と位置づけて制定し、その額については人事院規則第19条を適用して、1日につき1,080円を超えない範囲で支給しようとするものでございます。

条例内容を説明いたします。

第1条では趣旨を掲げております。

第2条では種類ということで、先ほども説明いたしましたが、各種特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当のみを当町の災害勤務手当としようとするものでございます。

第3条第1項では、災害応急作業等手当の定義や支給について規定をしております、第2項では、その具体の支給額を規定しております。なお、この1,080円は、人事院規則第19条の規定を適用しております。

第4条では支給方法について規定をしており、次の給与期間の給料日に支給する旨、規定をいたしております。

第5条では、雑則として規則を定める旨を記述しております。

最後に、附則では、本条例は公布の日から施行し、令和6年1月1日以後として遡及する旨を設けております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

これは委員会付託になりませんので、三、四点お聞きしたいことがありますので、よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

まず3条ですけれども、災害応急作業等手当ということで、この運用ですけどね、業務地がこれ明示されていませんで、職員が台湾とか海外に行った場合、これは応急手当が出るか、災害手当が出るかということをお聞きしたいということ。

2点目は、附則ですけど、公布の日から施行するということですので、今日なら今日可決されれば公布になると思うんですけど、規則というのはできていますか。今日一緒に公布すべきではないかと思ひますんで、規則ができていますかどうかということを確認したいということです。

それから3点目ですけど、今日補正予算や当初予算がたくさんありましたが、特殊勤務手当の項目がないんです、一つも。これはどうやって支払われるかと。歳出項目がないのに条例だけつくったというようなことになっていないかなあということで、支出の関係を聞きたいということです。

4点目は、これが最も私が聞きたいことなんですけど、この条例をつくったときに、ちゃんと情報を把握し、上へ上げてつくったかどうかというのを聞きたいと思ひます。3月1日に、3月なのですぐ直近なんですけど、国は地方自治法を改正して、災害と感染症については、自治体に、それに対応できる法律が取りあえずなくても、国は自治体に指示できるという指示権というのを地方自治法で改正して、おっつけそれができると思ひますね。

今回の条例をつくる時には、この流れからいくと、長いんで災害手当と言ひますが、災害手当と感染症の手当の2つを上げるべきだったんじゃないかと思ひます。3月1日なんで無理でしょうという回答が来るかと思ひますけど、西濃地方では、安八町、神戸町、垂井町、関ヶ原町、海津市等々においては、既に感染症等防疫作業手当というのがつくられておって、安八町は2,000円、神戸町は2,500円、海津市は3,000円と、この市町村はもう下地があるので特殊勤務手当で災害を入れてもいいわけですけど、輪之内町は特になかったんで、これだけやると一体どういうことが起きるかというのと、西濃地方で何かあったときに国から指示が出ると。災害の場合は今回手当をつくりましたので輪之内町も出る、安八町も出る、神戸町も出る、みんな出る。2,000円とか3,000円の差が出ます。しかし感染症の予防が、感染症の国から指示が出たとき、このときは、安八町は出る、神戸町は出る、海津市は出る、輪之内町は出ません。職員の士気が下がります。ちゃんとよその市町村のこの対応を見て条例をつくられたかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○副議長（高橋愛子君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

4点の質問ありがとうございます。

まず、第3条、業務地適用で海外にも適用するののかということでございますが、今回は県からの要請がありましたので、全県下の各42市町村全てにおいて対口支援をお願いしたいと、オール岐阜でいくんだということでございました。海外については、普通はもう国家の勢力といいますか、既存の自衛隊等を含めた外交関係で対応されると思いますので、一地方自治体がそこまで及ぶことは考えておりません。

したがって、これについては、そういった外部からの要請は国内においては対応できると思いますが、海外については想定をしておりません。

次に、附則で規則ができていくかということでございますが、現在準備中でございます。

あと、補正予算がないかということでございますが、これは給料の支払い、給料費の中で加算して払うという運用で考えております。

3月1日の地方自治法の改正によって、国から指示法が施行されたということでございますが、これについては正直、ごめんなさい、私はちょっと承知をしておりませんので、そこまでの考えが及んでおりません。

あと、感染症対策について、安八、神戸、垂井、海津なんかは感染症対策のこの特殊勤務手当が用意してあると、輪之内町はないということでございますが、これについてもその当時そういう運用を選択したんだろうというふうに考えますが、これについては、今回もこの災害応急手当の創設に関しまして、毎回議会の前に6町の総務課長が集まりまして情報交換をするのでございますが、今回のこの災害手当に関しては、職員向けに手当をするというのは輪之内町だけが考えておるという情報は得ております。逆に言うと、感染症については輪之内町はないということで、これも今後に向けて、いつ起こるとも分かりませんので、各町の例規を参考にさせていただいて、またこの特殊勤務手当条例の中で随時改正をさせていただくというようなことでお願いしたいと思っております。以上でございます。

(挙手する者あり)

○副議長（高橋愛子君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

どうも説明ありがとうございました。

3条についてはちょっと考え方が違っているなど私は思っているんですけども、国の指揮権は、通常考えると今までの状況は努力義務だったんです。国が、輪之内町さん、どこどこへ行ってくださいと言っても、努力義務ですから、人員が足りないとか、この職員が行ったら困りますと言うて努力義務ですから断れるんですけども、今回改正されるのは法的義務なんです。国が腹を決めたら行かなあかんということになると思うんですね。だから消防やら病院勤務の方は緊急隊をつくって海外にも行っておると。その

中に輪之内町、事務方で行ってくださいと言われたら行かざるを得ん状況が生まれてくるのかな。これは仮定の話ですけど、そういうことですので、ここには何も書いていないですから、範囲を狭めずに運用はしていただきたいなということです。

災害手当は各町ない、うちんとこだけやという話ですけども、本当かどうかということですね。この後、各町、国からの指示があつて、職員を手当も払わず現場に行きなさいよということは非常にある意味つらい仕事をさせることになると思います。

それから感染症は、もう皆さん、コロナで分かったでしょう、かかったら最悪の場合職員だって死んじゃう場合があるんですよ。やっぱりそこは今回一緒に上げてほしかったなあと思います。まだコロナは終息していませんから。ということ述べさせていたでいて、質問を終わらせていただきます。

○副議長（高橋愛子君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

ありがとうございます。

この3条の規定によって、国の先ほどおっしゃられた指示法については、これは私も先ほど正直に申し上げたとおりちょっと把握しておりませんでしたので、これから勉強させていただきたいと思います。

先ほどの感染症につきましても、繰り返しになりますけれども、他町の動向を見ながら、うちも必要と判断する場合には条例改正をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、この災害応急手当について輪之内町だけというふうに申し上げました。確かに打合せというかその会議をやったときは、そういった情報はほかの町ではありませんでした。その後に条例制定されている場合はその限りではありませんので、御了解をお願いしたいと思います。以上です。

○副議長（高橋愛子君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○副議長（高橋愛子君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

少しだけお願いします。

特殊勤務手当を出すのには何らの不服はありません。ありませんが、これは僕らの感覚は、要は行政とかこういった公的な関係は全てにおいてお金がついて回るという認識は今改めて感じたわけです。こんな大きな災害が起きますと、ボランティアとかいろんな方がたくさん入って支援をするというのは新聞報道では大々的に報道されているんで

すが、ボランティアで行く限りには全部自前、今の危険やろうが何やろうが全部自己責任、ましてや衣食住まで自己責任という中で、災害復旧に対して本当に取り組んでおみえになるというのは、本当に人ごとであって自分のことではどうやと、なかなかできません。

そんなことで一生懸命取り組んでおみえになるんですが、この特殊勤務手当という条例をつくるということは、国・県の要請で発生するものかというふうに思うんですが、作業に対しては1,080円限度ということでございますが、それなら寝泊まり、食事は職員の方には負担かからんとは思いますが、これは全部輪之内町以外のところから支給される、困らないように全部国・県のほうで職員の面倒を見ていただけるものか私は分かりませんので、そこら辺のこともちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（高橋愛子君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

ありがとうございます。

端的に言うと、職員の寝泊まりの経費についてはどこが負担するのかということでございますが、今回の場合ですと岐阜県が対応をしております。

県においても、国において激甚災害に指定されておりますので、まず国から県のほうに下りてくるというふうに認識をしております。以上です。

（挙手する者あり）

○副議長（高橋愛子君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

もう少しだけ。

ということは、激甚もしくは特定災害とかいろんな指定があると思うんですが、要するに被害があまりひどくなかった、例えば被害そのものはひどいんですが範囲が狭かったとかいう関係上、国とかそういうところからのそういう指定は受けられなかったも、町から例えば隣町のかなり被害があつて何もないということであれば、輪之内町隣ですので支援に何らかの形でお互いに、この西濃であればやるんであろうと思うんですが、そのときも全てこの1,080円の特殊勤務手当の中でやられるのか、やっぱりそれは町としても特別にそういうことであれば、またそれについての支援策をそのときにお考えになるのか。

これは何が言いたいかという、もう災害は、町長さんの最初の御挨拶の中にあつたように、明日はやなくて今日は、今日はいいかと、これからすぐ、いいのかというぐらゐ、やっぱりいつ起きてもおかしくないというような災害が目前に迫っているという状況の中で、やっぱりよそごとではないんだよと。誰がどうあつてもやらなあかん。

なら、これは職員でいいんですが、消防団員もしくは関係した防災士、いろんな方で町が要請した場合はこれに合致するのか。ましてや区長を中心に先頭立って区でその作業に当たった場合、けがしたり、それから感染症になったり、いろんなことがあった。日当とかそういうものには縁がございませんけれども、そういうものはあくまでもボランティア扱いになるともらえないのか、該当しないのか。これはこれからのことなのでちょっとまだ私も頭の中急にまとまりませんが、要するに自分たちでやらなあかんということと、少しでもお手伝いしてくださいよと町から発したことに關しては、町のほうでいろんな形の中でお考えをいただけるものかということ、ちょっともう少しだけ。

後でまた、今回一般質問もいろいろあると思うんですが、こんなような防災に関する質問は多分たくさん出るとお思いますので、その中では私も少し触れたいとは思っておりますが、今この条例の中で少し町が発したことによったら、全て、すみません、その中での対応もしていただけるものかどうかということ、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○副議長（高橋愛子君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

田中政治議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、町は、例えば、これは職員向けの条例でございますので職員を行かせます。そこで他の方、例えば消防団員とか一般町民の方云々をお願いしたいということであると、たしかこれ、ちょっと手元に資料がないので私の記憶で申し訳ないですが、災害対策法の中に、市町村は地元の人たちを雇い入れることができるという法律条文があったはずで、それは可能なんです。だけど、そういったことで対応させていただいたら、もちろん労働に対する対価はお支払いしなきゃいけませんので、それは各規則等によってお支払いはさせていただく予定でございます。

あと財源の話ですが、先ほど激甚災害という話をしましたが、ほかに、こういった活動をする、国からは災害に関して特別交付税という措置があります。特別交付税の中で災害対応措置というのがありますので、かかった経費のうち幾らかは国からの援助があるかと思っておりますので、そういったことを勘案しながら、まずは、原理原則は、町がいわゆる町民の方に出てくださいと、お願いしますと言って頼んだ以上は、労働の対価としてその支払いをさせていただくというのが本来だと思います。以上です。

○副議長（高橋愛子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第12号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第18、議第13号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第13号の説明をさせていただきます。

議案書22ページをお願いいたします。

議第13号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例について。輪之内町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和6年3月4日提出、輪之内町長でございます。

さきの2月の議会全員協議会でもお話しさせていただきましたが、その目的としては、時代の潮流を受け、重要施策の明確化と推進の効率化を図るべく、課の組織改編を行おうとするものでございます。

それでは、その内容について新旧対照表で説明します。新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条では、課の改正内容を掲げております。

まず、「総務課」、「危機管理課」を併せて「総務危機管理課」に、次に「経営戦略課」そして産業課の商工部門を併せて「企画財政商工課」に、「住民課」を「住民環境課」に、次に「福祉課」を「福祉介護課」と「健康こども課」に分け、最後に「産業

課」の農政部門と「土地改良課」を併せて「農業振興課」にそれぞれ改正しようとするものでございます。

次に、2項から4項は、その課でつかさどる事務分掌の改正を掲げております。

5項から19項は、課名の改正に伴いまして、当町の例規に掲げる条例内に課名が記載されている箇所をそれぞれ改正後の課名にしようとするものでございます。

議案書23ページにお戻りください。

23ページは改め文でございます。

26ページの附則で、施行期日は4月1日としております。

2項から15項では、先ほども言いましたが、課名の改正に伴いまして、当町の例規に掲げる条例内に課名が記載されている箇所をそれぞれ改正後の課名にしようとするものでございます。

28ページの16項につきましては、空家等対策協議会設置条例については、この改正を機に所管課を「産業課」から「建設課」に移管すべく改めるものでございます。

なお、条例上の事務分掌はその概要を示しておりまして、さらに細かい事務分掌については規則に委任しております。その規則についてももちろん見直しをかけ、4月1日から事務が遂行できるように今準備を進めておるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第13号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後0時02分 休憩）

（午後0時59分 再開）

○副議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第19、議第14号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第14号について御説明申し上げます。

議案書29ページをお願いいたします。

議第14号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和6年3月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正に至った経緯を説明いたします。

令和5年6月9日に特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、これは番号利用法と呼んでいますが、その一部改正の法律が公布されまして、その改正に伴いまして、行政手続における番号利用法は公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定める日が施行期日、これは令和6年5月末の施行予定でございますが、となるため関係条例を改正するものでございます。

具体的には、上位法の改正により大きく2つの改正がなされました。

1つ目は、マイナンバーの利用範囲の拡大ということで、今まで社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用促進を図っていきたくと。具体的には、理容師さん、美容師さん、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格と、それから自動車登録、在留資格に関わる許可等に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とするという上位法で改正されております。

2つ目に、マイナンバーの利用に情報連携に関わる規定の見直しということで、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務についてもマイナンバーの利用を可能とすると。法律でマイナンバーの利用が求められている事務については、主務省令に規定することで関連情報連携を可能とするということで、総じて、なかなか分かりにくいんですが利用方法の拡大や緩和がされたということでございます。

それで、改正法の施行に伴いまして、先ほども申し上げました番号利用法の別表第2が廃止となります。当町の条例ではこの別表第2を引用しているため、当町で新たにマイナンバーを利用するの事務が発生した場合、上位法の改正に合わせていないと改正前の番号利用法が適用されてしまうという事態になります。

したがって、この別表第2が廃止されることに伴いまして、新たに番号利用法で定義された2つの用語、特定個人番号利用事務と利用特定個人情報を条例に追加し、引用している条本文の改正を行うものでございます。

それでは、その改正内容を新旧対照表で説明します。新旧対照表の20ページをお願いいたします。

第2条では、定義において、第5項で特定番号利用事務と第6号で利用特定個人情報を追加しております。

この第5号の特定番号利用事務というのは、法第19条第8号に規定する特定番号利用事務をいうとありますけれども、これは改正後の、先ほども何回も言っておりますが、別表第2が廃止されることに伴い、新たに番号利用法で定義された用語でございます。

次に、第6号の利用特定個人情報というのは、これも第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいうとありますが、これも法改正で番号利用法の別表第2が廃止されることによって新たに上位法で定義された用語でございます。

次に、第4条の個人番号の利用範囲では、先ほど来何回も申し上げておりますが、別表第2の第2欄に掲げる事務において別表第2自体が削除されておりますので、第1項ではそれを特定個人番号利用事務とし、第3項では別表第2のその内容が第2条の定義に示す第5号の特定番号利用事務と第6号の利用特定個人情報に置き換わりますので、当町の条例で引用している箇所を改正するものでございます。

それでは、議案書30ページにお戻りください。

改め文でございます。

附則として、法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとありますが、上位法の施行は令和6年5月末施行の予定となっております。

以上で説明は終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

**○副議長（高橋愛子君）**

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

これから議第14号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（高橋愛子君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**○副議長（高橋愛子君）**

日程第20、議第15号 輪之内町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

**○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）**

それでは、議第15号について御説明をいたします。

議案書31ページをお願いいたします。

議第15号 輪之内町監査委員条例の一部を改正する条例について。輪之内町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和6年3月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正に至った経緯を説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方自治法の条ずれに伴う引用条文の改正を行うものでございます。

それでは、その改正内容を新旧対照表で説明をいたしますので、新旧対照表22ページをお願いいたします。

具体的には、第3条の引用条文において地方自治法「第243条の2の2第3項」が「第243条の2の8第3項」に繰り下がったことにより、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書32ページにお戻りください。

改め文でございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

**○副議長（高橋愛子君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。  
これで質疑は終わります。  
これから議第15号についての討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議第15号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。  
したがって、議第15号 輪之内町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第21、議第16号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。  
総務課長から議案説明を求めます。  
荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第16号について御説明いたします。  
議案書33ページをお願いいたします。  
議第16号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和6年3月4日提出、輪之内町長でございます。  
今回の改正に至った経緯を説明いたします。  
地方自治法の改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となり、併せて総務省より、令和6年度から対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されております。

当町でも、職務の均衡という観点から、6年度より期末手当に併せて勤勉手当を支給しようとするものでございます。

支給率は100分の102.5を超えない範囲、つまり半期で1.025掛ける2期、前期、後期ですね、すると2.05か月の範囲内で支給しようとするものでございます。

それでは、その改正内容を新旧対照表で説明いたします。

23ページをお願いいたします。

第3条では、会計年度任用職員については期末手当のみでございましたが、これに勤勉手当を加えるものでございます。

次に、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当として12条の2を追加しております。

次に、第19条では期末手当の準用規定を掲げてございます。この条例及び次条第1項とあるのは、24ページに第19条の2としてパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を追加しておりますので、その整合性を図るべく改正するものでございます。

次に、19条の2では、先ほど申し上げましたパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を追加しております。支給割合として正職員の支給割合であります100分の102.5を超えない範囲、つまり半期1.025の2期を掛けると2.05月となりますが、その範囲内で支給しようとするものと、退職や失職または死亡した場合において、その支給額を基準日現在における給与の月額について1か月当たりの平均額とするというものでございます。

なお、附則としては、令和7年3月31日までの間における勤勉手当に関する特例として、令和6年度の勤勉手当については100分の102.5を超えない範囲として、100分の25、つまり半期0.25掛ける2期で1年間で0.5月とするものでございます。これについては西濃管内6町と足並みをそろえた月数としております。

それでは、議案書34ページにお戻りください。

改め文でございます。

35ページの附則に次の1項を加えるとして、先ほど申し上げました令和6年度の勤勉手当については100分の102.5を超えない範囲として100分の25、つまり0.5月分とするものを第4項で加えております。

また、第2条、第3条として、パートタイム会計年度任用職員の関係条例であります輪之内町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正と輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を、2条立てで併せて改正しようとするものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

#### ○副議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第16号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第22、議第17号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第17号について御説明させていただきます。

議案書の37ページを御覧ください。

議第17号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和6年3月4日提出、輪之内町長でございます。

次の38ページは改め文でございます。

この改正につきましては、第3子以降出産祝金の増額をすることにより、子育て世代の経済的負担を軽減し、家庭における生活の安定を図るとともに、児童の健全な育成、資質の向上に資することを目的として、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の28ページをお願いいた

します。

第2条、出産祝金の額、こちらの見出しについては祝金の額と改め、第3子以降出生児1人当たり「15万円」を「20万円」といたします。

第3条の対象者につきましては、現行の輪之内町に住所と生活の根拠を有し、出生後も引き続き居住する者としておりますが、改正では、町に引き続き居住する者の対象を、継続して1年以上の経過期間を設けるもので、1号と2号を追加し、いずれかに該当する保護者と規定するものでございます。

1号では、支給対象児の出産日において、町内に住所を有する期間が連続して1年以上経過している者、2号では、支給対象児の出産日以降において町内に住所を有することとなった日から起算して引き続き1年を経過した者としております。

第4条の申請については、現行では、祝金を希望する者は町長に申請しなければならないとしておりますが、改正案では、祝金の支給を受けようとする者は、出生日の日から3か月以内に申請しなければならない。ただし前条第2号に該当する者は、町内に住所を有する期間が連続して1年を経過した日から3か月以内とするとして、申請期間を設けるものでございます。

第7条、祝金の返還は、祝金の返還を命じることができる場合の規定について定めております。

改正前の2号で、受給後1年以内に転出したときとしておりますが、先ほど御説明いたしました第3条の対象者の中で、町内に住所を有する期間を連続して1年以上経過する者といたしておりますので、この第7条中、1号では祝金の申請または受給に関し不正の行為があったとき、そして2号ではこの条例の規定に違反したときと改め、全体の条例の趣旨に反する場合の返還要件の改正を行うものでございます。

続いて、議案書の38ページに戻ってください。

附則として、施行期日は令和6年4月1日から施行する。2.経過措置として、この条例の施行日前の出産に係る祝金支給については、なお従前の例によるとしております。

以上で議第17号の御説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

**○副議長（高橋愛子君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

9番 田中政治君。

**○9番（田中政治君）**

反対ではございませんが、ちょっとささやかな質問を1つ。

この15万を20万にするという根拠は、他の市町を眺めたときに多いのか少ないのか、また同じぐらいなのか。

何が言いたいかという、どうせ出してですね、輪之内町のイメージアップ、子育て支援、いろんな支援の中で、輪之内はいいですよ、町内へ移住したらどうでしょうかと、意思やそういう気持ちのある方にアピールできるような金額であるかどうかということが私は知りたい。

それでお答えがいただけるものならいただきたいなあと思います。

○副議長（高橋愛子君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

ただいま田中議員さんの、ほかの市町の額とかというところの御質問でしたけれども、ちょっとすみません、そこまでの比較を手元に持っておりませんので、申し訳ありません、また御回答いたします。

○副議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

輪之内町に住んだ人に限るといってようになっておるんですけれども、これ3か月ぐらいでは何で駄目なんでしょうか。

私ら今この住宅を増やして人口を増やすということで一生懸命取り組んでおるんですけれども、増やすんだったら3か月ぐらいでもいいんと違うかなあというように私なんかは思うんですけれども、それは駄目なんでしょうか。

○副議長（高橋愛子君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

浅野進議員からの、定住期間につきまして3か月でもいいのではないかというふうな御質問をいただきましたけれども、今回の改正で、やはり少しでも人口の増につなげて長く輪之内町で定住していただきたいということも鑑みまして、そのような期間を設けております。

いろいろな御意見があると思いますけれども、今のところそういうふうで御理解をお願いいたします。

○副議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第17号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第23、議第18号 輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第18号について御説明をさせていただきます。

議案の39ページを御覧ください。39ページです。

議第18号 輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例について。輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和6年3月4日提出、輪之内町長でございます。

この条例につきましては、本町における企業の立地を促進するための奨励措置、具体的には奨励金の交付について必要な事項を定めた条例でございます。

今回の一部改正の内容につきましては新旧対照表で御説明をさせていただきますので、新旧対照表の30ページを御覧ください。30ページです。

第2条第1号では、奨励金の交付対象としている製造業と情報通信業について、日本標準産業分類を引用することで意義づけをしております。このたび、その日本標準産業

分類が国において改正をされましたので、これに伴い改正をするものでございます。

具体的には、「令和5年総務省告示第256号」において規定する日本標準産業分類が令和5年7月27日に告示され、令和6年4月1日から施行されることになりました。

これに伴って、従前の「平成25年総務省告示第405号」で規定されている日本標準産業分類が廃止されることによる変更でございます。

最後に、議案書の40ページの改め文をお願いします。40ページです。

附則を御覧いただきたいのですけれども、この一部改正の施行は令和6年4月1日からでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

**○副議長（高橋愛子君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第18号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**○副議長（高橋愛子君）**

日程第24、議第19号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第19号について御説明申し上げます。

議案書41ページをお願いいたします。

議第19号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和6年3月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例改正は、消防団員等の損害賠償に係る補償基礎額について所要の改正を行うもので、その背景といたしましては、国において一般職の職員の給与に関する法律の一部改正の法律の施行によりまして公安職の俸給表が改定されることに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償額の基準を定める政令も改定されることによりまして、その損害補償基礎額を改定するものでございます。

具体的な内容は新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表の31ページでございますが、31ページの第5項は、第5条第2項第2号に定める基礎額を「8,900円」から200円増の「9,100円」に改正をいたします。そして、その階級と勤続年数に応じて、別表に定めるように、部長、班長及び団員の10年未満の最大200円を皮切りに、それぞれ基礎額を改正するものでございます。

議案書にお戻りください。

42ページは改め文でございます。

附則として、施行期日は令和6年4月1日から施行するとしております。また、経過措置として遡及適用を設けております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○副議長（高橋愛子君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

反対ではございませんが、少し質問をお願いします。

これは消防団員の方の災害補償ということかなあとというふうに思っておるんですが、これは1日を何時間として勤務を考えておみえになるのかなあと。1回出動が1日、多分日額と書いてあるんで日額でしょうね。そうすると8時間労働か、それがもし半日で終わったらどうなるのか。9,100円の半分になるのか、時間で一定の分割があるのか。その逆もありますよね。8時間以上、要するにそういうことに従事した場合はまた増え

るのかということをお尋ねしたいと思います。

○副議長（高橋愛子君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

この基礎額もそうなんですけれども、大体この公務員の改正が基になっておりますので、国家公務員とかそういうの。そののぶら下がり、先ほど言いましたけど公安職の俸給表も改定になっています。これが全て基礎となっているのは日額でございます。ということは8時間勤務ですね。ということが基礎になっております。以上です。

（挙手する者あり）

○副議長（高橋愛子君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

全部答えていただいておりますが、8時間というのは大体分かったんですが、それを8時間より少なかったとか8時間より多かったとか、そういうことは当然あるので、それはどういうふうに案分をされるのかなあということ。

○副議長（高橋愛子君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

時間によって案分ということはたしかなかったというふうに記憶しております。やっぱり1回の出動で事案に対して公務災害を負った、負傷した案件に対しての補償額ですので、勤務体系によって、いわゆる公務で遭った災害が、休業に追い込まれたのか、病院に行って療養を余儀なくされるのか、はたまた亡くなって、それが遺族に対する補償なのかどうかということが分類されております、このもともとの法律が。

したがいまして、それぞれの補償に対する基礎額でございますので、時間によってということではありません。案件一件に生じたことによって起こる基礎額をこれに乗じていくという方式になりますので、そういうことでございます。以上です。

（挙手する者あり）

○副議長（高橋愛子君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

分かりました。

すぐ出動してすぐ公務災害の対象になるということも当然ありますので、8時間やったからその中でということではないということはお分かりました。

それで、補償基礎額表ですよね。階級と年数とかいろいろ書いてあると思うんですが、要は、部長、班長からいくと、団長は、副団長は、もらったらかんこと、事故なんで

あれなんです、まさかのときには補償額がかなり違いますね。

私が言いたいのは、部長、班長にしても団員にしても、今は消防団員、平均年齢何歳ですかね。ということになると、団長はもう70超えてござって、別にそうもお金あげんでもええんではないかと。逆に働き盛りの人が何かで事故った場合とかけがされた、公務災害の対象になった場合は、やはりそれは逆に手厚くいかなあかんのやねえかしやんと私思う。この階級で云々というのはあんまりよくないんじゃないですかね。上へ上がれば上がるほど、60、70、もう会社でいうたらパート扱いみたいな人が消防団で事故、何か公務災害の対象になったらようけもらえると。若い団員はもらい方が少ないのでということでは、どうも私は反対やねえかと思う。反対というよりも皆同じように上げてあげるか、この差のつけ方に私はどうもあまり納得しにくいんです。

しろと言われれば私は団員ではありませんのでいいですが、やっぱり団員諸君の士気にも関わりますし、やっぱり消防団員一生懸命やっていたおのはよく分かっておりますが、ちょっと余談ですけども、今年の出初めを見る限りでは団員の士気は高くない。90名ぐらい見える団員の中で出席35名、半分にもなっておらん。私が消防団やらしてもらっておったときには、ほぼほぼ、出初めというたら何を置いてでも行って、幾ら雪が降ってでも行った。そういう時代ですが、変われば変わるもんだなあということと、もう一つは、やはりこんだけ手当をいろいろ手厚くされても士気が上がってこないというのはもっと違った意味もあるので、事故に対してもやっぱり注意を、十分な教育していただかんと、やっぱり起きてはならない公務災害というのは起きないとも限りませんので、そこら辺のことも含めて総合的に御答弁がいただけるものならお願いしたいと思います。

#### ○副議長（高橋愛子君）

危機管理課長 荒川浩君。

#### ○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

ある意味、議員の質問されたことはごもっともかなというふうにも思います。

確かに年齢がいったおる人に対して上げるんじゃないしに逆やねえかというのもありますけれども、ただ逆に言うと、消防団員、幹部、上のほうとしては、やっぱり本当に危険が伴うものについて経験年数の浅い人の団員さんを真っ先に現場に行かせるということはやっぱりそれはやっちゃいかんと思います、危険を伴うものは。まず自分が行って、そこでこれで大丈夫だということを確認できてから、こういう具体的な方法であその現場に入れというふうに指示するのが上長の役割だというふうに思いますので、そういった意味からも、危険を伴うことのリスクの回数というかね、そういう点については、あくまでもやっぱりその上級者がまずは現場を把握して、その後安全を確保できるということであつたら、消防団員、下の者に確認をしたり指示をするというのが適切だと思います。

これは準則どおりに改正しておるんですが、準則どおりになっていますのでこれでお願いますというような答弁の仕方は私もしたくありませんので、そういうふうなことを常に、今の消防団員も、とにかく団員、経験の浅い団員を危険にさらすわけにはいかないという趣旨でやっておりますので、それはそのように今後も徹底してまいりたいというふうに思いますし、先ほどちょっと耳の痛いお話がありました。出初めの出席状況については、私もこれも正直驚きました。驚いたというか、私どもも先ほど田中議員がおっしゃった時代に消防団員、そして消防担当もやっておりましたのでちょっと寂しいかなあということは思いました。

ただ、これに起因するのは、今まで出初め、これは余分な話でごめんなさい、消防出初式が土曜日にやっておりましたけど、やっぱり土曜日勤務の人って多いんですよ、結構。ですから、これを含めて来年からはやっぱり日曜日実施というようなものを考えておまして、消防団の皆さんと協議しながらその辺は今後改善していきたいというふうに考えております。以上です。

**○副議長（高橋愛子君）**

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

これで質疑を終わります。

これから議第19号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**○副議長（高橋愛子君）**

日程第25、発議第1号 輪之内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定に

ついてを議題とします。

発案者から趣旨説明を求めます。

林日出雄君。

**○3番（林 日出雄君）**

資料の43ページを御覧ください。

発案書。発議第1号 輪之内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。輪之内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定を次のとおり発案する。令和6年3月4日提出。提出者、輪之内町議会議員 林日出雄、賛成者、輪之内町議会議員 田中政治、賛成者、輪之内町議会議員 高橋愛子、賛成者、輪之内町議会議員 上野賢二。輪之内町議会議長 小寺強様。

44ページ、45ページは改め文になります。

輪之内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定理由といたしまして、本条例は、地方自治法により規制されていた議員個人と町との請負契約が年間300万円まで除外されたことに伴い、議員が請負の金額や概要などを議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とするものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○副議長（高橋愛子君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 輪之内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第466条第1項の規定によって、3月14日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（高橋愛子君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第2号から第11号まで及び第13号については、3月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

各常任委員長は、3月15日に委員長報告をお願いいたします。

---

**○副議長（高橋愛子君）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議会2日目は、3月14日午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

(午後1時45分 散会)



令和6年3月4日開会 第1回定例輪之内町議会

第2号会議録 第11日目

令和6年3月14日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（8名）

1番	田中実	2番	大橋慶裕
3番	林日出雄	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	9番	田中政治

○欠席議員（1名）

8番 小寺強

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉和仁	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
教育課長	野村みどり	福祉課長	伊藤早苗
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
土地改良課長	松岡博樹	産業課長	松井和明
住民課長補佐	松本香代		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○副議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名です。

議員定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって、質問は3回までとします。

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をいたします。

1. 天災は忘れた頃にやってくる。寺田寅彦さんの格言、広域水道連結について。

能登半島大震災により犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたします。被災されました全ての皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

物理学者の寺田寅彦先生は、天災は忘れた頃にやってくると言われました。現代では、天災は忘れないことだけでは不十分で、防備することが大切であります。報道によりますと、能登半島大震災の際、地震と津波に襲われたある地区が5分以内に全員高台に逃げ助かったそうです。その地区では、東日本大震災をきっかけに毎年避難訓練を行っており、住民は全員助かったのは奇跡ではなく、訓練が生きたと述べています。いわゆる備えあれば憂いなしであります。

よく災害があると困るのは、食料、水道水であります。飲料水は、給水車や給水袋で何とかなるとお考えの方も多いかと思います。そのとおりだと思いますが、やはり水道の蛇口からの水は便利で安全であります。水道水は、飲み水ばかりでなく、風呂やトイレ、洗濯や医療行為にも欠かせません。隣市町との水道管接続の助け合いはできませんか。

輪之内町と海津市、安八町の境に水道管が埋設されています。平時に、海津市、安八町の水道管と輪之内町の水道管を接続する工事を実施し、ふだんは止めておき、災害時には開いて利用できるようにする。災害以外でも、施設の突然の故障にも大変有効であると思います。遠くの親戚よりも近くの他人という言葉があります。災害に備え、できることは何でもする姿勢が大切ではありませんか。

実際に、大阪市と堺市は、国庫補助を得て緊急用連絡管を整備し、相互応援給水や応援給水訓練を始めていると聞いております。決して絵空事ではありません。海津市長は、町長と同じ県政を担った県職OB、安八町長は、安八郡広域連合など広域行政のパートナーではありませんか。有能な朝倉町長の手腕の見せどころではありませんか。

また、町民の方から、近くの電柱が傾いているとの声が届きました。1月に能登半島で地震があったばかりで心配されてのことだと思います。町は、電柱の安全点検を業者に指導されていますか、併せてお聞きします。町長の見解をお聞きします。

2. 歴史に残る災いでしたパンデミックの記録文書を永久保存してください。コロナ禍の検証と歴史的な文書保存について。

2019年コロナが発生し、全世界に感染拡大しパンデミックとなりました。毎日コロナの名を聞かない日はなく、マスクが品不足になり、異常な高値で取引される社会現象も起きました。各自治体や政府による矢継ぎ早の緊急事態宣言に国民は一喜一憂し、その日の感染者数の人数を確認する習慣になりました。国民の苦難は、令和5年5月8日の政府の基本的対処方針に基づく対応が廃止されるまで続きました。

日本は、コロナ対策で初動で出遅れたと言われます。その理由の一つに、2002年SARS、重症急性呼吸器症候群が他国では感染拡大したが、日本では感染拡大があまりなく、感染症のノウハウの蓄積がなかったことが原因と言われていると聞いております。輪之内町では、コロナ対策に従事する職員2名が月100時間の時間外勤務をいたしました。大変な勤務であり、担当職員に感謝申し上げます。

今回得た感染症のノウハウを次に備え保存していくことが大切です。貴重な文書を安易に廃棄してはいけないと思います。コロナ関連の文書は、法定保存年数が来れば、全国の自治体で一斉に廃棄されるかもしれません。輪之内町はそれに追従してはなりません。よく学求者は、災害の際、命がけで記録や資料を持って出ようとするそうです。それは、私は死んでもいい。これ（記録・資料）は、後世の人に残さなアカンといった使命感がさせるものだと思います。

コロナの資料は全て残し、後世の人に判断を任せるべきです。コロナ関連文書は、どんなささいな文書でも歴史的、民俗学的資料であり、永久保存すべきだと思います。コロナ禍の検証と文書保存の方針をお知らせください。1918年、世界的パンデミック、スペイン風邪の資料は町にありますか。あれば公開してください。捨てたらごみ、保存したら歴史的資料ではありませんか。町長の見解をお聞きします。

3. 森林がないのに税金がかかります。おかしくないですか。令和6年度から森林環境税開始について。

東日本大震災からの復興に関して実施する防災施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から、町民税、県民税均等割にそれぞれ500円ずつ、合計1,000円が加算されていますが、この臨時措置は令和5年度に終了します。しかし、令和6年度から、新たに

森林環境税が導入され徴収されます。森林環境税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から課税する国税で、個人住民税均等額に合わせて賦課徴収される税金です。国は、徴収した税を森林環境譲与税として、都道府県、市町村へ譲渡するとしています。

そこで疑問があります。輪之内町民は、既に平成24年度から清流の国ぎふ森林・環境税を徴収されています。町は幾ら清流の国ぎふ森林・環境税を徴収し、どのように使われていますか。緑の募金、旧緑の羽根募金も森林整備のためのものです。町は、緑の募金を幾ら集め、どのように使われていますか。森林整備の財源は、国の森林環境税と清流の国ぎふ森林・環境税と緑の募金があります。三重徴収になりませんか。国・県、基金という縦割り行政の弊害が生み出した負担増ではありませんか。町の森林面積はどのくらいですか。森林環境税の対象者数と課税は幾らですか。

私は、新たに税金を課税するときは、説明し尽くして、納得して納税してもらうのが大切だと考えます。町は、この税をどのくらい町民の皆さんに広報しましたか。人ごとではありませんか。国の税といえども徴収するのは町です。町税同様に説明責任があります。国税だから知らないとは言えません。国の森林を守るのは理解できますが、町民の皆さんは、新たに森林環境税がかかることを知っていますか。また、現在の森林環境税譲与税基金として166万円を積み立てていますが、基金に積み立てるための税金ですか。目的税なら、その年に事業をして全額支出すべきではありませんか。町長の見解をお聞きします。

4. 早期退職や中途退職が続きます。なぜですか。労働基準法による衛生管理者の配置について。

この頃、役場が明るくなったとよく聞きます。町民の一人として大変うれしいです。しかしながら、組織はすぐには変わりません。町議会議員になって、毎回本会議や委員会で労働基準法に基づく衛生管理者の適正な配置と運用を訴えてきました。それは、働く人を守ることが大切と考えるからです。衛生管理者とは、法に基づいて週1回職場を巡回し、健康相談に乗る責任者のことです。

毎年途中で退職する職員や定年を待たずに早々と退職する職員が後を絶ちません。令和5年5月臨時議会で、衛生管理者はどう配置しているのかとお聞きしたら、すぐに回答ができませんでした。衛生管理者が機能していないのではありませんか。衛生管理者は、管理職がしているとの回答がありました。勤務評定をする人が衛生管理者では、職員は、勤務評定が悪くなってボーナスカットが怖くて相談できないと質問すると、適切に運用するとの答弁でした。衛生管理者の氏名を公表することもなく、週に1度の職場巡回も実施しているようには見受けられません。その場限りの対応では退職者が増え続けます。

本人の意思に反して、長期にわたり職場を変えない、病気で通院し、配置転換を希望

しても対処しない事例はありませんか。次の定期異動まで待てないとしびれを切らした職員が退職していくのではありませんか。職員やその家族に大変な負担や心配をかけていませんか。毎晩遅くまで役場に明かりがついています。サービス残業の過重労働になっていませんか。

そこでお聞きします。昨年度の職員の時間外手当の最高額は幾らでしたか。時間数は何時間でしたか。有給休暇はちゃんと取得できていますか。町長は、県の人事委員会事務局長を歴任されました人事の専門家であります。役場のOBではありませんので、過去の経緯に影響されず英断ができると思います。町長の見解をお聞きします。

○副議長（高橋愛子君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

おはようございます。

本日は一般質問ということでよろしくお願ひいたします。

それでは、まず田中実議員からは4つの御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず1点目の広域水道連結についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、地震災害において上水道施設が被災し、ライフラインが寸断されるリスクや施設や管路の老朽化に伴い、持続的な経営確保に向けた中長期的な経営見通しのため、広域連携を検討することは意味のあることと考えます。岐阜県では、平成29年11月に、県と市町村で構成します岐阜県水道事業広域連携研究会を設置し、広域化に向けた検討を重ね、水道事業に係る現状と将来見通し、課題、広域化シミュレーションとその効果、今後の推進方針を取りまとめた岐阜県水道広域化推進プランを令和5年3月に策定しております。

議員御提案の隣接市町との水道管接続につきましては、災害時のみならず、水源地機器の故障等による断水への備えとして有効な方策であると考えますが、現状、各市町の配水設備が区域外までの給水を想定して整備されていないことから、今のまま隣接市町と水道管を連結しますと、配水圧力が低下し、機能しない状態になると考えられます。

したがって、水道管の広域接続に当たっては、各市町の水源地設備や管路の状況等、様々な角度から検討が必要となり、また実際にその整備には多額の費用を要することが想定されます。しかしながら、さきに述べましたとおり、広域連携の構築は、水道事業経営の安定化、地域全体の安全と安心に資するものでありますので、引き続き地域の協力体制の向上に努め、鋭意検討してまいります。

次に、電柱の傾きについて、設置事業者である中部電力に確認しましたところ、電柱には電線が垂れ下がってこないようにワイヤが張られており、それに沿って電線を渡しているが、そのワイヤの引っ張る力が強く電柱が傾くことがあり、そのため必要な箇所

には、支線を設置するなどの補強対策を実施しているとのことでした。ちなみに、その傾きが何度までなら安全であるといった数値的な基準はないとの回答でした。

また、電柱の建柱面の状況や電柱のひび割れ等の状況については、5年に1回点検をしており、異常が疑われる場合は調査に出向いているとの回答でございました。町としましても、町内巡回の際に電柱の傾きが見られたときは、設置事業者に調査を依頼するなど対応してまいります。

次に、2点目、パンデミックの記録文書の永久保存についてお答えいたします。

当町の文書管理規程第38条に文書保存についての規定があり、その内容は、その文書関係の重要性を十分認識し、文書に記録されている情報の歴史的価値並びに行政事務における活用及び資料としての価値に応じて、文書の保存期間を決定しなければならないというものでございます。

議員御指摘のとおり、コロナ感染症の対応は多岐にわたりました。今後どのような感染症が起こるか分かりませんが、未知のウイルス等が繰り返し出現することは十分に予想されるところでございます。そのため、今後の対応や組織体制運営への教訓として、関係文書を次世代に残さなければなりませんし、そのことが必ずや将来に向けて当町の財産となり得るものと認識しております。したがって、保存方法を紙ベースとするか、電子データとするかの方法などを含め、御提案の方向で対応してまいります。

また、コロナ禍における検証につきましては、感染症の初期の段階より町での対応状況を記録しております。今後コロナが終息し、落ち着きましたら、この記録を順次整理して、ホームページ等で皆様に公表してまいります。

なお、スペイン風邪に関する資料ですけれども、何せ106年前のことですので、さすがにその存在は確認できませんでした。

次に、3点目、森林環境税の導入に関する御質問にお答えいたします。

森林環境税は、個人住民税均等割額と合わせて令和6年度から1人年額1,000円を国税として徴収され、その税収は、全額が森林環境譲与税として、森林の有無に関わらず都道府県、市町村へ譲与されます。森林環境譲与税は、既に令和元年度に創設されておりますけれども、令和6年度までの間は国の財源によって譲与されております。

また、岐阜県では、清流の国ぎふ・森林環境税を平成24年度から県民税に1人年額1,000円を加算して徴収しています。当町の令和5年度賦課額は5,129人分の512万9,000円で、県の森林環境税事業の財源として活用されております。県の森林環境税について、県は、市町村が実施する譲与税事業と重複しないよう、平成30年度に事業の調整を行い、令和3年度には、SDGs達成や脱炭素社会の実現といった新たな課題に対応する必要があるとして、令和5年度までの5年間の延長を決めたところでございます。

一方、緑の募金の名称でお願いしております家庭募金につきましては、森林環境税事業が公益性の高い森林整備が主体であるのに対し、緑の募金については、苗木の配布や

植樹による緑化事業、次代を担うみどりの少年団の育成強化などに活用されております。当町の令和4年度の募金総額は36万1,300円で、令和5年度配分額を本戸区のアジサイの剪定に活用いたしております。

なお、国の森林環境税の周知につきましては、令和5年3月に町税条例を一部改正し、町のホームページに掲載しておりますが、今月の広報紙には、岐阜県からのお知らせとして再度掲載いたしました。また、税務課窓口には、昨年から国と県の森林環境税のポスターを並べて掲示しておりますが、今後も積極的に広報に努めてまいります。

なお、森林環境譲与税の活用については、当初交付額が少額であったため、後年度の公共施設改修の際に、木質化する財源として基金に積み立てておりましたが、国からの積極的な活用を促す通達もあり、現在は、木製品の購入など木材利用の促進に活用しております。国と県の森林環境税や緑の募金など、それぞれの趣旨に沿った事業を推進することにより、国の温室効果ガス排出目標の達成や災害防止を図られるよう、町民、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、4点目の労働基準法による衛生管理者配置についてお答えいたします。

衛生管理者の配置とその職責については、議員が御指摘されているとおりでございます。私も就任後、有為な職員が複数退職してしまう状況を目の当たりにし、極めて憂慮すべき状況との認識は持っております。その対策内容として、以前総務課長がその現状等を答弁しておりますが、週1回職場の巡回や記録を残すことは制度化できておりません。そのため、今回の御質問を受けて、早急に労働安全衛生法にのっとった体制を構築するよう指示をさせていただいたところでございます。今後は、今まで実施してきた内容に加え、適正に運用してまいります。

なお、令和4年度の時間外手当の最高額はどの御質問ですけれども、年間174万7,000円、時間数は725時間、有給休暇の取得日数は12日でございます。

いずれにしても、早期や中途退職の理由が時間外勤務の多さだけではないにしろ、大きな要因の一つになっているのは間違いないと思われま。来年度予算の査定に当たっては、各課に対し、サービスレベルを落とさず、いかに事務をスリム化できるかを考えるよう指示をしたところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(1番議員挙手)

○副議長（高橋愛子君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

丁寧な説明ありがとうございました。

何点か聞きたいところがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1点目の水道の連絡のことですが、各町に能力がない、広域で検討したというこ

となんですけれども、輪之内中心の考え方やなしに、やっぱり広域でもう一回よく考えていただきたいと。町立図書館に、日本の外交に貢献した陸奥宗光先生の秘書官を務めて、明治の元勳、岩倉具視先生の書道師範をされた輪之内町大吉新田、山本家ゆかりの杉山三郊先生の書があります。その書には「深蔵若虚」と揮毫してありまして、商人は商品を並べるとき、奥のほうにいいものを置くそうです。これを転じて、能ある鷹は爪を隠すということでございます。

この言葉どおり、安八町や海津市が輪之内町を助けるだけの水道能力があれば、輪之内町がなくてもこれは何とかなるのではないかということですので、安八町さんや海津市さんの能力がどのくらいあるか、そしてこの質問というのは急に出た質問のように思われているかも分かりませんが、いつか来た道なんです。この質問はいつか来た道。

思い出してください。

昔、大垣市を中心に、各町合併協議をして合併協議会をつくって、水道部会で各町、水道をやっぴいこうと水源地や能力やら水質をすり合わせたんじゃないですか。そのときの資料を見れば答えが書いてあるんじゃないんですかと私は思うわけですが、この件につきましては、建設課長さんに、安八町や海津市が交渉能力以上の能力があるかどうかを確認させていただきたいと思います。

電柱の件ですが、私信じられないぐらい町内を回って、多くの町民の方から話をお聞きしておるんです。昨年12月議会で、副町長をつくったらと町長に質問しましたが、当分の間一人でやるわと、それでもありかなと思ったんですが、年が明けて、町民の方の雰囲気がからっと変わりました。明日地震があったらどうするんやね、副町長をつくらんでいいのかねという声が多数あります。こんな声は町に届いておるんでしょうかね。

何でこんなことを言うかという、副町長も電柱も話は一緒なんですよ。住民は地震が怖いんです。この1点なんですよ。住民は地震が怖い、とにかく助かりたいんですよ。その気持ちは私もよく分かります。答弁でもいろいろ言われたんですけども、電柱真っすぐしますでおしまいじゃないですか、普通なら。それがそんな答弁やなかったということは、ちょっと寂しい思いがあります。

マスコミ報道でいくと、大きな自動車会社、型式を不正して車が造れないそうです。日本を代表するような車会社でも、利益中心になると不正を働くんですよ。今電柱を5年に一遍点検していますという話ですが、これは電気事業法に基づくと当たり前の話でしょう、法律で決められているんですから。会社の話をうのみにせず、よく業者と話し合っていて、町民の不安を取り除いてください。ということで、この件についてはよく業者と打ち合わせるということで、第2質問はいたしません。

2番目のパンデミックにつきまして、私も第38条を読んで、歴史的価値に言及して保存しなければならないということをよく精査していただいて、大変理解をしてある答弁だと思って感心をさせていただきました。ただ、1点、抜けておったのは、何が抜けて

おったかという、その資料を水没しないところ、火災にあっても耐えられるところに保存するというぐらいの言及が欲しかったのですが、今言いましたので、何とか検討していただきたいと思います。これも第2質問はよろしいです。

3番目の税金のこと、これについてちょっとお聞きしたいと思います。3点ほどお聞きしたいと思います。

今、確定申告が始まっていますよね。町の職員、住民から相談を受けて、確定申告書を作っているんですよね。確定申告ということは、国の税金、所得税ですよね。一般の方はあまり知られないんですけども、町の職員は、国税を触れないんですよ。でも、確定申告をやっているでしょう。これは、確定申告期間中だけ、大垣税務署が臨時の税理士の許可証を町に与えているからできるんです。ですから、確定申告が終わってから町の税務課に行くと、税務署へ行ってください、うちのところでは国税が扱えませんからという処理をしておるんですよね。なのに、なぜ森林環境税は町の職員が徴収できるんですか。この根拠を教えてくださいと思います。

それから2番目は、森林環境税が滞納になった場合、誰が取り立てると言うのはおかしいが、徴収するんですか。大垣税務署ですか、輪之内町の税務課ですかということをお聞きしたいのと、3点目、税金というのは、国民にとってはつらい仕事ですので、間違っていたら当然国民は怒りますよね。そんなとき、不服申立てという制度があるんですよ、税に対しては。この不服申立ては、国が受けるのか、町が対応して不服申立ての処理をするのか、この件について税務課長に答弁を求めたいと思います。

それから、4番目の早期退職者が続くということでありまして、大変決断していただいて法的整備をされるということで、以前ここで話しておったときは、職員調べで何とか把握しておるとか、人事は気に入ったことができなくて、それは我慢してもらわなあかんという答弁でしたが、それを言い換えると、私が車を運転していて警察官に呼び止められたと。あんた、車のランプが切れておるでしょう。ちょっと車検証を見せてくださいと私が言われた。そのときに、ええ、すみません、車のカタログがあつてこれに車の大きさや型式やメーカーが書いてありますと出しているようなものですよ。警察官は怒るでしょう。車検証を見せろと言っておるのに、車検証と同じ内容の書類がありますと。いったって法的には整備されていない。今まで私はそういう体制やったと思うんですが、今後は英断していただいて書類を作るということ、そして巡回するということですので、大変よくなったなと思います。

そこで、3点ほどお聞きしたいことがあります。

1点目は、今年、令和5年度、定年退職以外で辞められる職員、役場で何人、保育園で何人ですかということがお聞きしたいということ。それから、人事ですので、昇格とか、そういうことはもちろん口を挟むつもりはありません。そんな権限もありませんが、間もなく来る定期人事異動の結果で、職員の配置に不備が判明したとき、もしくは新し

い職場に移って、その職場に耐えられないというような深刻な相談を受けた場合、どのように町のほうは対処されるのか。今までどおり1年待ってくれと言うのかということですね。これは私も大変な質問やなと思っておるんです。職員の言うことばかり聞いていたら、役場という組織はもたない。学級崩壊をしてしまう。かといって、苦しんでいる職員を見捨てれば退職してしまう。ですから、町の方針さえ言っていただければ、職員もある程度納得するのではないかなということに思います。

3点目は、衛生管理者と共に重要な要素とする産業医という方を設置しなければならないんですが、設置してあるなら、その方のお名前をお知らせください。以上です。

#### ○副議長（高橋愛子君）

建設課長 大橋勝弘君。

#### ○建設課長（大橋勝弘君）

田中議員さんのほうから、隣接市町の能力等について御質問がありましたのでお答えをします。

まず隣町の前に、輪之内町のほうですが、輪之内町につきましては、水源地が2か所ございまして、どちらにつきましても、水源地のほうに取水ポンプがそれぞれ2台ずつ、計4台、それから配水ポンプがそれぞれの水源地に4台ずつ、計8台設置をされておりました、計画給水量につきましては、1日5,680トンの計画となっております。

隣町の安八町さんにつきましては、水源地については、安八町で1か所ですが、安八町役場のちょっと北辺りにございます。そちらのほうにつきましては、取水ポンプが2台、それから配水ポンプが4台設置をされておりました、計画の給水量につきましては、1日当たり7,000トンです。

それから、海津市ですが、こちらにつきましては、旧平田町区域の水源地が平田町区域の中に2か所ございまして、まず平田第一水源地につきましては、取水ポンプが1台と配水ポンプが3台、計画給水量につきましては、1日当たり1,740トンです。もう1か所の平田第二水源地につきましては、取水ポンプが1台、配水ポンプが3台ということで設置をされておりました、計画給水量は、1日当たり3,900トンということになっております。

各市町の水源地の施設につきましては、施設の整備の段階から、各市町の給水区域内に適切な水圧で供給できるように、水理計算とか管網解析をされまして、費用対効果も考慮し、最適な施設設備の設計を重ねられて設置をされております。設計段階で他市町への供給能力は見込まれていないのが現状でございます。現時点につきましては、広域化に向けた各種の検討、水道認可のまず問題、それから設備の問題、それから広域給水した場合の料金の問題、万が一水質異常が発生した場合の責任分担など多くの面からの検討が必要であると思っておりますので、今後調査・研究を重ねていく必要があると思っております。以上です。

○副議長（高橋愛子君）

税務課長 田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、森林環境税につきまして、3点御質問をいただきました。

まず1点目の徴収の根拠ですけれども、所得税は、議員おっしゃるとおり、明日の確定申告期間中まで臨時の許可をいただいております。森林環境税につきましては、平成31年に制定された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第7条で、森林環境税は、個人の市町村民税の賦課徴収の例により、個人住民税の均等割と併せて賦課徴収すると規定されましたので、税目としては同一ではございませんが、同一の税目に属する地方税とみなされることになりました。これに合わせて、町税条例も改正をいたしております。

2点目、未納になった場合は、地方税として徴収しますので、町の税務課のほうで徴収をいたします。

不服申立てにつきましても、町税と同様に、納税通知書を受け取られた翌日から3か月以内の審査請求ができることとなっております。以上です。

○副議長（高橋愛子君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

3点の質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、令和5年度をもって退職する職員、定年で退職する者以外の人数でございますが、合計で7名でございます。その内訳は、事務職3名、保育教諭4名でございます。

また、次に、人事異動による職員の不利が生じたときの対応はどうするつもりか、その方針はどういうふうに考えているのかという御質問でございますが、まず人事異動というのは、行政の今年度こういった事業を展開していく、そして集中的な事業に対してこの人材を充てて円滑に進めるという狙いで行うのが通常でございます。

したがいまして、もしいろいろな思いを抱く職員がおるのは十分承知しております。私も何回か今まで人事異動を発令してきましたが、やっぱり全員が全員納得した人事異動というのはあり得ません、正直。やっぱりある程度こちらの意図を持ってやらないと、行政が円滑な運営ができないという判断の下にやります。

したがいまして、そういった職員が出たとき、例えば不利な思いをした職員に対しては、やはりそういうことを申立ていただければ、私としては、こちらの人事異動を行った意図、こういうふうに考えているから、あなたの力をお貸しいただきたいというようなこととお話をさせていただきます。そして、そういった話合いを積み重ねたいというふうに思います。それでも、本当に心も含めた身体に大きな支障を及ぼすというおそれもありますけれども、そういった場合には、もうその業務自体が止まってしまうという

ことを避けなければいけませんので、そのときには新たな人事異動も発令をする可能性もあるというふうに考えております。

最後に、産業医については既に設置しておりますし、その産業医については、町内大吉新田の荒川医院の先生にお願いしておるところでございます。以上です。

(1 番議員挙手)

○副議長（高橋愛子君）

1 番 田中実君。

○1 番（田中 実君）

二、三点聞きたいことがありますんで、よろしくをお願いします。

水道のほうで、料金がとか水質がという話が出ておるんですけど、それは通常の発想だと思えるんですね。例えば、輪之内町が石川県に救援物資を送りました。その段ボールの中に請求書は入れるんですか。被災した安八町や海津市に輪之内町が水道管を使って水を送ったら、水道料金の請求をするんですか。そういう話を今されたというふうに私は思うんですけど、それから水質がすり合わせなあかんということですけど、それでしたら、輪之内町の町民、安八町や海津市に行つて喫茶店に入つても水も飲めないですよ。そんなもんですかね。

やはり災害ということを考えれば、ある意味、銭、金関係なし、そしてお構いなしにやっていくのが私は災害対策だと思います。これはよく検討していつていただきたいと思ひます。広域に関することですので、輪之内町だけでは駄目ですけども、何か市町村長が集まつたときに、広域どうですかねという話ぐらひはいつていただきたいなと思つて、この件については質問を終わります。

4 番目の人事に関してですけど、答弁を聞いておると、何か昭和時代の課長さんの答弁とよく似ておるなど。我慢しろよ、頑張つてくれよということだと思ひますけどもね。昔は、役場に入ると、家族がいい職場に入つたねと赤飯を炊いて祝つたんですよ。私、町内出身です。町内の保育園を卒園しました。中学校や高校を卒業したときに保育園に顔を出すと、なじみの先生が出てきて、実ちゃんよかつたね、これからも頑張りやあがうれしかつたです。教えてもらった先生がおつてうれしかつたです。

今はどうですか。つらい職場で、役場を退職したら赤飯を炊くんぢやないですか。そして、保育園に行つて、久しぶりに先生と言おうと思つたら、もう何年か前に辞めました。それどころか、保育園の先生全員知らない人ばかりぢやないですか。たまに田舎から、また、まちから田舎へ歸つてきて役場へ行つても知らん人ばかり。保育園へ行つても知らん先生ばかり。これではふるさと輪之内は伸びませんよ。

質問は1 つだけ。役場の職員を引き止めるような魅力のある職場を提示するような施策は何か、来年度打たれる予定かどうかということだけお聞きしたいと思ひます。

○副議長（高橋愛子君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

今後の役場職員が魅力ある職場ということでは何かを考えているかということですが、これについては、もう組織立って云々ということではないと思います。本当に何か具体的な施策を打てば、職員が離れずにずっとやってくれるという確証はやっぱりないと思います。そういった具体的なやつは、それであればもうとっくにやっています。やっぱり各個人の思い、そして輪之内町に対する、もちろん入庁する際には、大きな志を持って来ていただいております。その志をいかにその子の成功体験として積ませるか、それが上司たる者の役割。その子がいかに仕事を気持ちよくやれるか、そういった環境をつくるのが私どもの務めというふうに理解しております。以上です。

○副議長（高橋愛子君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます前に、このたびの令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

外国人が抱える5つの壁についてです。

令和5年1月1日現在の日本の人口は1億2,242万人余りで、昨年より80万人減少していることから、産業の衰退といった問題は深刻です。そのため、今後は、外国人労働が必要とされていきます。そこで、自治体や事業者は受入れ体制を整えていかなければなりません。また、外国人が抱える特有の問題にも取り組んでいかなければなりません。そうすると、外国人とどう向き合えばよいのでしょうか。

日本で暮らす外国人が抱える主な問題として、5つの壁が考えられます。1つ、言葉の壁、コミュニケーション、2つ、文化の壁、習慣の違い、3つ、経験の壁、災害経験がない、4つ、制度の壁、社会保障や在留資格、5つ、心の壁、誤解や偏見。こうした5つの壁を地域社会の中で取り組んでいかなければ、解消していかないのではないかと考えています。輪之内町においても、ベトナム、中国、フィリピン、スリランカ、パキスタン、インドネシア、カンボジアといった国々の外国人定住者及び永住者486人が各企業等で働いていることから、異なる文化や価値観を持つ誰もが安心して元気で暮らせる地域共生社会の実現を図る上で、5つの壁の取組が必要ではないかと思っております。町長の御見解をお伺いします。

○副議長（高橋愛子君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

浅野重行議員からの外国人が抱える5つの壁についてお答えをいたします。

現在の人口減少の状況は御案内のとおりで、初日の施政方針でも述べさせていただいたとおり、国にあっても労働力不足により経済のパイが縮小し、ひいては競争力の低下が懸念されており、外国人就労者の受入れの規制を緩和する措置が講じられております。その上で、外国人が日本での生活で直面する壁を乗り越えるためには、教育や情報提供、相互理解を深める取組が必要と考えております。

そこで、まず1点目、言葉の壁については、教育委員会が主催のわのうち日本語ひろばを開設しております。この教室は、輪之内町内や周辺地域に在住する外国人を対象にした生活に必要な日本語を学ぶ教室で、日本語での日常会話をメインとした交流活動を実施しております。今後も雇用企業に働きかけるなどをして、一人でも多くの方に参加してもらい、やさしい日本語で自分のことを話したり、相手のことを聞いたりする中で、相互理解を深められる場のサポートを提供し、言語の障壁をなくす取組を強化してまいります。

2点目、文化の壁につきましては、異なる文化や習慣に対する理解を深めるため、国際交流イベントや文化体験プログラムを積極的に推進し、地域内での相互理解を促進してまいります。

次に、3点目、経験の壁、災害経験がないという点について、まず災害に遭った外国人が困ることとして、避難を呼びかける日本語が分からず避難が遅れたり、避難所に行けなかったりすること、宗教上の理由などで避難所の食事を口にできない外国人があること、避難所での表示や案内が日本語だけだと必要な支援が受けられなかったり、他の日本人避難者とトラブルが起きたりすることなどが上げられます。町では、先ほどの日本語教室において防災講座も開催しており、町職員等が講師となって対応してまいりました。

また、岐阜県では、外国人防災対策として、外国人防災リーダーの派遣事業、そしてSafety tipsと呼ばれる無料アプリの利用を呼びかけております。さらに有効と考えますのは、以前、浅野議員から一般質問で提案をいただきましたピクトグラムは、視覚的に理解しやすいものと認識しております。したがって、今後は、避難所にも外国人支援用ピクトグラムが表示できるよう、事前の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、制度の壁について。輪之内町に在住される外国人の多くの在留資格は技能実習であり、これらの方々は、約3年間の短期間で帰国をされます。国によって社会保障制度に違いがありますが、日本は国民皆保険であり、外国人も日本人と同様の社会保障を受けることができることは御案内のとおりです。

最後に、5点目、心の壁については、文化や生活習慣、価値観の違いなどから生じる

偏見や差別をなくすため、住民や企業、事業所、団体などを対象に多文化共生の地域づくりについて啓発を行い、住民同士の交流の機会の充実を図ってまいります。

(4番議員挙手)

○副議長（高橋愛子君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

御答弁ありがとうございました。

先ほど御答弁いただきました無料アプリ、それとピクトグラムを設置等々、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、ちよつとお聞きしますんですけども、教育課長にちよつとお伺ひしますが、先ほど町長さんのほうから述べられました防災講座は、町職員で対応しているということですけども、ボランティアの方等ではそういった講座は行われていないんですか。それと、その場所はどこで行われているのか、それと月に何回くらい行われているのかお聞かせ願ひたいと思ひます。以上です。

○副議長（高橋愛子君）

教育課長 野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

それではお答へいたします。

令和5年度、日本語ひろばは、全体で10回講座をしております。その中の1回で、災害に対する講座を設けております。そのときの講師として、役場の職員の、今年度は参事さんにお願ひしてありますが、講座を開催しております。

会場につきましては、教育委員会の2階でございます。

(4番議員挙手)

○副議長（高橋愛子君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

御答弁ありがとうございました。

これからも、外国人の方向けに防災訓練等、言葉についてもそうですけれども、そういった防災に関しても積極的に講座を開いていただきたいと思ひます。

それと、能登半島では多くの外国人も被災した中、外国人被災者に避難情報が適切に届かないこともありましたので、輪之内町においても、災害時だけでなく、日常生活等においても適切に伝わることでトラブルといったことも解決すると思ひますので、よろしくお願ひします。以上で質問を終わります。

○副議長（高橋愛子君）

暫時休憩いたします。10時15分まで休憩いたします。

(午前10時04分 休憩)

(午前10時15分 再開)

## ○副議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 上野賢二君。

## ○6番（上野賢二君）

おはようございます。

一般質問を行います。

輪之内町の未来を切り開く課題P a r t 4、安心・安全なまちづくりについて。

石川県の能登地方を襲った震度7、マグニチュード7.6の大地震で始まった2024年、とてもつらいスタートとなってしまいました。まずは、貴い命を犠牲にされた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

私たちは、災害や事故で大きな被害を受けた後、その原因を追求し、対策を検討してきました。多くの尊い教訓と科学技術の進歩により災害のたびに改善され、一人一人の意識も高まります。しかし、大変残念なことに、一度は高まっても、時間がたつと災害や事故への関心がいつの間にか薄れてしまい、防ぐことができるはずのものができないことも多々あるように思います。今回の能登半島地震においても、東日本大震災や熊本大地震の教訓を経て構築された災害への備えは必ずしも十分とは言えず、多くの課題や問題が発生し、災害対応の難しさが浮き彫りになってきております。

近年は大地震だけでなく、毎年のように記録的な猛暑、スーパー台風、線状降水帯による豪雨など深刻な災害が発生しており、南海トラフ巨大地震をはじめとした国難レベルの災害発生も予測されております。今後も、防災対策など継続的な災害対応の発信、さらなる対策の高みを目指し、手を緩めることなく、安心・安全なまちづくりの構築に努めていかなければなりません。

輪之内町第6次総合計画策定に当たり、中学生以上の町民を対象に実施された町民意識調査によりますと、町が目指すべき町の姿及び施策の重要度において、安心・安全なまちづくりが最も高いにもかかわらず、満足度は低くなっております。町民のニーズに応え、この満足度向上に努めていくことがまさに輪之内町の未来を切り開く重要課題であると考えます。安心・安全なまちづくりの大きな柱として、防災対策、防犯並びに交通安全対策、消防、救急施策があります。それぞれの対策、施策について質問をいたします。

### 1. 防災対策について。

住家のさらなる耐震化。今回の能登半島地震における被害の多くは住家の倒壊であり、全壊及び半壊住家は2万棟を超え、亡くなられた241名のうち、ほとんどの方々が倒壊した建物の下敷きになったことにより命を落とされております。まず一番に行わなけれ

ばならない対策は、住家の耐震化であります。専門家によりますと、1981年に導入された耐震基準を最低限満たしている建物は倒壊を免れ、耐震化されていなかった古い木造住宅に被害が集中した可能性があるとしています。

当町におきましても、木造住宅耐震化促進事業として、無料耐震診断や耐震補強改修費用の一部を助成し、事業の推進を図っておりますが、事業の進捗状況はいかがでしょうか。経済的な問題や高齢化、後継者がいないなどの理由で、耐震補強改修をためらっている方も多いのではないのでしょうか。

2016年6月議会において、耐震補強改修までできない場合の対策として、耐震シェルター設置の推奨並びに設置補助金の交付を提案いたしました。その後、耐震シェルター等設置補助金制度として事業化されましたが、残念ながらあまり活用されていないように思います。いま一度安価で短期に設置でき、最低限貴い命を守ることができる装置として、耐震シェルターの有効性をもっとアピールし、耐震基準を満たしていない住家には、設置を義務化するくらいの迫力を持って進めていただきたい。それから、生活困窮者、高齢者や障がい者世帯への無償提供も考えてはいかがでしょうか。誰一人命を落とすことなく、輪之内の奇跡と言われるような対策を講じていただくことを切に願います。

ライフラインの強化。能登半島地震では、生活を支える道路やライフラインにも大きな打撃を受け深刻な被害となっており、特に耐震化されていない水道管が広範囲で損傷し、今も多くの地域で断水が続いております。想定される最大規模の地震に耐えられるかを示す水道管の耐震適合率は、能登半島に限ったことではなく、全国平均でも40%ほどと大変お寒い状況であり、国は2028年までに60%に引き上げる目標を掲げておりますが、地方自治体においては、人口減少、高齢化などにより水道事業経営が厳しく、なかなか水道管の耐震化が進んでいないのが現状であります。当町においては、下水道工事に伴い、ある程度水道管の布設更新工事も行われたと思いますが、当町の水道管の耐震化適合率はいかほどでしょうか。

また、断水時の応急対応として、防災井戸、災害応急用井戸が注目されております。飲料水は、防災意識の高まりにより、各家庭や地域、行政によりある程度備蓄され、当町にも校区ごとに設置されています耐震性貯水槽など対策が講じられてきております。しかし、被災者より、飲料水は何とか手に入ったが、トイレや風呂、洗濯などの生活用水の確保に困っているという声が聞こえてきます。生活用水の確保策として、当町においても、指定避難場所に町が所有、管理する防災井戸を掘削し、平時から開放して地域住民に存在を知ってもらい、災害時に円滑に水を供給できるようにする。そして、町民や事業者が個々に所有する井戸の数を把握して、その所有者に協力依頼し、断水時に井戸水を無償提供してもらい災害応急井戸の登録制度をつくることも必要と考えますが、いかがでしょうか。

防災備蓄品並びに指定避難所の運営。災害備蓄品については、指定避難所や町防災備

蓄倉庫などに、災害時に必要と考えられる多くの防災資機材や備蓄品が確保され、計画に基づき順次購入、更新がなされており抜かりはないと思いますが、絶えず起きる災害状況を注視し、何が必要で、何がなくて困ったのかを今後もよく検証していく必要があると思います。今回の能登半島地震においては、偶然滞在先で避難所生活を経験した職員や、避難所支援のために派遣された職員も見えます。その貴重な体験を生かしていかなければなりません。

避難所運営につきましては、町職員も被災者になり得ることもあるわけですから、行政だけの対応では限界があります。避難者自らが運営に関わることも想定していかなければなりません。実際に能登半島地震においても、町職員が1人か2人しかいない避難所もあったと聞きました。避難所の運営はどうしたらいいのか、何をするのか、どこにどんな備蓄品がどれだけ保管されているのかなど、地域の自主防災会や防災士会等との防災ネットワークを構築し、事前に準備していく必要があると思います。

## 2. 防犯並びに交通安全対策について。

防犯並びに交通安全は、地域や子供の安心・安全のための重要な課題であり、幾度となくこの問題に提案をしてまいりました。スクールガードリーダーや地域見守り隊、夜間パトロールなど地域ぐるみの防犯体制、防犯灯の設置及び整備、防犯カメラ、ドライブレコーダー設置に対する補助制度、通学路等のカラー舗装など、ソフト、ハード両面から対策を講じていただいておりますが、さらなる高みを目指すとともに、町民の安心感、満足度向上に努めていかなければなりません。

防犯カメラにつきましては、現在公的防犯カメラとして、町施設や学校及びその周辺などに設置され、さらに個人的な設置にまで拡大し、設置に係る費用への補助制度を導入して、防犯カメラの設置促進に努めていただいております。しかし、当町は農村地帯であり、人家のない箇所も多く通学路として指定されております。少人数での登下校となる人家のない通学路や事件、事故が起りやすいと考えられる地域や場所への公的設置を再考していただきたい。犯罪を未然に防ぐ抑止効果もあり、子供の命を守る方策として進めていくべきであると考えます。

また、狭小な幅員の道路が多い当町においては、歩行者と車を安全に分離させることが難しいことから、道路のカラー舗装化事業を進めていただいておりますが、まだまだ少ないように感じます。特に子供の登校時は、出勤の多くの車と重なり非常に危険な状況です。通学路のさらなるカラー舗装化を再度御提案いたします。

## 3. 消防行政について。

地域防災体制の中核的存在である消防団運営につきましては、令和3年規模縮小が打ち出され、減少に伴う要員確保のため、機能別消防団員として町職員の増員が図られましたが、一時しのぎの感が否めません。今後もますます加速が予想される人口減少、特に若年層の減少やオールサラリーマン化などによる団員不足を払拭するためには、もう

一歩踏み込んだ施策を講じていく必要があると思います。現在8事業所に協力していただいています消防団協力事業所表示制度のさらなる協力体制の拡大促進、そして以前にも提案いたしました、常備消防組織として、町による常備消防職員の採用、養成並びにその活動拠点として、現在建設中の防災拠点を活用することも、将来を見据え、真剣に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

以上、輪之内町の未来を切り開く重要課題であります。安心・安全なまちづくりにおける今後の事業展開について、町長の御見解をお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（高橋愛子君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

上野議員からは5つの御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、住家のさらなる耐震化についてお答えをいたします。

町では、平成18年度に輪之内町耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化を促進する施策を実施しております。住宅耐震改修につきましては、耐震基準となる昭和56年5月31日以前に着工された住宅を対象に、国・県、町合わせて最大101万9,000円を補助しております。耐震診断につきましては、無料で受けることができます。

また、議員御指摘のとおり、平成29年には耐震シェルター等設置補助金を創設し、地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置、耐震シェルター、または防災ベッドですけれども、装置の設置費用として上限額30万円を補助しております。さらに、令和2年度より、建て替えに伴う住宅の除却に対しても、国・県、町合わせて最大83万8,000円を補助することで、より多くの方に活用していただけるよう努めております。

現在までの補助金活用の実績ですけれども、耐震診断75件、耐震補強5件、住宅の除却9件、耐震シェルター1件となっており、令和5年1月1日現在における町の耐震化率は58.7%にとどまっております。耐震改修が進まない要因は、補助対象住宅が建築後相当年数以上経過し、所有者も高齢化していること、加えて通常のリフォーム工事での居住機能改修費に耐震改修費を合わせると多額の工事費となり、一部の補助助成を受けなくてもなお相当の自己負担となるためと考えられます。

住宅の耐震化の促進には、町民の皆様の意識向上が欠かせないため、これまでも耐震改修補助金制度を周知してまいりましたが、今後は、誰でもできる我が家の耐震診断のパンフレットを各施設の窓口に設置するほか、耐震診断や耐震改修の必要性について、広報紙、ホームページなど様々な媒体を通して積極的に啓発していきたいと考えております。能登半島地震をきっかけに、町民の皆様の関心の高まりも予想されますので、耐震補助金については、申請が多くなれば補正予算により対応するなど、より一層住宅の

耐震化が促進されるよう努めてまいります。

次に、2点目のライフラインの強化についてお答えをいたします。

まず、御質問にありました耐震適合率につきましては、厚生労働省が公表しておりますけれども、この調査結果については、基幹管路における割合となっており、当町においては、基幹管路は全て耐震化により布設されておりますので100%となります。一方で、管路全体の耐震化率ですと、令和4年度末時点で10.9%であります。引き続き、水道管の耐震化に取り組んでまいります。

また、断水時の生活用水の確保策についても、その重要性は十分認識しており、防災井戸の掘削や災害応急井戸の登録制度の導入により、災害時に地域住民への水の供給を円滑化する取組を推進してまいります。さらには、地域全体の協力体制を築くため、町民の皆様や事業者が所有する井戸の把握と無償供給に向けた協力依頼の仕組みを整備することも検討してまいります。災害時における生活用水の確保は、地域の安全と安心に直結する重要な課題であります。引き続き、地域住民の皆様々の安全と福祉を最優先に考え、ライフラインの強化と防災施設の整備に全力を尽くしてまいります。

次に、3点目、防災備蓄品並びに指定避難所の運営についてお答えをいたします。

今回の能登半島地震は、我々にも多くの教訓を残しましたが、改めて明らかになったのは、いわゆる公助の初動態勢は遅れるということです。町では、今までも避難所設営、運営訓練を実施してきましたが、昨年11月には初めて共同訓練、これは議員の皆様、区長さん、その他役員、防災士、職員によるものですが、防災訓練を実施いたしました。参加いただいた皆様からはそれなりの評価をいただきましたが、この訓練は、人員や資機材が全てそろおうという実際にはあり得ない前提で実施しており、そういう意味におきましては、訓練の前提そのものを見直す必要性を感じております。

参考までに、当町の職員は98名で、災害対策本部の運営マニュアルでは、そのうち避難所開設、運営に当たる避難所の職員数は28人となっております。指定避難所は14か所ありますので、単純計算しても1か所当たり2名でございます。初動時に役割がないボランティア部、炊き出し部、衛生部などの一部職員を避難所開設に動員しましても10人程度で、合計38人となりますが、町外から通勤している職員は、全職員数の半数強を占めますので、実際参集できるのは20人程度ではないかという予測をしております。

したがって、能登半島地震で珠洲市で実際に被災した職員の体験を聞くとおり、初期段階では、職員の避難所運営はかなり難しい状況と考えるのが自然だと思っております。そのような状況下で、教訓として学んだのは、一つ、避難所の資機材をなるべく避難所施設に集約しておくこと。2、その避難所に何がどれだけあるかをふだんから図示しておくこと、またそこにはないものがどこにどれだけ保管してあるのかを図示しておくこと。3つ目としまして、発災してからすぐにぶち当たる壁はトイレ問題だということのを再認識し、各避難所の既存のトイレ付近に簡易トイレやその資機材、ビニール袋や

凝固剤ですけれども、資機材を常備しておくことがまず必要不可欠だということ。これらを教訓として、今後は自助・共助をはじめとする各地域での身近な訓練や公助に協力をいただくべく、議員の皆様、住民の皆様、防災士さん、女性防火クラブ員さん等、関係者と情報共有を図りながらの訓練手法を再検討してまいります。

次に、4つ目の防犯並びに交通安全対策について。

まず防犯カメラの設置についてですが、現在までに公設で10台を設置し、この後、補正予算でお認めいただきました地方創生臨時交付金を活用して、15台を追加設置いたします。設置箇所につきましては、昨年末に大垣警察署から、過去の犯罪、事件等の履歴から設置が望ましい箇所の地図を提示いただきましたので、それらを踏まえたものにしてまいりたいと考えております。今後も議員の皆様のご提言に沿う形で、予算規模を見ながら、安全・安心施設の一翼を担うべく、防犯カメラ設置を進めてまいります。

次に、通学路等、危険箇所の交通安全対策としましては、最優先に対策を講じる必要があると認識しており、教育委員会、警察、道路管理者、役場関係課、小・中学校PTA役員等による通学路安全推進会議を開催し、関係機関が連携しながら効果的な施策を実施し、安全・安心な道路づくりを強化しているところでございます。推進会議において必要性が認められる箇所につきましては、路面のカラー舗装化を実施しており、今後とも順次施行していく予定でおります。

最後に、5点目の消防行政に対する御質問をいただきました。過去の一般質問でも同様の御質問をいただきましたが、重複する部分もあることを御了承ください。

まず、消防団協力事業所表示制度の拡充につきましては、現在も継続して取り組んでおります。それとは別に、令和4年度に職員が町内でも比較的大規模な事業所を訪問し、社員さんの消防団員への勧誘を呼びかけましたが、実現には至っておりません。また、同じく職員が集合住宅にお住まいの方々向けに勧誘を行い、説明会を設定いたしました。残念ながら一人も来ていただけませんでした。

議員御提案の町での常備消防の組織化等について、常備消防職員として新たに役場職員を採用するとなりますと、少なくとも十数名は必要になってくると考えます。また、施設、資機材、車両等の整備による費用もかなり必要となるなど、実現までには多くの課題解決が必要になるものと考えております。

(6番議員挙手)

○副議長（高橋愛子君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

御答弁をいただきました。いずれも本当に前向きな姿勢を示していただけたものというふうに理解をしております。できる限りの対策、施策を講じていただいております。耐震化につきましては、耐震化率は58.7%ということでしたが、能

登半島のデータを見てみますと、50%行っているかどうかの境目ぐらいの耐震化率で、そんなにデータ的に変わりはないのかなというふうに思います。実際の耐震基準を満たしていない住宅というのは、町内に今何軒あるのか、ちょっと具体的な数字を聞かせていただければと思います。

それから、耐震診断とか、補強工事とか、シェルター等の実績数をお聞きしましたが、シェルターが1件、非常に何か残念な思いでございますが、耐震シェルターというのを今2分の1の補助で、限度額30万ということでございますが、私が以前質問したときから見ますと、耐震シェルターもいろんなものが出てきております。私もちょっと調べましたら、ボックス型みたいなものから部屋を丸ごと設置するようなシェルターもありまして、値段も様々でございますが、ボックス型の一番安価なものと、調べますと20万円台であるんですね。これは、移住箇所を設置しておけば、そこへ逃げ込めるというようなものがあるんですね。これはもう組立てから配送料から全て含んでも27万円弱、こんなものがあるんですね。

こういったものであれば、件数にもよるとは思います。無償提供してもいいんじゃないか。基準を満たしていない住宅には、最低限これは設置していただきたいということで、義務化するというふうなことをもっとちょっと真剣に考えていただきたい。一人の命も落とさなかったというような状況を輪之内町でつくっていいようではありませんか。今回質問の中でも言いましたが、輪之内町の奇跡と言われるぐらいのことを進めていただきたいというふうに思っています。

それから、ライフラインの強化、特に水道管、接続管等については全てというようなお話でございましたが、管全体では10.9と。この10.9という数字、私は先般お聞きしましたので、そのときもちょっとびっくりしたんですが、これは何を基準にしているかどうか分かりませんが、能登地域が非常に水道管の耐震適合率が低いということが新聞等にも載っておりましたが、それでも大体30%ぐらいは数字的になっているんですね。

当町は10.9って、これは本当にびっくりな状況なんですけど、費用、時間もかかりますので、すぐというわけにはいきませんが、例えばいろいろ見ていきましたら、名古屋市が災害時の避難所となる施設につながる水道管を優先的に耐震化を進めておると。周辺のマンホール内には、水道管から直接取水できる蛇口も取り付けられている。万が一の際はその場で給水所が開設できるというような試みをやっているということも新聞で私見ました。こういった例を参考にしながら、徐々に進めていただきたいというふうに思っています。

水道管の耐震適合率は、先ほども言いましたが、費用も時間もかかるので、即というわけにはいきませんが、間に合いませんので、対応策として、今日提案させていただきました防災井戸、それから災害応急井戸の制度というのは検討していくという御答弁で

ございましたから、これはもう早急に進めていただきたい、そのように思います。

それから、防災備蓄品、避難所の運営についてでございますが、備蓄品、それから避難所、これも本当に貴重な体験をされた職員さんから聞くところによりますと、職員の皆さんとか区長会等にもそういった体験談を聞く機会を設けられたということを伺っておりますが、これは広く町民に伝えていただきたい。町全体で意識共有していくということが必要だろうというふうに思います。ぜひとも体験談として、次回の「広報わのうち」に掲載してはどうでしょうか。広報に掲載していただくことで、町民意識の向上にもつながると思いますので、ぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

それから、避難所運営につきましては、本当に今回はいい教訓になりまして、職員頼みでは絶対にできないということがはっきりしましたので、ぜひとも自主防災会と綿密に状況を事前打合せをしながら、先ほどの質問の中でも言いましたが、どこに何があるんやとか、そういったものの、町長答弁では随時していくということでございましたので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

それから、2の防犯並びに交通安全ということで、防犯カメラも公的なものは15台増やすということでございますので、ぜひともこれからも進めていただきたい。

それから、カラー舗装化、これも通学路推進会議等を通じて行っていくということでございます。それから、最近見えますと、消えかけて薄くなっているところも見受けられますので、そういったものもきちっと点検しながら進めていただきたい。カラー舗装化というのは、本当に道路も明るくなりますし、道路が明るくなるということは、町全体が明るくなるということでございますので、もうカラーまるけというぐらいに本当に進めていただきたいというふうに思います。

それから、消防行政につきましては、私もこれは知らなかったんですが、消防団協力事業所表示制度、こういうものがあるんだなということで、非常にすばらしい制度だろうというふうに思いますが、残念ながらまだ8事業所ということでございますので、いろいろお声がけをして努力をしてみえるようですが、これも今以上の事業所に協力していただけるように努めていただきたいと思います。

それから、消防の常備消防ですが、莫大な費用がかかるということは私も承知の上でしゃべっておるわけですが、人件費も、それなりに人間も要するというところでございますが、現在町内には各校区ごとに3分団ありますが、この運営も恐らく将来を見ると、3分団が維持できていくのかどうか、これも非常に難しい問題になってきますので。例えば極端なことを言いますと、町民の非常備消防団1、町の常備消防団1というぐらいのこともちょっと検討していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。これはもう即やれということではございませんが、将来を見据えて検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

全体について、まず町長の御見解を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（高橋愛子君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

何点か再質問をいただきました。私のお答えできるところでお答えさせていただきたいと思います。

まず耐震化につきましては、私も前の職場でずっと、都市建築部ということで、特に建築部門での最重要課題がやっぱり耐震化ということでずっと見ておりましたけれども、県のほうは今85%とか6%とかという耐震化率で、それを90ちょっとまで伸ばそうという目標なんですけど、やっぱりこの最後の5%がなかなか伸びないということで、非常に四苦八苦していたというのを覚えております。

町の耐震化もなかなかまだ厳しい状況ではございますけれども、その中でシェルターというのは、私も正直なかなか頭になくて、今回質問いただいて、ホームページなんかを見て、こういうものがあるんだというようなことで、恐らく町としましても、ずっと建物そのものの耐震化をずっと重点的に進めてきたといったところがあると思いますので、改めてこういうものがあるんだということで、シェルターというようなことで、本当に安価にできるんだというようなことをPRしながら、無償になるのか、補助率を上げるのか、その辺はまた検討させていただきたいと思っております。

それから、ライフラインですけれども、これも今回担当のほうと話をしていく中で、カウムの仕方が何かやっぱりいろいろあるみたいでして、必ずしも、先ほどの基幹が100やからいいのか、全体の10.8が低いのか、この辺はちょっといろいろ難しいところやねというような話は担当のほうとしていたんですけれども、いずれにしても、10.8を精査したら50になるわけでもないと思いますので、改めてこの辺、どこがどうなっていると、現状はどうなっていて、それから先ほどの重点的にまずここをやらないかんやろうというところは、なかなか予算の制約もございまして、そういったものを見ながら計画的に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、職員のほうの体験談ということで、これはちょっと別の方からもそういうようなことで体験談をというようにしてお話を受けておるんですけれども、本人には大変申し訳ないんですけど、やっぱりせつかくの貴重な体験を、私はもう職員研修で全員話を聞いたんですけれども、結構やっぱり聞くに堪えられないような話もありまして、非常に生々しい、極めて現実的な話ですので、せつかくのこういった体験を広報に載せるのか、例えば町民の皆さんが集まられたところで時間を取って話をするか、そういった形で、ちょっと言い方は変ですけども、いろんなところで有効活用していけるように本人にも言っておりますし、本人もそのところはやらせていただくというようなことで言ってくれておりますので、やっていきたいと思っております。

それから最後、町の常備消防ですけれども、まだ輪之内の場合、各地区から団員を出

していただいて、うちは出せないからもう知らんというところはないんですけども、ほかの町村へ行きますと、なかなか団員が出せないと、もうそれで消防団がなかなか、特に操法訓練なんかをはじめとしてなかなか機能の維持が難しくなっているという話もたくさんありますので、恐らく先ほど議員言われたように、私も3分団が今の形で未来永劫維持できるかと言われると、なかなか難しいのかなというようなことを考えております。

昨年、南分署の件も決着をして、輪之内には常備消防はないということがはっきりしましたので、常備的な機能、それから消防団の機能、いかに、少ない人数になってくると思いますが、少ない人数の中で機能的に効果的に役割が発揮できるかというようなことを、長期はあんまり、長期でもいかに、中期的な課題として検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

(6番議員挙手)

○副議長（高橋愛子君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

私の考えている方向で検討するというところでございますので、非常に有用な答弁をいただきました。

先ほどちょっと質問をかけたんですが、今現在耐震基準を満たしていない住宅は何軒ぐらいあるのか、これは危機管理課でいいのか、住民課でいいのか、ちょっとお答えいただけますか。

○副議長（高橋愛子君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

住宅の耐震化率の基になっております住宅ですが、総数としましては3,766戸、そのうち耐震性のある住宅につきましては2,210戸ということになっております。

○副議長（高橋愛子君）

3番 林日出雄君。

○3番（林 日出雄君）

初めに、このたびの令和6年能登半島地震により被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、フラッグフットボールについて質問をさせていただきます。別資料もありますので、よろしくお見聞いたします。

皆さんはフラッグフットボールというスポーツを御存じですか。ほとんどの方が初耳だと思いますが、起源は、アメリカンフットボールで行われるタックルに代わり、プレ

一ヤーの腰の左右につけたフラッグを取ることに置き換え、敵、味方の選手同士の身体的接触は原則として禁止としたより安全でチームワークを育むスポーツとして、2020年度より本格実施された新学習指導要領の本編に記載され、全国の小学校の3分の1に当たる約6,700校で実施されています。大垣市の小学校では、22校中9校で実施されており、特に仲間意識が芽生える中学年の3・4年生の課程で多く行われています。

フラッグフットボールは、サッカーのフリーキックのようなセットプレーを繰り返して得点を競い合うゲームで、いかに相手の陣地の奥までボールを運べるかで得点が決まります。攻撃側は3人、守備は2人、ボールは1個です。攻撃を3から4回したら、毎回メンバーは替わりますが、攻守交代をします。得点の取り方は、ボールを運んだ分だけ得点を取ることができます。ボールを持った人がフラッグを取られたり、横の線から出たり、ボールを落とした地点のゾーンの得点が入り、攻撃回数の合計で勝敗が決まります。

1回の攻撃ごとに30秒程度の作戦会議をします。作戦会議では、事前にチーム内でアイデアを出し合っつった作戦カードを基にそれぞれの役割を確認します。ゲームの後には結果を話し合い、さらなる作戦成功へとつなげていきます。フラッグフットボールは、必ずみんなで話し合い、作戦とそれぞれの役割を決めます。個々のアイデアを出し合い、うまく話し合うことが作戦成功への重要な要素になるため、チーム内で自然と話し合いが進み、クラスにも一体感が生まれます。また、それぞれの役割があるので、運動の苦手な子にも必ず活躍の場が待っています。

また、2028年に開催されるロサンゼルスオリンピックでフラッグフットボールが追加種目として決定しています。ぜひ輪之内町の子供たちに、体育の授業で誰でも活躍できる新しいスポーツ、フラッグフットボールを検討していただきたいと思います。教育長の御見解をお伺いいたします。以上です。

#### ○副議長（高橋愛子君）

教育長 長屋英人君。

#### ○教育長（長屋英人君）

林議員のフラッグフットボールを体育の授業で実施してはどうかという御質問についてお答えをします。

小学校学習指導要領解説体育編、第3・4学年の内容のゲーム領域にフラッグフットボールは例示されています。小学校体育は、2学年ごとに領域内容が決められていて、第3・4学年体育の内容には、次の7領域が示されています。体づくり運動、器械運動、走・跳の運動、水泳運動、ゲーム、表現運動、保健です。これを年間105時間で取り扱いますので、7領域の時間の大小はありますが、ゲーム領域に割けるのは年間30時間前後です。

ゲームは、さらにゴール型ゲーム、ネット型ゲーム、ベースボール型ゲームで構成さ

れています。それぞれの種目を入れながら、年間で4種目程度を扱うこととなります。ゴール型ゲームには、フラッグフットボールのほかに、ハンドボール、ポートボール、ラインサッカー、ミニサッカー、タグラグビーなどが例示されていて、この中から1から2種目程度を指導することとなります。選択は教師に任されていて、町内でフラッグフットボールを実施している小学校は今のところありません。

林議員の御指摘のとおり、フラッグフットボールには多くのメリットがあります。チーム全員で作戦を成功させるために、子供たちが話し合いと作戦づくりを行います。運動が苦手な子にも活躍の機会が登場します。子供たちの体力だけでなく、考える力やコミュニケーション力も同時に育てることができます。また、ドリブルなどの複雑な技術も必要としません。

デメリットとしては、フラッグフットボールには独自のルールがあり、教師はそれを理解する必要があります。その上で、教師が児童にルールを丁寧に教えることが求められます。また、作戦づくりに慣れるまでは話し合いに時間がかかり、運動量が減少する心配もあります。さらに、フラッグフットボール専用の用具等の準備も必要となります。

これらのデメリットを考慮しても、フラッグフットボールのメリットは大きく、とても魅力的な種目であると言えます。公式ホームページも充実していて、指導計画や学習カード、作戦ノートなどの教材がダウンロードできます。また、ユーチューブ動画も多数アップされていて、教材研究にも活用できます。ぜひ各小学校へ紹介していきたいと思えます。

以上で、林議員の御質問への答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

○副議長（高橋愛子君）

3番 林日出雄君。

○3番（林 日出雄君）

教育長、御答弁ありがとうございました。

今回の質問は、小学校の体育の授業での提案とさせていただきましたが、フラッグフットボールは、さっき教育長が言われたように、ベースボール型のスポーツで、どちらかといえば攻守交代のある野球に近いスポーツになりますので、子供から大人まで幅広い年齢層の方に楽しんでいただける新しいスポーツになります。アメリカでは、知らない人がいないぐらいメジャーなスポーツになりますが、日本ではほとんどの方が知らないマイナーなスポーツになりますので、まずは多くの方にこのフラッグフットボールを知っていただき、これを機会に教育、レクリエーション、競技等で少しずつ始めていただけたらいいなと思っております。

また、私も学生時代はラグビーをやっておりまして、あの楕円形のボールはもう人生そのもので、一旦転がるとその先は予想がつかない動きをしますので、ぜひ子供たちに

もそういった体験を得る機会をつくっていただけたらなと思っております。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（高橋愛子君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

一般質問を行います。

全小・中体育館にエアコンを設置してください。こういう趣旨で質問をいたします。これは町長に答弁を求めます。

体育館は、運動や集会に利用するだけでなく、災害時に避難所の役割を果たします。児童・生徒を熱中症から守り、猛暑で部活動や学校行事の日程に支障が出ないようにすることも大事です。防災面では、より快適な避難所の環境にすることも大切です。能登半島の地震の経験からは、災害が起きてから対応したのでは遅過ぎます。事前に災害に備えることの大切さを能登半島の地震は教えています。

エアコン設置には多額の費用がかかりますが、国からの財政支援があります。総務省の緊急防災・減災事業債がありますし、文科省の学校施設環境改善交付金などがあります。どちらも交付税算入率は70%ぐらいです。このような国の有利な財政支援などを活用すればよいのではないかと私は考えております。

災害は忘れた頃にやってくる。東海地震、東南海地震はいつ起きても不思議ではないと言われております。震災が起きてから慌てるのではなく、今から準備することが求められています。町長の考えをお聞かせください。よもやそんなものは必要ないなどという答弁は私はないものと期待しておりますが、どうぞよろしく願います。

○副議長（高橋愛子君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

浅野進議員からの体育館のエアコン設置についてお答えをいたします。

小学校体育館への空調設備の設置については、令和2年10月に内閣府、消防庁、文部科学省から連名で、学校施設における防災機能強化への協力についてという文書が发出されております。これは、さきの熊本地震を受けたもので、学校施設は子供たちや教職員が安心して教育活動や生活を送るとともに、災害時の安全を確保し、良好な避難所として役割を果たすものであり、その防災機能をより一層強化する必要があるとし、そのために要する経費について、学校施設環境改善交付金や緊急防災・減災事業債を財源として活用できる旨の文書でございます。

近年気候変動の影響により年平均気温が世界的に上昇しており、日本も例外ではありません。学校現場における熱中症の事故発生件数は年々増えており、令和元年度は5,000件となっております。学校での活動中に起きた熱中症のうち、中学校では85%が

体育の授業や部活動などの運動中に起きているとのデータがあります。このことから、体育館への熱中症対策の必要性が分かります。

また、防災面から考えますと、さきの能登半島地震のような真冬の酷寒の時期に発災すれば、暖房施設なしではいわゆる災害関連死が増えることも予想されます。また、当町職員の珠洲市での被災体験談では、被災者のうち、一旦は高校の体育館に避難された方々が、その高校の校舎のエアコンが稼働するとの情報がSNSで流れたことにより、多くの避難住民が体育館から校舎のほうへ自らの判断で移動したと聞いております。自らの命、家族の命を守るという観点から当然の行動と言えらると思ひます。真夏の発災でも同じような状況は当然に予想されるところでございます。

このように発災する季節によっては、避難所にも空調設備は必要であると思ひます。ちなみに、令和2年当時の文部科学省のデータによりますと、避難所として活用が想定される体育館の空調設置率は9.0%と低水準にとどまっております、この状況改善に向け、国が財政措置を行ったものと思ひておりますが、この支援制度について改めて確認をしましたところ、学校施設環境改善交付金はその経費の3分の1の補助、地方債の一つである緊急防災・減災事業債は充当率100%、交付税措置70%を基準財政需要額に算入すると思ひます。

近年は、これらの財政支援などを受けて、体育館新築時に合わせて空調設備を配備する傾向はあるようではございますけれども、工事の施工として既設の体育館に整備するのは、コストパフォーマンスが悪いとも聞いております。しかしながら、国がこうした財源措置を用意している間に手を挙げないと、いつまでもある財源措置とは考えにくいので、他の自治体の導入状況を聴取し、参考にしながら検討を進めてまいりたいと思ひております。

#### ○副議長（高橋愛子君）

2番 大橋慶裕君。

#### ○2番（大橋慶裕君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

産官学民の交流を通じた地域づくり、人づくりの推進についてお尋ねいたします。

令和6年度の予算は、特に防災、子育て環境、ゼロカーボンシティに向けての3つの施策に重点を置き、行政のスリム化、効率化を目指し、持続可能の視点に立ち、限られた予算を将来に向けて積極的に編成されています。産官学は、民間企業と行政と学校のことですが、そこに民、町民が参加することで町が活性化し、持続可能な社会につながると考えます。人の交流が活性化につながることは皆さん御存じだと思いますが、いま一度交流の場がまちづくり、人づくりに大切な機会であることを申し上げたいと思ひます。

防災、子育て環境、ゼロカーボンシティの推進のほかにも、様々な年間行事が行われます。様々な事業の中で産官学民が交流する機会、出会いや学び等を通し、より多く

の方が輪之内町の魅力に気づくのではないかと考えます。産官学民の交流の推進について、町長と教育長に答弁をお願いいたします。

次に、人口減少対策特別プロジェクトチームについてお尋ねいたします。

昨年12月に人口減少対策特別委員会を設置いたしました。人口減少社会の課題に対し、議会として、持続可能な豊かな住みよいまちづくりに向けて委員会を設置し、調査・研究してまいります。今年1月に町が実施している施策を各課より説明していただきました。人口減少社会に対する施策は、それぞれ各課に担当が分かれており、効率性、実効性、スピード感を考慮すると、人口減少社会対策の部署が必要ではないかと要望させていただきましたところ、各課をまたいでプロジェクトチームを創設されるとお聞きいたしました。議会として、コミュニティーの在り方も含めた子育て環境の充実と空き家対策の2つに課題を絞り、調査・研究をしてまいります。

そこで質問です。どのようなプロジェクトチームをお考えでしょうか、町長にお尋ねいたします。

○副議長（高橋愛子君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

大橋議員からは2つの御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、産官学民の交流を通じた地域づくり、人づくりの推進についてお答えをいたします。

防災面に関しましては、民として、先ほど上野議員の答弁で申し上げたとおり、職員のみでは防災対応は困難ですので、各区長をトップとする自主防災組織をはじめ、議員の皆様、消防団員、防災士、女性防火クラブ員等、関係者をはじめ町民の皆様にも自助・共助の意識の向上をお願いしたいと考えております。また、産として、本年度、高層階の社屋を有する町内事業所に対して、水害時に住民の避難先としての使用について依頼を申しあげましたところ、4社、現在建築中の事業所を含めると5社の事業所から同意を得ており、今後の協定等締結に向けて準備を進めております。

次に、子育て環境面に関しましては、民として、こども園の園児との交流で、大吉営農組合さんとのトウモロコシやクロマメの皮むきなどの交流を通じた職能体験のほか、町内の介護福祉施設の利用者さんとの交流やカフェふくろうへも楽しく参加しております。また、小学校児童との交流はもちろん、中学生の職場体験も行っております。

次に、産として、介護予防の面では、イオンの森のわくわくの庭での介護予防教室の開催、学として、東京大学との交流も含め、フレイルチェックのデータ分析や指導研修など、住民参加の推進に努めております。

続きまして、環境、ゼロカーボン推進の面では、産として、楡俣北部地区に進出された株式会社ヨロズは、グリーン電力のみで稼働しており、地域住民や自然との共生を目

指しております。また、株式会社エフピコは、太陽光パネルや工場間をパイプでつなぐことで、CO<sub>2</sub>排出量ゼロ運搬などの環境対策に力を入れるとともに、本町の小学校に対する環境出前授業や環境セミナー、リサイクル工場の見学も実施されております。

また、学として、岐阜大学と連携に関する包括協定を締結しており、小学生への環境学習、中学生や町民向けのゼロカーボンワークショップを協働で開催するなど、町の環境課題や施策に対する専門的な知見をいただいております。民では、NPO法人ピープルズコミュニティへのエコドーム運営の委託等のごみ減量活動やグラウンドワーク輪之内との河川清掃活動の協働実施などを展開しております。これらの交流の場を継続及び発展させながら、産官学民の協働により、町民と地域課題の検討や魅力の再発見の場としていきたいと考えております。

次に、人口減少対策特別プロジェクトチームについてお答えをいたします。

まずもって、議会におかれましては、人口減少対策特別委員会を設置し、鋭意課題に対する取組をされていることに対し、敬意を表します。その流れの中で、去る2月21日、人口減少対策委員長様より人口減少対策専門プロジェクトチームの設置に対する提言をいただき、この提言を受け、早速プロジェクトチームの設置を指示したところでございます。町には、輪之内町プロジェクトチームの設置に関する規定があり、高度に専門化し、かつ複雑化する行政に対処して、特定の緊急課題の解決のため、人員、能力を特定組織に結集し、効率的に効果ある結論を見いだすプロジェクトチームを設置するとしており、今回はこの規定に基づき設置しようとするものでございます。

さて、その目的は、今さら申し上げるまでもないことですが、今まで各課で対応してきた課題を一体的、横断的に検討することであり、今回は人口減少、少子化等対策庁内プロジェクトチームという名称で行っていく予定です。取り上げる課題は、人口動態、これは自然増減、社会増減、両面ですが、子育て世代包括支援、特殊出生率、空き家対策、移住・定住、学校教育における児童・生徒数の推移、公共施設、文教施設の統廃合、公共施設用地の利活用、そして財源の裏づけとしており、併せて国・県の関連施策との整合性を図りつつ進めたいと考えております。

具体の進行手順としましては、1、各種データ収集、2、各種データの分析、先進地事例の調査研究、3、分析結果等による課題整理、4、課題に対する対応策の構築、5、プロジェクトチームとしての結論という流れでございます。構成メンバーは、先ほど申し上げたとおり、課題の各課長を考えており、必要とあらば、外部からのアドバイザーを招致してまいります。また、設置期間は、発足の日から一定の結論を得るまでと考えております。

以上が現時点でのプロジェクトチーム設置に関する事項でございますが、併せて議会の特別委員会とも情報共有をしながら進めてまいります。

○副議長（高橋愛子君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

大橋議員の産官学民の交流を推進してはどうかという御質問についてお答えします。

輪之内町において、地域の活性化は大きな課題です。しかし、人口減少や少子高齢化など、多くのテーマが複雑に絡み合っているため、問題解決を図るのは容易ではありません。企業、行政、学校、そして町民、すなわち産官学民がそれぞれの強みを生かして共に取り組むことが重要であると考えます。国の第4期教育振興基本計画、これは令和5年から令和9年の5年間の計画になりますが、この計画の2つの柱は、持続可能な社会のつくり手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上です。これは、子供たちが将来持続可能な社会を自らつくり、自分だけでなく地域社会の幸福も追求していく姿をイメージしています。このような子供を育成するために、学校では、教育活動に産官学民の力を様々な形で活用しています。その一部を紹介します。

産では、地元のリサイクル会社や施設をはじめ民間企業や民間団体、官では、町役場各課をはじめ国や県、町の出先機関、学では、岐阜大学や岐阜協立大学、各種研究機関、これら産官学による出前授業を取り入れています。民では、ケンガイギク生産者組合や営農組合の方、職業講話の講師の方にボランティアティーチャーとして御指導いただいています。

これらを通して、環境教育や消費者教育、食育、健康、命の教育、防災、栽培、地産地消、歴史、スポーツ、情報モラル、天文、福祉、人権、キャリア教育など多様な内容について学ぶとともに、SDGsへの取組や地域貢献の精神、人の生き方に関わる部分についても学ぶことができると考えています。また、教えてもらうという受け身の学習だけではなく、地域行事等では中学生ボランティアの積極的な参画を推進し、地域の一人としての自覚を高めるとともに、人の役に立つ喜びを味わえるようにしています。

総合的な学習の時間では、探究活動の出口として、住みやすいまちにするにはどうすればよいか、自分ごととして考えたことを町に提案できるようにしていきたいと考えています。これらの活動が将来の輪之内町を支える人づくりにつながり、地域が活性化していくことにもなると考えます。

今後も産官学民の力を様々な形で活用していくとともに、新たな教育資源の開発もしていきたいと思えます。また、子供たちが自ら地域と関わる活動もさらに推進していきたいと思えます。

以上で、大橋議員の御質問への答弁とさせていただきます。

（2番議員挙手）

○副議長（高橋愛子君）

2番 大橋慶裕君。

○2番（大橋慶裕君）

町長と教育長の御答弁をいただきまして、町長のほうからは、今現在様々な産官学民それぞれで現在も交流の場を設けながら活動をしていると。またそれを進展、発展させていきたいという御答弁をいただきました。また、教育長のほうからは、本当に素晴らしい御答弁といたしますか、私も全く同じようなことを考えておりまして、本当にそのような形で、教育の場だけではなくて、町民全体が輪之内町の魅力に気づき、持続可能な社会につながることを期待はしております。

現在各地域は、年末の総会等、顔の見える関係がつながっております。町の行事で町民が触れ合う機会を見ますと、一番大きいのはふれあいフェスタだと思っておりますけれども、各祭りもございます。その顔の見えるつながり、関係を増やしていくことができれば、皆さんそれぞれのアイデア、考えを持っておられると思っております。小・中学生の生徒たちも、体験、学び等を通じ、地域への愛が芽生えるのではないかと考えます。よりよく住みやすいまちにしていこうと共通の認識をいま一度持っていただいて、産官学民の交流の推進をいま一度見直していただきたいと思っております。

それで、町長のほうに質問になりますけれども、PDCAで各事業を行政評価していると思っておりますけれども、産官学民、交流の場を評価していただく視点というのを加えていただいて、行政評価をしていただければどうかということについてお尋ねいたしたいと思っております。

次に、プロジェクトチームのほうですけれども、一体的、横断的に町全体として各課長のほうが選ばれて編成されるという御答弁だったと思っております。私の意見は、できれば各課長は各課を分かっているとは思いますが、次の世代の方といいますか若い方、30代、40代の方が現在将来的にどのようなまちになっていくのかという考えを拾い上げられるような体制もできたらなと思っております。

それと、町長のほうから、プロジェクトチームについてどのように進めていくのかという御説明もいただきました。私からも、説明にもあったとは思いますが、データ収集をしていただいて、出口までということなんですけど、各期限を設けていただくことでやっぱり物事が一つずつ進んでいくと思っておりますので、1年ごとの目標を掲げていかれるとは思いますが、その辺のことについてもお尋ねいたします。

○副議長（高橋愛子君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

産官学民の取組について、PDCAのルールに基づいて行政評価をとということですか。改めて振り返ると結構大層なように聞こえますけど、基本、先ほど答弁させていただいたように、それぞれ産は企業さん、それから大学、それから町民の皆さんを交えているやっております。

ちょっと質問の趣旨とは離れるかもしれませんが、特にこれから力を入れてやって

いきたいのは、やっぱり企業さんに町の取組とといいますか、いろんな形で関わっていただけのような仕組みができないかなど。先ほど浅野議員さんの質問でも答弁させていただきましたが、例えば外国人の方、外国人の方に言葉の教室に一人でも出ていただいて、3年で仮に輪之内を出るときに、輪之内はよかったよというような評判を残していってくればなというようなことも考えておりますけど、やはりなかなか本人さんは分からないというか、そういったところがあるというのはなかなか分かりませんので、先日も各企業さんのほうにこういうふうで言葉の教室をやっていますので、従業員の方にPRしてくださいねというようなこともやらせてもらいましたけれども、側面的で結構なんですけれども、やっぱり企業さんがいろんな形で、教育なんかもしかりやと思います。

今、行政、それから地域、親さんは本当に当事者としてやっていただいておりますけど、これに企業さんがいろんな形で支援をしていただけるといいかなというふうなことも考えておりますので、どのセクターにどういった形で関わっていただきたいかということ踏まえながら、行政評価とといいますか、これから進めていきたいというふうに考えております。

それから、プロジェクトチームのほうですけれども、これは、議員おっしゃるとおりやと思います。やっぱりだらだらやっていたらちがあきませんし、少子化は、これは施政方針のときにも述べさせていただきましたが、もう待たなしですので、少子化、人口減少は待たなしの課題ですので、やはり議会の特別委員会と情報共有しながら、手戻りといいますか、同じことをそれぞれにやっても、これもまた無駄な話ですので、やはりそれぞれ議会はこれをやる、執行部はこれをやるということで、効率的にスケジュール、きちっと期限を決めた上で、それが1年なのか半年なのか、半年というのはちょっと短いかもしれません。やっぱり1年ぐらいになると思いますけれども、1年ごとにそれぞれ中間報告という形で、両方を合体させた中間報告というようなものやっついていかないかと思っておりますので、そこのところは全く思いは同じでございます。よろしく申し上げます。

(2番議員挙手)

○副議長（高橋愛子君）

2番 大橋慶裕君。

○2番（大橋慶裕君）

各事業について、交流の視点を持ちながらも開催されていくということでしたので、よろしくお願いたしたいと思っております。

町にある財産は、人、町長もおっしゃられましたけど、企業の皆様です。より多く交流できる機会を、環境をつくっていただきまして、輪之内町の魅力の再発見、再認識を皆さんでしていきましょう。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。1時より開催します。

（午前11時43分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○副議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

議長さんのお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

能登半島地震から学ぶこと。

3月に入り、日だまりではツクシがかわいい頭を出している。春本番間近です。

令和6年1月1日午後4時10分に石川県で最大震度7を観測した能登半島地震が発生し、多くの方が亡くなったり、安否不明者となられ、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

発生時には、輪島、珠洲、七尾市はほぼ全域で5万7,000戸が断水、約1万3,000戸で停電、各市町が開設した400か所と県が確保した二次避難所8か所には2万4,038人が避難したと報じられました。また、農地や水路のほか河川、道路、上下水道、学校など公共施設で甚大な被害を受けました。

輪之内町の防災はどうですか。今にも来そうな南海トラフ巨大地震は、ここ30年以内に七、八十%の発生が予想されており、十二分に備えなくてははいけません。大吉地内に造られている拠点は、本年度6年度からくい打ち、7年から上物の建設、令和8年完成予定と聞いております。せめてその間、大きな災害が来ないことを願わずにはいられません。

今回発生した能登半島地震から得られた教訓は何ですか。

避難所は、仁木、福東、大藪、各地区にどれだけですか。また、避難所には体の不自由な方、老人の方、乳幼児がお見えになる方にとって、どう対応がなされていますか。

また、軽いけがの治療ができる場所はありますか。

そして、資材の運搬方法、人員、車両の確保はどうでしょう。

今回、避難所に非常用トイレが、または携帯トイレが設置されるようですが、どのような配置計画ですか、全ての避難所に置かれますか。

以上、御答弁をお願いします。

次に、輪之内町企業立地促進条例について。

今春操業開始される株式会社ヨロズ様ほか、多くの大きな会社に輪之内町に来ていただき、大変ありがたく思います。輪之内町においても、法人化等を積極的に進められている、今では小さくても将来大きく育てようと頑張っておられる会社もあります。

しかし、町外からの大きな企業には大きな特典があります。税の優遇を大きく受けられ、それは当町だけではないと思いますが、零細であっても法人化を進め、意欲満々の会社に税の応援をぜひ創設していただきたいのです。町長のお考えをお願いいたします。

また、大資本の会社のみへの措置はなぜですか。よろしく申し上げます。

○副議長（高橋愛子君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

田中政治議員からは2つの御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず能登半島地震から学ぶについては、先ほど上野議員、大橋議員への答弁と一部重なりますが、1. いわゆる公助の初動態勢は遅れるということ。

2つ目に、避難所の資機材をなるべく避難所施設に集約をしておくこと。

3つ目としまして、その避難所に何がどれだけあるかをふだんから図示しておくこと。また、そこにはないものはどこにどれだけ保管してあるかを併せて図示しておくこと。

4つ目としまして、トイレの問題を再認識し、各避難所の既存のトイレ付近に簡易トイレやその資機材、ビニール袋や凝固剤になりますけれども、資機材を常備しておくことが必要不可欠だということ、そのほかにもございますけれども、これらが主な教訓として、今後はより現場の実情に沿ったものとなるよう防災訓練等の方法を再検討してまいります。

次に、各地区の避難所数でございますけれども、全部で14施設を指定避難所としております。具体的には仁木地区は、仁木小学校校舎、同体育館、仁木こども園園舎、ふれあいセンター。福東地区は、福東小学校校舎、同体育館、福東こども園園舎、大藪地区は輪之内中学校校舎、同体育館、輪之内体育センター、大藪小学校校舎、同体育館、大藪こども園園舎、町民センターとなっております。

また、身体の不自由な方、高齢者、乳幼児の方の対応につきましては、福祉避難所として、児童発達支援教室「そら」と社会福祉法人信輪会ハピネスビラ様を指定して、受入れ協定を締結しております。

「そら」では、療育が必要な子供を、またハピネスビラでは要援護者、具体的には介護が必要な高齢者等及び障害児・者を受け入れていただきますが、いずれも当該者の介添えをしていただく方が必要となっております。

次に、軽いけがの治療ができる場所につきましては、各避難所に簡易パーティションを準備して、応急手当ができるスペースを設ける予定でございます。

次に、資材の運搬方法につきましては、以前、田中議員からもトラクターを活用した資機材の運搬の御提案をいただきました。これらの協力がいただけるのであれば非常に心強く思いますので、今後の協定締結に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、トイレ問題でございますが、さきに述べました教訓のとおり、各施設管理者との協議を進め、全施設に配備したいと考えております。

続いて、2つ目の御質問は、輪之内町企業立地促進条例についてお答えをいたします。

企業立地促進条例は、本町における企業の立地を促進することを目的として、平成20年3月に創設した奨励金制度であり、製造業や情報通信業が一定規模の投資を伴う工場や事業所を立地した場合に対象となるものでございます。

もとより補助金や奨励金は税金を原資とする性格上、その目的や波及効果を問われることは少なくありません。この点について、本条例に基づく奨励金は、産業の振興と雇用の創出を図ることと併せ、最終的には町税の増収に跳ね返ることも期待しているところでございます。

この奨励金につきましては、外部から誘導した誘致企業のみを対象とするのではなく、在来企業であっても、一定規模の投資を伴って工場や事業所を増設・移設した場合に対象としておりますが、これは在来企業が事業規模を拡大する際の外部への流出を防止することを目的としております。

議員の御質問に、大資本の会社のみとの御指摘がございますが、雇用の創出という効果を鑑みますと、やはり業種と規模の2つの条件を考慮に入れざるを得ないと考え、その結果として議員御指摘のような結果になっていることは否めないところでございます。

しかしながら、零細とはいえ、町内の企業に大きく成長していただきたいとの思いは同じであり、全国的には国や県、関係団体などが有する支援メニューはたくさんありますので、まずは町内企業の皆様に対し、そうした情報に接する機会の提供に努めてまいります。

その上で、資力が乏しい在来企業の事業拡大への支援を目的とする優遇措置につきましては、どのような点に着目し、どのような効果が期待できるのかを考えながら、本条例とは別の奨励金制度として検討してまいります。

(9番議員挙手)

○副議長（高橋愛子君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

いろいろ御答弁いただいたんですが、この能登半島地震におきましても、今までの東北のほうの地震、阪神・淡路大震災、本当に直近では大きな震災が続いておって、幸いに我が町では東海地震が来るとは言っておりますけれども、昔の濃尾震災はほとんど経験したことのない人ばかりの世代になっているのかなということで、あまりよその火事とは言いませんけれども、そこまでシビアに捉えられている人は少ないのかなと。ただ、頭では分かっていると思うんですが、多分行動が伴わないと私は思っております。

そんな中で、防災で、例えば消防の方がすぐ動いていただけるというのもあると思う

んですが、消防の機能が始まるのは発生してから3日ぐらいはかかるんだというようなお話ですし、先ほど同僚議員が質問した中でも町の職員の方が、輪之内町の、発生してからなかなか到達ができないという現状について御説明もありました。

特に輪之内町で地震が起きるんじゃなくて、東海で起きるということは、職員の方はほぼほぼ東海というよりも、もっと近い西濃エリアの方が多いかと思うんですが、そうすれば全てのところで災害が起きておって、輪之内のほうへ行かなあかんと思っても来られないのは想像に値する、間違いなくそうなるでしょう。

ただ、そうなるという前提の中の防災訓練を十分やらないかんということで、例えば去年の11月にも訓練をされましたが、体育館の中に資機材はみんな入ってありました。それからテープが引いてありました、床には。だから、イメージづくりでイメージを、どうやってやるんやというイメージは、皆さんの中に一定のものがこういう形でやってこうやってやるんだなというふうなものは第1回目の訓練で成功だと、そういう意味では成功だと思うんですが、これはあくまでも絵に描いた訓練ですので、実際にはなかなかそのようにはいきません。

ですから、同僚議員が質問した中でお答えになったように、区長さんもしくは関係者の方に訓練を中心になって積んでいただいて、区民または町民全てすべからく、やっぱり訓練にきちっと参加し、そして自分の命は自分で守るんだという気持ちを持って訓練に臨まないで、今までの訓練ですと朝行って点呼があつて、お茶をもらって帰ってくると、第二次避難所は行ける人が行ってくれと、そんなような訓練がずうっと続いてきて、去年から一皮むけた、本格的に町民に対しての行政の責任の在り方がきちっと示されてきているなということで、非常に心強く思っております。

ですが、多分、防災マップ、いろんなことが書いてあるというやつがまた新しくリニューアルされて出されるようですが、その中に、やっぱりその避難所へ行くにはどのルートでどうやっていくと一番行きやすいんだということがある程度示されるといいかなと思います。なぜかという、輪之内町は全域に多分液状化を起こして、どの道この道も多分非常に通りにくい状況になっているのではないかな。その中でも唯一いいと思われる、要するに防災に特化したとはまでは言いませんが、強度のある基幹道路を指定して、その道をやっぱり皆さんで、身体の病気とかけがされておらな誰とでも来られると思うんですが、やっぱり車で避難所までどうしても避難をせないかんという状況の方においては、そういう道路をやっぱりきちっと教えていく。お年寄りがおつて家で寝ている、うちも97歳のおばあちゃんがおりますけれども、もうそういう年寄りを連れていかんなんにはどうやっていくんやと。そういう道がある程度指定されて、そういうところにやっぱり金をかけて、強度をもっと高めていただきたいと。

ここが避難所ですよとっていっぱい示していただいても、そこへ行く道に対しての案内がちょっとどういうんですかね、示しが。多分マップにもそれはないと思うんです

が、そういうことも、やっぱり自分の地域がどこに見えて、それに行くには、自分たちはこの道でもいいんやけど、何かけが人とか病人とかいたら、この道を行ったほうが行きやすいのかなというの、ある程度分かったと無駄な時間がかかるということが少なくなるのではないかなというふうに思っております。

先ほど言いました道路の関係ですと、液状化というのは非常に地盤の悪い輪之内町においては、P Lが15を超えるとあかんと。そういう中で、輪之内は45、最大やと52という数値が出ておるとい、これは前の答弁で危機管理課長の荒川さんからお聞きした分を私は引用して今言っておるんですけども、要するに本当にリスクが高い地域はもうみんなよく知っているんですね。だから、そういうことを含めたときに、やっぱり何はともあれ逃げる、逃げ方、それに対してもう少し懇切丁寧なものが示されるといいのではないかなというふうに思っております。

それからまた冬の、これも答弁いただいておりますので分かりましたけれども、今回ですと能登半島は冬でしたので寒かった。これを災害派遣でDMA Tといって横文字の話ですが、医療チーム、これは避難所へ派遣された三重県名張市の病院の医師がおっしゃっていたのは、感染症対策も含め冬の災害に備えるための訓練を、その重要さを強調されておりました。

また、それは夏にも同じことが言えます。真夏の災害の備えも重要だと、当然でありますね。春と秋とか状態のいいときに来てくれればいいんやけど、昼夜問わず、暑さ寒さ問わずが災害です。

そんなときにも、もう想定を十分された訓練とか住民に対する周知がなされているといいんではないかなというふうに思っております。

それから、井戸の関係も答弁がありました。私はもう前から、災害用に使う、これは防火、それからこういう飲料水、要するに災害において多目的に使える井戸を、特に避難所毎には必ず設置をし、それに対して、井戸を掘ったからいいというもんでもないので、そこへ多分消防の可搬でも来れば、エンジンポンプを使ってくみ上げることもある意味可能でしょうけれども、やはりそれもかなわないときには、その井戸には必ず電源確保、その電源はいろんな形で、発電機を使うのか、ソーラーによる蓄電をしてそれを電源として活用するのか分かりませんが、要は井戸を掘ったからいいんじゃないで、それが使えるようにやっぱり整備をしていただくという必要があると私は思います。井戸があればいいのではありません。その後の活用について、消防のポンプ車もかなり、各分団には可搬も3個半ずつありますんで、本署・部であれば1台で4台ずつ設置されておりますので、かなりの機動力が水の確保においてはできるのではないかなというふうに思っております。

また、上水においても、先般の委員会でもちょっと建設課長からも聞きましたが、P V管でほぼほぼやっておりますが、今ではポリエチレン管というふうにお聞きしたと

思うんですが、少しコストは高いんですが、輪之内では非常にまだまだ耐震化に対するインフラ、上下水道についても若干の緩みがあったのかなとも思うんですが、ただ救いは、大都市は逃げるにしてもどこにしてもみんなアスファルトのところばかりなんで水の確保、井戸をどこでも掘れるとかそういうことではなくて、輪之内町は比較的どこでも井戸とかそういうものの整備は可能なので、取りあえずの対策としては、管の布設替えとか遠大な、膨大な予算を考えるんじゃなくて、すぐに使えるような井戸の便利さを再確認、見直しをしてやられたらどうかと、私も同僚議員の質問と同じようなことを思っております。

それで、井戸に対して、比較的汚染度、要するに飲み水に使おうと思えば沸かせれば使えるよとか、ちょっと駄目なのでこれはトイレとか手洗い、そういう関係にしかちょっと使えませんよというのも、井戸の登録制をきちっと進めて、水質についても一定の評価をつけて、それを地図の上で表して、ここの井戸はまあまあ何とかなるよと。

ただ、これは平常時の状況で物を言うておりますので、地震があつて地下水の動きが変わったと言っていることについてはあまりよくないかもしれませんが、取りあえず悪くてもトイレの水とか、手を洗ったり風呂に入るぐらいのことには不自由しないのではないかなと。それは輪之内、田舎の特性を今度は生かして、そういう整備をされたほうがいいと私は思います。

大都市のまねをして、名古屋市のほうでもほぼほぼ50%以上が全てに耐震化が進んでというところが報道されておりますけれども、うちはそこまで切羽詰まってやらずに、もっと自分たちの地形、地に合った備えを進めるほうが近道、それでその先には、やはり耐震化の上下水道というふうに順次整備をされるのがいいのではないかなと、私はそういうふうに思っております。

それから、企業立地促進の関係ですが、これは町長さんがおっしゃったみたいに、何で大きい企業ならいいんやということの一つの理由に、やはり税の回収、それから雇用の創出とか、多分その2つを取り上げてお話しになっていると思っておりますが、零細、例えば私の小さな営農組合でも法人になりました。それで先を見据えて、若い子に1人入ってもらいました。その人の雇用創出はできております。

そして、先の職業に対するやっぱり一定の受皿になり得るように努力をせなあかんとすることは、かねがね地域でも話し合い、農業委員会の中でもいろんな問題の中で提起されておりますが、やはり成り手不足。近年では、営農組合さんもいろいろ法人化を進められて、直近では海松のほうもされたというふうに聞いておりますが、幾ら法人がやろうと、こういう支援はございませんわね。

なぜ大企業だからいいかと。小さいところは自分らの努力を幾らしても、企業創出、何もできへんわけじゃないですよ。ちゃんと規模は小さければ小さいなりに、やはりそれなりの事業効果を皆さん考えてやられるので、やっぱり零細と言えども、育てるとい

うことにおきましても、こういう企業立地促進条例とは違ったもんでもいいので、名前は少し変わっても結構ですが、やっぱり皆さんにどんどん法人化してきちっと税を納めてもらって町にも、雇用創出も行える、そういう機運がもっと高まってくれば、町の中から大きなうねりができてくるのではないかな。

外に目をやっているばかりでは私は駄目だと思っておりますんで、特にこういう雇用の関係ですと、今言いましたが、ほかに国・県の支援メニューがあるというふうに町長さんがおっしゃったと、私は今、走りメモで書いたんですが、国や県の支援メニューというのは、零細、本当に資本金の、私のほうでは集めたのが200万程度でした。それでスタートしております。そんな小さなところですが、こういう支援メニューというのはどんなところでも受けられるものか、該当するものか、どんなものがあるかということをごひともお知らせをいただきたいと思っております。

いろいろ言いました。よろしく申し上げます。

#### ○副議長（高橋愛子君）

町長 朝倉和仁君。

#### ○町長（朝倉和仁君）

まず防災関係ですけれども、いろいろ議員のほうから御提案をいただきました。一つ一つごもったもな話で、特に逆にお答えする、個別に何かお答えすることもないのかなという気もしているんですけれども、今日の一般質問、ほかの議員さんからもたくさん御質問をいただきまして、ほぼほぼ防災についての現状、あるいは今後やっていくべきことというのがほぼほぼ見つかったというか、確認はできたのかなというふうに思っております。

そういう意味ではありがたいんですけど、非常に多くのことを、やはり早急にやっていかなあかんというのは、これまた行政のほうに突きつけられた課題かなというふうに感じておりますので。

特にハードについて、一遍にどんと集中的にやるという、これはこれで手なのかもしれないんですけれども、いろいろな制約の中で厳しい面もございますし、そういった意味では、先ほど来答弁させていただいておりますけれども、やはり先ほど防災訓練のやり方を改めて実効性のあるものにしていくとか、来年改めますマップなんかで、とにかく見ていただいてすぐに分かる情報、有用な情報、吟味して整理していく必要があるのかなというふうに考えておりますので、またその辺りはその都度いろいろと御意見をいただければというふうに思っております。

企業立地の補助金につきましては、私も今の質問をいただいて、基本的に商工業を前提にして答弁をさせていただいたつもりでおります。ですから商工業ですと、やはり中小零細の企業さんの方からなかなか補助制度がないというような話は伺いますけれども、一方で、私前におりました県のほうでも、外郭団体、産業経済センターとか、ああいつ

たところに話を聞きますと、とにかくいっぱいメニューはあるけれども、なかなか知ってもらえん、使ってもらえんというようなことも前の職場でいろいろと伺っておりますので、ですからそういった情報について少しでも知っていただいて使っていただけるような方策は、商工会は商工会でいろんなメニューをお持ちだと思いますので、そういったところを行政としていかにマッチングしていくのかなというようなところは思っ答弁させていただきました。

営農組合さんのほうにつきまして、今、立地、ここで言うおる企業立地促進補助金という奨励金という形ではないですけど、逆にいろんな形での設備導入のメニューですとか融資制度とか、そういったものを活用しながらやっていただくことなのかなと思いますけど、農業につきましても、ちょっとこの答弁の前提がなかったものですから、十分な答弁になっていないかもしれんですけども、そのところはおわびを申し上げます。

(9番議員挙手)

○副議長（高橋愛子君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

町長さんのお考えも、前までの同僚議員の質問の中でおおむね理解しております。

防災については、それ以上言うても結構考えられることは町長さんも一緒のようにお考えいただいておりますので、安心、半分安心できました。私も微力ですけども、農業者として物資の輸送とかいろんなことについて、協力できる部分については、お金はありませんけど、体でお返しをしたいというふうに思っております。

そんな中で、先ほど触れました防災拠点まで行く道路の関係ですが、これについては、私は今のテニスコート近辺が高規格の道路で、それには合致しておるというふうには聞いておるんですが、テニスコートの近辺まで行くのにどうやって行くんやと。要するに庁舎近辺に延べで何キロあるのか分かりませんが、堀津・養老線までか、堀津・養老線から南にそういう高規格の道路があるのか、庁舎から南にはあるのかないのか。県道は全て高規格道路に近い、準じた強度を持った道路になっているのかということと、防災拠点に行く道ですよね。例えば大吉の大規模防災拠点に行くについても、何遍でも言うておるんですが、大吉の村中を通らな東の幹線からは入れませんので、結構あの周りはずぐずぐずになってしまっていて、上がれへんのではないかと。あそこへみんな一遍逃げてもらうと、あの防災拠点、どんなことが起きるかというのは実際分かりますので、そういう防災拠点へ一遍みんなで行ってもらおうと。これ非常時の状況のような中で、道路は液状化を起こしておりませんですよ、普通の状況の中ででも結構な問題が起きると思いますので、そういうことをやらないと、逃げるに逃げられないということを私は強く御提案を申し上げて、その解決を何か考えていただけるのかなというふうに思っ

おります。

それから、先ほど言いました企業立地の関係ですが、これについていろんなメニューは商工業にはあるけれども、それから農業とか第1次産業とか、そういうのも今法人化をどんどん進めておるんですが、そのいい点って、法人化をやったからといって、何も私は今で1年以上たつんですが、魅力を感じないんです。法人税がついてきた、税理士さんを頼まんとできへんようになった、要するに固定経費が上がった、何がいいんやろうと。

ただ、先ほどから言ってみえる雇用の関係は、そうやってやっておらんと雇用保険とか各種保険の整備もできないので、新規就農者、新しい従業員の方を迎えるにしても何も整備ができません。ですから、法人化を進めて、きちっとした会社組織の形の中で新しく従業員を迎え、そこから存続というのが見いだせて、地域の中の受皿になり得るんじゃないかという、ささやかな期待を持ちながら進めておるわけなんで、そういうところには全く一切関係ないよと言うのはいかがなものかと。私はそういう意味で言うておるんで、ましてや第二創業とかいう話もありました。

第二創業という話も、非常にメニューの中に第二創業という名前はありますが、これがまた使いにくくて使えませんということは何やと。農業をやっておった人は、農業以外のことで創業しないと駄目、全く経験のないことを創業せよといっても第二創業に、それはちょっと無理じゃないですかね。

だから、切り口を変えて、例えば農業を取ってみれば、農業をやっています。今までやっていたところから、輪之内中に空中防除のドローンで会社を一つつくってやったら第二創業になりませんかということも、それは農業の中の防除なので、それはもう一定に同じことなんで駄目、そうしたら全く知らないことをやらなあかん。それは非常に冒険、もっと言えばリスクが非常に高くて手が出ません。だから、そこら辺の考え方を少し、あるだけでは駄目で、使えるようなものは何かお考えをいただけると、一つの事業の中で幾つかの枝葉がありますので、その枝葉を拡充することによって、一つの会社が、企業がトータルで生きていく道がそこにまた広がってくるんじゃないかなという意味で、私はこのことについてくどくど言うておるわけなんで、ぜひとも、そういった新しく創業するについてのハードルをもう少し下げたものを御提案いただけると、もっともつとやる気が出て、本業はこれやけど、ここから派生した仕事はこれがある、これは伸びそうだなというものにも、それは経験がある程度ありますので、手が出しやすいので、そういうのも第二創業として認めて、みんなで雇用の創出、それから税をもっと払えよと言えるような会社になっていただけるような応援をしていただきたいというふうに思って質問させていただいておりますので、すぐには御答弁が難しいかとは思いますが、そこら辺の考え方を単純に一言だけで結構です。

町長さんもですが、できれば戦略課長、もしくは総務課長に、それから産業課長には、

どう言ったらいいんですかね、農業者の特化した話を僕今言いましたので、法人化のメリットはどういうふうにあなた考えて、町内の農業者を指導しておるんやということの基本的な考えがあれば言っていただければいいですし、大橋課長には高規格の道路の関係で県道は全て安全ですよというふうにおっしゃるのなら、そのように御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（高橋愛子君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

御質問のありました緊急輸送道路についてでございます。

緊急輸送道路につきましては、各市町のほうで県から指定をされておりました、緊急輸送道路という路線が指定をされております。

その中で先ほど田中議員さんがおっしゃったとおり、輪之内町については主要地方道の羽島・養老線ですね。それから安八・海津線を通りまして、パターゴルフ場西の信号交差点から東に来て、役場のほうに入ってくる路線、これが緊急輸送道路になっております。

その輸送道路の液状化の場合の大丈夫かということなんですが、そちらにつきましては、まず緊急輸送道路の考え方が構造的にどうかということではなくて、実は緊急輸送道路の周りに、その道路が災害時に緊急の物資を運んだり、負傷者を運ぶとか、そういった道路になりますので、そういったところの妨げにならないように、その緊急輸送道路の周りのところには電柱を新規で建てられないとか、あとは建物をその周りには倒れてくるような建物を建てられないとか、そういった規制がかかるということございまして、構造的にどうかということまでは検証はされておられません。

ですので、県道だから液状化に全然大丈夫かと言われると、実際、能登半島のほうの地震を見ておりましたも、2車線の幹線道路においても、液状化で路面がもうがたがたになっておるような状態ですので、その辺りについてはなかなかちょっと対策としては難しいのかなというところが正直なところです。

それから、あと大吉の防災拠点までの液状化対策につきましては、こちらにつきましては委員会のほうで御説明させていただきましたが、今のところ木曾上さんのほうで液状化の影響を考慮した調査について実施をされておりました、一応今のところは安全性は保たれるということ聞いておりますが、これはあくまで河川管理者として堤防の安全性ということございまして、液状化に伴って路面状態がどうかということについては検証されておられませんので、その辺りについてはまた別途、今後検討していきたいと思っております。

あと、もう一点、ごめんなさい、耐震化の話が出ておりました、耐震化率のほうですが、ちょっと訂正というか御説明をさせていただきたいんですが、実は全国平均で

41.2%という数字が出ております。そちらにつきましては、厚生労働省が耐震化の数字を各市町、全国から集計するときに、導水管や送水管などの基幹の管路と呼ばれる基幹的な水道管のうち、耐震性のある管路の割合ということで出されておるようです。ですので、末端の管路まで全体ではないんですね。ですので、この基幹管路の耐震の割合、全国平均41.2%。先日、大垣市の耐震の割合も出ておりましたが、40%というふうで出ておりましたが、そちらについては基幹管路ですので、あくまで。それに照らし合わせますと、輪之内町は基幹管路については100%耐震化済みです。

それはもう基幹管路なので、本当に井戸から水源地施設までとか、末端までの管路ではございませんので、中心部分の管だけになりますので、基幹管路ということで新聞報道されている一般的に言われる耐震化率といいますと、輪之内町では100%になります。

ただ、全体、公表はどこもされておりませんが、管路全体の耐震化率といいますと、10%ほどということになりますので、低い状態です。この10%については、どこの市町も公表されておりませんので、ちょっとここで言うわけにはいきませんが、大体うちと同じような状況だと思っております。以上です。

**○副議長（高橋愛子君）**

産業課長 松井和明君。

**○産業課長（松井和明君）**

田中議員さん、すみません、貴重な御意見誠にありがとうございます。

法人化のメリットということでございますけれども、おっしゃるとおり、例えば法人格を有するであったり、要はしっかりした団体やとか、そういうメリットもあるんですけれども、先生が言われるように、税理士だけでも1か月大体顧問料2万円とか、それで例えば役員さんが替わったら登記もしなあかんと、そうしたら司法書士さんに10万円とか、そういう話でお金もかかります。

ただ、先生、言い方悪いですけど、初め個々の農業者から、まずは組織をつくる、それから法人化する。それで、あとは広域化するというのが一つの目標でございまして、先生がよく言われますけれども、いきなりそんなちっちゃい団体たくさんとか言われますけど、それは時代の流れでございまして、いきなりはさすがに無理でございしますので、そこら辺のところはよく御理解いただきたいと思えます。

例えばスマート農業は法人を対象とか、あと金利はゼロで借りられるとか、そういうメリットもございますけれども、これは先生、やっぱりどうしても時代の流れということでお考えいただきたいということで、よろしく願いいたします。以上です。

**○副議長（高橋愛子君）**

経営戦略課長 菱田靖雄君。

**○経営戦略課長（菱田靖雄君）**

先ほど、まず第2質問の中で、国・県の支援メニュー、どんなのがあるんだという御

質問がございましたけれども、中小企業庁のほうが中小企業施策利用ガイドブックということで、三百何十ページにわたるガイドブックが出ております。

その中には、全200件を超えるいろんな助成金だとか支援制度だとかというのが掲載されておりますけれども、これが全てじゃあ使えるかと言われるとそうではないんだろうと思いますが、いろいろ読み込んで使えるものを使っていたらなというふうに思っております。

その中で、例えばIT導入補助金というのがあります。これは生産性の向上に貢献するソフトウェア、ITツールの導入とかPCやタブレットの導入というのを対象にしているようですので、使い方によっては御利用いただけるのかなと思いますし、それから先端設備導入計画に基づく固定資産税の特例というのがあります。先端設備といいますが、何か大企業しかできない大それたことかなというふうに捉えがちなんですけど、そうではなくて、これも生産性の向上につながる設備を導入したら、で、認められたら、固定資産税が3年間とか5年間軽減とか免除されるという制度があるようです。またこのガイドブックを御覧いただけたらというふうに思っております。

それから、創業・第二創業の補助金につきましては、これは新しい仕事をつくると、生み出すということを目的にしております。

先ほどドローンのお話が出ましたが、この補助金はドローンを排除しているわけではなくて、同じ人、同じ組織がドローンによる防除をやる場合は、新たな仕事ではないので対象にはならないんですが、別の方がドローン防除をやる、もしくはそういった組織を立ち上げれば対象になるのかなというふうに思っております。

それから、最後になりますけれども、もう少しハードルを下げたものをつくってほしいということでしたが、事業を行われる方というのは、それなりの決意と自己の資力を持って事業を始められるんだろうとは思いますが、そういうことに対して行政がどんな支援ができるかということかとは思いますが、民間活動への全方位の支援はなかなか予算的にも難しいんですけれども、いろんなところに着目といいますか、効果を検証しながらいい制度がくれたらいいのかなというふうに思っております。以上です。

#### ○副議長（高橋愛子君）

これで一般質問を終わります。

---

#### ○副議長（高橋愛子君）

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議会最終日は午前9時までに御参集ください。

本日は大変御苦勞さまでした。

(午後 1 時49分 散会)



令和6年3月4日開会 第1回定例輪之内町議会

第3号会議録 第12日目

令和6年3月15日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案上程

日程第3 町長提案説明

日程第4 議第2号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）

議第3号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第4号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第5号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）

議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算

議第7号 令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算

議第8号 令和6年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算

議第9号 令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算

議第10号 令和6年度輪之内町水道事業会計予算

議第11号 令和6年度輪之内町下水道事業会計予算

議第13号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和6年第1回定例町議会付託事件）

日程第5 議第20号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第6 議第21号 町道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6までの各事件

○出席議員（8名）

1番	田中実	2番	大橋慶裕
3番	林日出雄	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	9番	田中政治

○欠席議員（1名）

8番 小寺 強

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	教 育 長	長 屋 英 人
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田 内 満 昭
教 育 課 長	野 村 みどり	福 祉 課 長	伊 藤 早 苗
経営戦略課長	菱 田 靖 雄	建 設 課 長	大 橋 勝 弘
土地改良課長	松 岡 博 樹	産 業 課 長	松 井 和 明
住民課長補佐	松 本 香 代		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

○副議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名です。議員定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第2号、議第6号、議第10号から議第11号及び議第13号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第2号から議第9号までについての審査報告がありました。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第2、議案上程。

議案はお手元に配付のとおりです。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第3、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

皆さん、おはようございます。

3月4日から始まりました12日間の令和6年第1回の定例会も最終日を迎えました。議会初日、それから各常任委員会では活発な御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

特に、各常任委員会でいただきました建設的な御提案につきましては、速やかに令和6年度の行政運営に反映させていただく所存でございますので、変わらずの御理解と御支援をお願い申し上げます。

さて、本日提出させていただいております議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、条例関係1件、その他1件の合計2件でございます。

それでは、議案番号に沿う形で説明をさせていただきます。

議第20号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国において関係する基準及び省令

である内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議第21号 町道路線の認定につきましては、楡俣地内及び四郷地内における2路線を認定しようとするものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

## ○副議長（高橋愛子君）

日程第4、議第2号から議第11号まで及び議第13号を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。

したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経緯並びに結果の報告を求めます。総務産業建設常任委員長 浅野重行君。

## ○総務産業建設常任委員長（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和6年第1回定例輪之内町議会の初日において、当委員会に審査を付託されました案件について、3月8日と11日の2日間ともに午前9時30分より協議会室において、委員8名出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第2号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）について、当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について、総務課長より説明を受けました。

質疑に入り、主の質疑は、職員の定数に対し、不足している人員は何人くらいかに対し、職員定数130名に対して不足人員は正社員で34名。採用職員の応募者は減少傾向であり、人材不足が続いているとのことでした。

区長会研修の出席人数と経費はどのくらいかに対し、出席者は11名、経費は63万6,000円（交通費等の共通経費35万円、宿泊費等の個人経費2万6,000円）で、ルールにのっとり精算した結果であるとのことでした。

また、区長会研修の欠席者にも配慮し、不公平がないように実施してほしいとの提言がありました。今後の区長会において、時代に合ったよりよい研修の在り方を協議・検討していくとのことでした。

売払いした土地の単価と地目は何かに対し、単価は固定資産台帳価格掛ける面積掛ける相続税倍率によって積算し、1万5,300円から2万円平米であり、地目は用悪水路で

あるとのことでした。

退職手当特別負担金とは何か、誰に対して支払うのかに対し、前職が他官公署の公務員であった場合、その者の退職手当は退職時に在職している自治体が前職分を通算して負担する制度となっており、その在職実績に基づいた負担分を退職手当組合に特別負担金として支払うものであるとのことでした。

広報配布謝礼について、その単価と誰に対して支払っているものかに対し、18円掛ける配布部数の月数分であり、区長に対して報償費として支払っているとのことでした。

また、区運営費の適切な運営について提言があり、今後区長会等において、議題として協議していくとのことでした。

千本桜まつりが総務課の管轄になっているのはなぜか、職員の負担が大きいのではないかに対し、イベントに関しては商工担当課だけでなく、事務の分散を考え、実施しているとのことでした。

職員のスキルアップ研修のテーマは何かに対し、毎年テーマを変えて実施しており、その一つとして、今年度は管理職を対象として議会答弁研修を実施したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について、危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、消防団員出動報酬が100万円の減となっているのは、団員の出席率の低下か、訓練回数の減かどちらの理由なのかに対し、昨年度の訓練出席率は73.5%であったのに対し、今年度は68.4%であり、その影響が大きいとのことでした。

消防団の運営について、若い団員の意見を聞く機会を設けたほうがよいのではないかに対し、現在、消防団員のほとんどはサラリーマン化しており、それぞれの価値観も変わってきている。訓練内容に対する見直しなど、団員の意見を聞きながら進めるようにしたいとのことでした。

女性防火クラブの活動に対し、もっとPRしたほうがよいのではないかに対し、女性防火クラブに対しては、年度初めにアンケートによりクラブ員自身が実施したい訓練を調査し、その内容を取り入れるなど、従来の活動内容を大きく見直したところである。こういった活動について周知していくとのことでした。

消防団員の年額報酬について、出席率に応じた金額を支給したほうがよいのではないかに対し、消防団員報酬は均等額である年額報酬と訓練等の従事日数に応じた出動報酬から成り立っている。年額報酬は総務省の見解として出席状況のいかに関わらず満額支給することとされているが、他の市町の状況等を勘案し、検討していきたいとのことでした。

団員からの意見を過度に聞き過ぎず、規律訓練等の基礎となるものは大切にすべきではないかに対し、こちらとしては、まずは基本の訓練があつてこそ安全管理であると考えている。このことを念頭に進めていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について、経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、長良川右岸高水敷除草工事費に直接関係することではないが、長良川の河川敷に広大な土地がある。これを何かに活用することは考えられないのかに対し、平成初期に水辺の楽校プロジェクトという公園整備をしようとしたことがあるが、平成21年に河川敷の占用地を整備するよりも輪之内町内への投資に予算を回すべきとの判断の下、プロジェクトは休止になっているとのことでした。

長良川河川敷内に土地を所有している人は買い上げてほしいと思っているが、町が土地を借りて何かに利用できないかに対し、長良川河川敷の管轄は国土交通省であり、いろいろな制限がある中、どのような利用ができるのか考えてみたいとのことでした。

水辺の楽校プロジェクトについては休止ではなく中止にして、占用地を国に返還してはどうかに対し、平成21年当時に中止の申入れをしたところ、当該プロジェクト採択に当たり、国土交通省も低水護岸工事などを実施しているため、協議の結果、休止となったものである。再度の中止の申入れについては、現在の河川占用許可期間が切れるときがそのタイミングになるとのことでした。

国土交通省による低水護岸工事は堤防を強化するために行ったものであって、当該プロジェクトのために行ったものではないのではないかに対し、このプロジェクトのために行われた工事であるとのことでした。

占用期間は何年間あるかに対し、令和3年に更新手続きし、10年間とのことでした。

ふるさと応援基金積立金について、今回減額補正しているが、昨年までに約1億2,000万円積み立てている。何か使う目的はあるのかに対し、過去には中学校吹奏楽部に吹奏楽の楽器や、1人1台タブレット端末を購入させていただいている。現在、具体的な用途はないが、基本の使い道に即して必要なところに財源充当していきたいと思っているとのことでした。

ふるさと応援基金の収入は前年度と比べてかなり落ち込んでいるが、その要因は何か、今後どのように対応していくのかに対し、具体的な要因は何とも言い難いが、昨年5月に新型コロナが5類に移行したことにより、コロナ禍の巣籠もり需要が終わったのが理由ではないかと推測している。

また、対応としては、令和5年度も選択肢を拡大するため新たな返礼品5件を登録しようとして手続に入ったが、総務省の審査が厳しく、いまだポータルサイトに掲載できていない状況である。令和6年度は、これらを掲載しながらやっていくとのことでした。

町内企業と連携してふるさと納税向けに返礼品を作ることができないかに対し、これについては議員と同じ考えである。大阪府八尾市などはものづくりのまちとして有名であり、個人向けの商品を作っている小さな会社と連携して返礼品用の品物を作りながらふるさと納税の増収に努めている。町内を見渡すと個人向け商品を作っている事業所は

少ないと思われるが、八尾市と同じことができないか、粘り強く声かけしていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について、税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主の質疑は、固定資産税が3,550万円の増であるが、当初から計上できなかったのかに対し、ある程度の予測はしていたが、令和5年度当初予算編成後の1月に楡俣北部地区内の工場用地の農地転用があったためとのことでした。

今年は評価替えの年だったのかに対し、評価替えは令和6年度であるとのことでした。ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計課所管分について、会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について、産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主の質疑は、農業委員会委員報酬の増額について、報酬単価が上がったのか、活動日数が増えたのかどちらかに対し、委員報酬の原資となる農地利用最適化交付金が当初の想定よりも多く交付され、それに伴い増額したとのことでした。

農業委員等の委員報酬の全体は幾らか、各委員に対して幾ら支払う予定なのかに対し、全体で約780万円、1年間活動された委員は約30万円、改選で退任された委員は約10万円、改選され新任された委員は約20万円とのことでした。

地域計画（目標地図）の作成について、行政側での検討段階なのか、農家との検討段階なのかどちらかに対し、行政側での検討段階であるとのことでした。

空家等対策協議会は年何回、いつ頃開催されているのかに対し、現在は年1回、3月に開催しているが、今後は4月に開催することを検討するとのことでした。

電気料金等価格高騰対策補助金の周知方法と支払い件数及び実績額は幾らかに対し、2回周知を行っており、支払い件数は112件、実績額は985万7,000円とのことでした。

補助金を出している団体は幾つあるのかに対し、軽トラ朝市実行委員会、なばな・甘長部会の2団体とのことでした。

特産品大使は次年度から活動するのかに対し、令和5年度から活動を開始しているとのことでした。

農業委員会委員候補者等選考委員会委員報酬の減額の理由は何かに対し、令和6年度の選考委員会で結論が出たことにより開催の必要はなくなり、減額したとのことでした。

多面的機能支払交付金の減額内容は何かに対し、農振除外等により、対象地から外れる土地の分を減額したものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について、土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主の質疑は、楡俣北部地区の工事はいつ終わるのかに対し、面整備工事

は令和6年度で完了する予定であるとのことでした。

県予算が思うようにつかなかったことで事業の進捗に影響はあるのか、また、現在の出来高はどれだけかに対し、出来高については、楡俣北部地区の面整備進捗率は令和5年度末で87.7%、事業費ベースで83.3%である。

事業進捗への影響については、令和3年度、令和4年度は増額補正しており、今年度の減額補正での影響は少ないと考えている。今後の県予算次第であるが、計画どおりでは7年度末の事業完了を目指しているとのことでした。

四郷南部地区についてはどうかに対し、四郷南部地区については、令和4年度事業採択で今年度が2年目である。出来高については、面整備ははまだ行っていないため0%、事業費ベースでは、測量・設計・換地業務等で15.8%の進捗率である。事業完了予定は令和11年度末であるとのことでした。

四郷南部地区のポンプ場整備はいつ行うのかに対し、2か所整備する計画であり、県からは令和6年3月に1か所目を発注し、令和6年度の予算で2か所目を発注する予定であると聞いているとのことでした。

四郷南部地区では、土地開発公社が取得予定者となり工場用地等の造成を行うことになっているが、輪之内南部地区の塩漬けになっている非農用地についてはどのように考えているのかに対し、四郷南部地区は当初から創設非農用地として事業地区内で計画された土地であり、取得予定者の輪之内町土地開発公社が造成を行うことになっている。

輪之内町南部地区の非農用地は事業地区外の土地であり、今からは場整備事業として対応することは難しい。輪之内町土地開発公社と相談する場を設けたいと考えているとのことでした。

その他、今後非農用地の計画については、事前に相談の上、計画してほしいという意見がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、国庫補助金が少なくなったが工事は実施できたのかに対し、町単独分が多くなったが工事は実施できたとのことでした。

道路補修重機庸車料とは何かに対し、緊急時に重機等を一定期間借り上げるための費用とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第2号について、質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決が行われました結果、全委員異議なく、議第2号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算について、当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、会計年度任用職員の勤勉手当は新しく規定されたものかに対し、地方自治法の改正により、令和6年度より会計年度任用職員においても勤勉手当の支給が規定されるものであるとのことでした。

土地の借り上げ料について、契約時に買上げ意向の交渉は行っているのかに対し、5年毎の計画であり、今年度更新の時期に対象者18名に対して意向調査を実施し、交渉を行った。その結果、現時点で2名の方が売却に応じていただき、現在事務手続を進めているとのことでした。

トイレの改修について、改修場所と個数はどれぐらいかに対し、庁舎2階のトイレの和式便器4つと屋外駐車場トイレの和式便器3つを改修するとのことでした。

町制70周年記念事業の内容はどのようなものかに対し、4月29日（祝）の記念式典において、自治功労者の表彰とダ・カーポのコンサートを予定しているとのことでした。

また、町内企業が所有する大型トラック等にラッピングを依頼し、PRにつなげてはどうか、デザイン等は小・中学生から募集してはどうかとの提言があり、70周年ロゴマークデザインは、既に中学生が考案した原画を元に作成し使用していく予定であり、ラッピングバス等についても今後効果的な実施方法を検討していくとのことでした。

空調設備機器保守点検委託料は昨年より増額になっているのはなぜかに対し、フロンガスの法定点検は3年に1度の実施義務があり、令和6年度はその実施年に当たるためであるとのことでした。

町有地雑草管理委託料が前年度より増額となっている理由は何かに対し、課題となっていた町有地の雑草管理を適切に実施していくため、業者委託件数を増やしたことによるものであるとのことでした。

仁木コミュニティ防災センター周辺の町有地について一体的に整備し、活用していく考えはあるのかに対し、長年の懸案事項であり、中長期計画に取りかかっていたとのことでした。

また、土地貸付収入については、契約金額の見直しを実施していくべきではないかとの提言があり、今後も相手側と協議しながら適正な価格設定を努めていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について、危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、消防団員損害補償費の内容は何かに対し、消防団員の遺族に対する遺族補償年金であるとのことでした。

消防団員退職報償金の予算計上が1,000円のみとなっているが、支給が必要な際は予備費で対応するのかに対し、お見込みのとおりであり、実際に支給する事案が発生した

際には予備費にて対応するとのことでした。

消防組合負担金の人口割と基準財政需要額の割合は50対50にすることはできないのかに対し、割合変更の意見があった旨について消防組合の事務局に相談はしているとのことでした。

防災マップに消防水利の設置場所を表示できないかに対し、防災マップのサイズ等の仕様上、消防水利のプロットは困難であるため、各区等で必要であるときは個別に対応したいとのことでした。

消防水利の確保と併せ、災害時の生活水を確保すべく町内各避難所付近に防災井戸を掘ってはどうかに対し、災害時の水の確保については重要な課題であるため、井戸の設置については検討を進めたい。そのほかにも、町内で井戸を所有している方の把握及びその登録を行い、有事の際に使用させていただくことも検討していきたいとのことでした。

災害時に名神高速道路の緊急時用の開口部から防災拠点へ行くことは可能なのかに対し、まずは国土交通省やNE X C Oへの要請が必要であると思われるが、可能であるとのことでした。

名神高速道路から防災拠点への乗り入れについて、高規格の道路の整備を進めてはどうかに対し、福東大橋から北は町道、南は県道となるため、道路整備については関係機関等と協議を進めるとのことでした。

水防監視員研修はどういった内容かに対し、水防監視員18名による1泊2日の先進地等視察研修であるとのことでした。

また、議員から作成した防災ハザードマップについて、岐阜県防災課やマスコミ、学術機関等に提供していただきたいと提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について、経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、電子計算機の修繕料を100万円増額しているが、パソコンはそんなに壊れるものなのかに対し、この修繕料はパソコンやプリンターなどの電子機器全般の修繕料である。パソコンについては時々液晶画面が映らないということがあるが、パソコンよりもむしろプリンターの修繕のほうが多い。いずれにしても、パソコンやプリンターの故障はできるだけ早く修繕しないと業務に支障が出るので、予算を確保するものであるとのことでした。

行財政改革大綱を策定するに当たり、主な目的、何に着目して策定するのかに対し、行財政改革大綱はこれから何を着目して策定していくのかを決めることになる。これまでは歳出の削減、コストカットに着目していたが、限界を感じるのが正直なところである。したがって、逆にいかに歳入を増やすのかというあたりに着目して策定していきたいと思っているとのことでした。

行財政改革推進審議会の委員の選定基準はどのように想定しているのか。これまでは地域の役職者の充て職が多い。若者や外国人などの選定を考えているのかに対し、選定基準はいまだ具体的に決めてはいないが、できるだけ幅広い年代やいろいろな分野の方に入っただいて、いろいろな方面から御意見をいただきたいと思っているとのことでした。

経営戦略課では、輪之内スマイルチャンネルの視聴率を把握しているのか、制作費を無駄に使って誰も見ない番組を垂れ流ししている可能性があるのではないのかに対し、視聴率についてはかねてから議論があるが、実際のところ把握はできないとのことでした。

動画制作費を年間約600万円もかけて、仮に町民が10人から20人程度しか見ていなかったとしたら、もっとほかにやることがあるだろうと言いたくなる。スクラップ・アンド・ビルド、つまり効果のないものは切り捨てているくらいの判断をしていただきたい。その点はどのように考えているのかに対し、議員のお考えはよく理解できる。テレビも含めて、動画の視聴はユーチューブへシフトしているのを感じる。今後、どうしていくのか決めていくわけではないが、現在の放送機器は令和3年度に更新しているので、次回の更新時期が一つの節目になるのではないかと考えているとのことでした。

住宅建設支援助成金については、予算をもっと増やして、不動産会社や宅建協会などを回ってもっとPRすべきではないのかに対し、この助成金の対象者には漏れなく御案内を差し上げているので取りこぼしはないとのことでした。

インナービューティーダイエット&農業コラボ実行委員会の令和6年度の実行内容は何かに対し、例年と同じく、インナービューティーダイエット協会への野菜の出荷、ふるさと納税の返礼品の一つとして登録していただいているので、寄附があれば発送するとのことでした。

ふるさと納税の返礼品についてはどのように取り組んでいくのかに対し、令和6年度も返礼品を追加するべく事業者に働きかけていきたい。一方で、個人版のほうは限界感が否めないため、企業版のふるさと応援寄附金にも力を注いでいくとのことでした。

返礼品のベスト3は何かに対し、1位は飛騨牛、2位は御膳米、3位は無農薬野菜とのことでした。

経営戦略課所管分の補助金は前年度と比べて約半額になっているのはなぜかに対し、三世代同居・近居助成金と創業・第二創業助成金については、令和5年度の実績相当としたものである。

インナービューティーダイエット&農業コラボ実行委員会補助金は、当該委員会は現在組織創立から8年目であり、10年目をめどに独り立ちしていただくため段階的に補助金を減らしていくものであり、創立10年目の令和7年度をもって補助金を廃止していく。当該委員会はふるさと納税の返礼品の注文があることを鑑みると、育成できたのではないかと判断もしているとのことでした。

他市町村に寄附したふるさと納税額はどれぐらいあるのかに対し、輪之内町の方が他市町村にふるさと納税した場合は、当然その市町村にお金が出る。ふるさと納税により流出した金額は、年度末になれば税務課において把握できるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について、税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、個人県民税徴収取扱費とは何かに対し、県民税分を町民税分と併せて徴収している委託金として、1人当たり3,000円が県から交付されるとのことでした。

町民税と県民税は一緒に納めているが、どのように案分しているのかに対し、町民税分が6割、県民税分が4割と定められており、納付された額の4割分を県へ送金しているとのことでした。

固定資産税の現年度分の税収は今後減額になっていくのかに対し、令和6年度は3年に1度の評価替えの年のため税収としては下がるが、楡俣北部地区の工場用地に係る建物など、今後の増収は見込まれるとのことでした。

税収が評価替えで上がっていくと思っていたが、下がるものなのかに対し、家屋については減価償却していくので下がるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計課所管分について、会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主の質疑は、鉄道3社の株式を売ることができるのかに対し、市町村振興協会から寄附があるため売ることにはできないとのことでした。

金融機関事務取扱手数料について各金融機関へ単価等の交渉は行ったのかに対し、当初は令和5年度から有料化を求められたが、市長会、町村会等で交渉した結果、単価を統一し、開始を1年延伸することになったとのことでした。

窓口収納手数料、公金振込手数料等は4月からの開始に対し、窓口収納手数料は4月から、公金振込手数料や媒体取扱手数料は10月から有料化されるとのことでした。

スマホやコンビニ等で支払った場合の手数料はどうなるのかに対し、窓口収納の手数料としてはかからないが、別の事業者と同額の手数料を支払っているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について、産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主の質疑は、森のわくわくの庭利用促進助成金の内容は何かに対し、町民の利用率が全体の1%と少ないため、利用促進策として最も利用率の高い年齢であるゼロ歳から9歳までの子と親に対し、通常600円の入場料を半額補助するとのことでした。

特産品陳列棚等資機材購入助成金の内容は何かに対し、特産品が置いてある町内の飲食店などが特産品用の陳列棚を購入した場合、購入金額の3分の1（上限3万円）を助

成するとのことでした。

菊芋特産品開発委託料及び黒豆特産品開発委託料の委託先はどこなのかに対し、菊芋特産品開発委託料の委託先は坂祝町の若林煎餅（株）、黒豆特産品開発委託料の委託先は楡俣の洋菓子店ワイズブルーとのことでした。

収入保険の加入条件は何かに対し、青色申告している農業者で、保険期間の前年1年分の青色申告の実績が必要とのことでした。

カワバタモロコ保護員の作業内容を何かに対し、カワバタモロコの生息状況の確認と保護対策を行うとのことでした。

令和6年度のジャンボタニシ駆除委託料は令和5年度から減額した理由は何かに対し、令和5年度の委託内容は作業員2人で駆除を行うには作業量が多いため、令和6年度は減少させたとのことでした。

空家等調査委託料はどこへ委託するのか、また、調査対象は全ての空き家なのかに対し、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部に委託し、調査対象は申請された空き家のみとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について、土地改良課長から説明しました。

質疑に入り、主な質疑は、楡俣北部地区について、今後リタイアする個人農家が出てきた場合どうするのかに対し、ほ場整備事業の目的の一つとして、ほ場を大区画化し、担い手へ農地を集積することがある。事業前は集落営農への農地集積率は61%ほどであったが、事業が進むにつれ91%まで上がってきた。

さらに、ほ場整備を契機として集落営農の法人化を進めており、法人格を有する営農組織や地域の担い手となることで、今後も継続して適切な農地管理を行っていただけるものと考えているとのことでした。

楡俣北部地区の事業完了はいつなのかに対し、令和7年度であるとのことでした。

事業完了後の土地改良区費についてはどのように考えているのかに対し、現在、楡俣北部地区では、楡俣北部土地改良区を設立し事業を進めており、1反当たり1,000円の賦課金を集め運営している。事業完了後は、福束輪中土地改良区へ吸収される予定である。他のほ場整備事業実施済みの地区と同様、福束輪中土地改良区賦課金が1反当たり1,000円増額されると思われるとのことでした。

楡俣北部土地改良区はお金も施設も全て譲渡するということかに対し、揚水施設については福束輪中土地改良区へ、排水施設は輪之内町へ譲渡される予定であるとのことでした。

四郷南部地区の揚水機場設置費用は幾らかに対し、1か所当たり8,000万円、2か所で合計1億6,000万円になるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、県道安八・海津線の歩道拡幅の予定についてどうなっているのかに対し、大垣土木事務所で昨年からの事業化され、来年度は用地買収の予定とのことでした。

区画線が消えている道路があるが情報収集はどうしているのかに対し、舗装補修時に庁舎内回覧を年2回行っているため、その際に合わせて行うとのことでした。

道路改良の予定箇所はどこかに対し、南波、楡俣新田、下大樽新田、大藪、松内を予定しているとのことでした。

災害時の物資輸送の重要路線はどこかに対し、緊急輸送道路として羽島・養老線から安八・海津線を経由し、アポロスタジアム北側道路から中江川左岸道路を通る路線と、名神高速から揖斐川左岸の堤防道路とのことでした。

緊急輸送道路の揖斐川左岸堤防道路について、液状化による影響はないのに対し、河川管理者である木曾川上流河川事務所から、耐震点検マニュアルによる安全性は保たれていると回答を得ている。今後は町による調査も検討していきたいとのことでした。

松内道路は県道へ管理移管することを考えているか、また、県が管理することが可能な構造かに対し、県道としての規格は満たされており、県に管理を要望していきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第6号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号 令和6年度輪之内町水道事業会計予算について議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、資金的収入の補償金は何かに対し、下水道事業やほ場整備事業などに伴う水道管移設工事が発生した場合の補償金であるとのことでした。

水道料金の値上げを考えているのかに対し、収支バランスが取れているので値上げは考えていないとのことでした。

石綿管はどれだけあるのかに対し、布設替えにより、現在石綿管はないとのことでした。

塩ビ管とポリエチレン管では施工単価はどれくらい違うのかに対し、口径100ミリの1メートル当たり単価は、塩ビ管約4万3,000円、ポリエチレン管約5万6,000円とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第10号について、質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第10号 令和6年度輪之内町水道事業会計予算については、原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号 令和6年度輪之内町下水道事業会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、下水道計画区域内の下水道工事は町で施工するのかに対し、下水道計画区域内でも技術的に困難な場合は、合併浄化槽による処理をお願いする場合もあるとのことでした。

下水道接続の加入促進は戸別訪問を行うのかに対し、戸別訪問ではなく、期間限定で下水道使用料を1年間減免する制度を検討しているとのことでした。

年間の接続世帯はどれくらいかに対し、約50世帯とのことでした。

他会計補助金の総額はどれだけかに対し、3億5,200万円とのことでした。

管渠費の修繕費の内訳は何かに対し、マンホールポンプ施設3か所の取替え費用であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論もなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第11号 令和6年度輪之内町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、総合教育会議に関する事務が総務危機管理課の事務分掌となっているが、国でこども家庭庁が設置されたので、健康こども課に事務局を設置したらどうかに対し、総合教育会議の設置の経過を見ると大津のいじめ問題をきっかけに、教育部局だけでなく、町長部局も一緒になって教育課題等に関して取り組むべきとの提唱の下、法改正され、会議の設置が位置づけられたものである。総務課が事務局となっているが、幼児、児童・生徒に関する情報を共有しながら、その内容について各課に照会をし、健康こども課とも連携を強化しながら進めていくとのことでした。

いじめ問題調査委員会に関する事務は人権部門で法務局とつながりのある住民環境課が担当課となるべきではないかに対し、いじめ問題調査委員会については現在総務課が事務局となっているが、実際に学校でいじめの事件が起きた場合、教育委員会とは別に客観的な立場で事務局として対応し、第三者委員会の設置等も含め、関係部署と協力して行っていきたいとのことでした。

また、職員の役職規程及び組織編成について、円滑に事務が進むよう横断的に連携を取りながら行ってほしいとの提言があり、今後も町民にとって分かりやすい役職名、組織づくりに努めていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決が行われました結果、全委員異議なく、議第13号 輪

之内町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

**○副議長（高橋愛子君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員長 大橋慶裕君。

**○文教厚生常任委員長（大橋慶裕君）**

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和6年第1回定例輪之内町議会の初日において、当委員会に審査付託されました案件について、3月6日午前9時半から及び7日午後1時から協議会室において、委員8名出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第2号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）について、当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ごみ袋が当初の予定より安く購入できたのであればその分多めに購入できなかったのかに対し、保管場所の関係により予定枚数を購入したとのことでした。

太陽光の補助金はどのようにPRしているのかに対し、ホームページや広報紙にてPRしているとのことでした。

マイナンバーカードの交付状況はどのようなものであるのかに対し、令和6年1月末現在、人口9,259人に対し交付枚数7,529枚、82%の交付率であるとのことでした。

バスの補助金の燃料高騰分は幾ら見込んだのかに対し、前年度分の総額に1.05%の増額を見込んだとのことでした。

環境パトロール委託料の減額理由は何かに対し、委託先であるシルバー人材センターの人員不足による実施回数の減が理由であり、実施できない分については職員がごみの回収や動物の死骸の回収を行うことで対応しているとのことでした。

環境パトロールの際に、ごみを捨てないように広報するなどの啓発活動を行ってはどうかに対し、環境パトロールは自家用軽トラックで実施しているため広報できる仕様にな

っていない。広報紙等で町民等に啓発活動を行っていききたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、福祉課所管分について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、基幹相談支援センター委託料の増額についてどのような相談が増加しているのかに対し、障がい者を対象とする相談事業で、輪之内町社会福祉協議会（以下「町社協」という）に委託している。生活に関することや成年後見制度利用に関する相談件数が増加しているとのことでした。

重度心身障害者医療費の扶助は要介護度の重い人も対象となるのかに対し、あくまで重度心身障がい者に該当することが必要である。ただし、要介護度によっては、同時に特定の障がいにも該当する場合もあるため、ケアマネジャー等を通じて障害者手帳の取得を勧奨しているとのことでした。

シニアカー等購入費補助制度についてどのような周知をしているのかに対し、最近では12月の老人クラブ会長会でシニアカーのほか、各種補助制度の案内をしている。また、「広報わのうち」やホームページにも随時掲載しているとのことでした。

ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付費の扶助とは何かに対し、自動消火器及び電磁調理器の購入費用であり、それぞれ基準額の範囲内で扶助するとのことでした。

高齢者いきいき住宅改造助成費はどのような改造を対象にするのかに対し、浴室、トイレ改修や設備設置など、在宅要援護高齢者の生活に適應するための経費を対象とするとのことでした。

理容奉仕委託料はどういうものなのかに対し、町社協に委託している事業で、65歳以上の寝たきりの方や重度心身障がいの方を対象とし、2か月に1回町内の協力店が利用者宅に訪問して理容サービスを提供している。利用者は1回当たり300円を負担しているとのことでした。

子ども・子育て支援事業計画策定について、国の動向を待たず、町単独で実施していれば期間を短縮できたのではないのかに対し、もともと令和5年度にニーズ調査、令和6年度に計画策定する予定であったが、国の動向を踏まえ、令和6年度内に同時に実施することにした。期間計画は令和7年度から11年度であるとのことでした。

こども園の会計年度任用職員の報酬を減額しているが、人員を増加できないことでこども園の運営に支障が出ていないのかに対し、保育教諭の応募が少なく、増員に至らないという状況ではあるが、現有の人員で運営できているとのことでした。

こども園利用料の滞納状況はどうなっているのかに対し、通常は児童手当の充当により滞納を防止しているが、町外転出済みで納付に至らない方が1人いるとのことでした。

小学校就学準備等支援金の支給対象児童、支給金額及び支給手続をどうする予定なのかに対し、町内に住所を有する小学校入学前児童に対し、1人当たり3万円を支給する。入学する年の1月1日現在で町内に住所を有する支給対象児童に一括支給をし、1月2

日以降に転入してきた児童に対しては随時支給する予定であるとのことでした。

この支援金は今回限りなのか、また、対象児童数の算出根拠は何かに対し、継続事業として考えている。対象児童数は、現時点の対象児童数に予測される転入者数を合算して算出しているとのことでした。

冷凍庫の処分費をなぜ計上したのかに対し、ワクチン保管用冷凍庫が故障により保管に必要な温度まで下がらなくなったために、廃棄費用を計上したものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について、教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町文化会館空調設備修繕工事の出来高及び設計監理はどのような状況かに対し、工事は順調に進み、3月26日に完成検査を行う予定をしている。当日は設計監理業者も立ち会うとのことでした。

英語教育支援員謝礼が50万円減とあるが、この理由は何かに対し、小学校においては、国が示している外国語活動の授業時間数の大半を県費の非常勤講師が担当している。それ以外を町費の英語教育支援員が担当する形を取っており、予算計上時の予定を下回る実績となったとのことでした。

学力向上検定料補助金が35万円減とあるが、この理由は何かに対し、申込みが少なかったためであり、もっと英検、漢検、数検について受験料を助成していることをアピールして、挑戦してもらえる児童・生徒を増やしていきたいとのことでした。

光熱水費について減額が大きいのが、当初予算を過剰に計上しているのではないかに対し、今後は経済状況を慎重に検証していくとのことでした。

図書館勤務の方で司書の資格を持っていない人が多い、また報酬が安いと聞くが、どのような状況かに対し、図書館司書の資格は3名が持っており、ローテーションで従事している。また、報酬については、時給で平日は1,375円、休日1,485円、アルバイト資格あり1,100円、アルバイト資格なし1,043円とのことでした。

警備委託料とはどういうものかに対し、セキュリティー会社との契約で、日本ガードに委託しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第2号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第2号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、特定健診の審査について、職員が実施により減額であるとのことだが、今後の実施の方向性はどのように考えているのかに対し、今年度は対象者

が少なかったため職員で実施した。今後も職員で実施可能であれば職員での実施、対象者が多いようであれば外部に委託する予定であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険料の滞納額はどれぐらいなのか、また、どのような人が滞納しているのかに対し、滞納額は89万7000円で、臨時収入等により所得が増え保険料が高額になった人もいるとのことでした。

令和5年度繰越金240万7,000円計上されているが、令和6年度は計上しているのかに対し、科目措置で1,000円計上しており、令和5年度事業確定後に補正するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第4号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、児童発達支援費を102万4,000円減額した理由は何かに対し、児童の欠席や職員の休暇等によりサービス支給量が見込みを下回ったためであるとのことでした。

児童発達支援事業施設管理運営負担金を16万1,000円減額した理由は何かに対し、ふれあいセンターの光熱水費や施設管理委託料の4分の1を負担しているが、実績見込みを下回ったためであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第5号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算について、当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、デマンドバスのドア・ツー・ドアの広報はどのようにするのかに対し、検討中ではあるが、広報紙へのチラシの折り込み等を考えているとのことでした。

太陽光発電設備の補助金は蓄電池のみの補助金はあるのかに対し、国の補助金を活用した補助金であり、その基準に基づき、蓄電池のみの補助金はないとのことでした。

浄化槽の補助金の認可区域外はどのような基準で行うのかに対し、どうしても下水を引くことができない地域を対象としており、その旨を建設課にて証明できる方を対象とするとのことでした。

ゼロカーボン宣言後に取り組んだ事業と、今後行政として取り組む予定の事業は何かに対し、取り組んだ事業はごみの減量化であり、今後取り組む事業については、研修会を実施し、各課の事業の中で実施できる施策について検討していきたいとのことでした。

にしみのライナーは現在試行運転なのかに対し、現在実証運行中であり、来年度も引き続き実証運行である。それ以降については未定であるとのことでした。

戸籍住民基本台帳費の戸籍クラウド利用料、コンビニ交付システム使用料の金額は適正か、また財源は何かに対し、市町村の人口規模等に応じた適正な金額となっており、財源は一般財源であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、福祉課所管分について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、タクシー補助金について、補助対象者、補助金額及び支給手続をどうする予定なのか、また、どのように広報していくのかに対し、対象は介助が必要な障がい者や高齢者の方を対象としている。補助の額は、通常タクシーは自己負担200円を除く2,500円を限度に、リフト付タクシーは中型タクシー料金との差額分について5,000円を限度に、タクシー料金の一部を補助するものである。

支給手続についてはタクシー会社と協議し、利用者負担の少ない方法を検討していきたい。また、今後「広報わのうち」やホームページ、老人クラブ等で周知していく予定であるとのことでした。

生活体制整備事業委託事業について、委託内容はどのようなものなのかに対し、地域支え合い推進員の配置や生活支援ボランティア育成等、町社協に委託するものであるとのことでした。

ほかにも町社協に委託している事業があるが、まとめて契約できないのか、また、個人情報町社協に取り扱いさせることになるが、個人情報保護の点でどう考えているのかに対し、委託事業の整理は令和7年度以降に検討したい。個人情報については、町社協に提供する前に本人の同意を得ているとのことでした。

令和5年度敬老祝賀会について参加者数はどれくらいか、また、会場までの移動手段をどう確保したのかに対し、75歳以上1,324名を対象に案内を送付し、約500人が参加した。送迎は中型バス4台及び公用車2台を用意し、指定コースを巡回したとのことでした。

参加したくてもバス停まで行けない人への支援についてはどう考えているのかに対し、

参加したい方への必要な足の確保については、その方法を検討していきたいとのことでした。

敬老祝い金の受渡し方法について、取りに行けない人への対応をどうするのか、民生委員、児童委員に依頼する、口座振替を利用する等、ほかの方法は考えているのかに対し、今後負担の少ない方法について検討していきたい。また、敬老祝い金を含め、敬老を祝う事業全般については対象者の増加、近隣市町の動向を踏まえ、その内容について見直していきたいとのことでした。

老人クラブは町内に幾つあるのか、また、老人クラブを通してお知らせしても、老人クラブのない地域の人に情報をどのように周知するのかに対し、現在クラブ数は16クラブで、老人クラブのみに限らず、地域のいろいろな組織を活用して周知していきたいとのことでした。

ふれあいセンターゲートボール場整地工事について、ゲートボール利用の需要はあるのかに対し、週に2回程度活動があり、定期的にゲートボール大会も開催しているとのことでした。

児童福祉施設費の会計年度任用職員報酬について、令和5年度補正で1,200万円減額しているが、子供・園児の受入れ体制に問題はないのかに対し、受入れ体制基準に問題はないとのことでした。

こども園調理員のスポット対応について衛生上で問題はないのかに対し、月に1回の検便検査及び依頼時の体調確認を実施しており、安全確保をしているとのことでした。

予防接種健康被害救済共済医療費等負担金はどのようなものかに対し、新型コロナウイルス予防接種により健康被害者として認定を受けた方の医療費に対する町負担額を計上している。なお、この費用は全額国庫補助であるとのことでした。

がん検診委託料について、現在の受診状況はどうなっているのかに対し、町内で受診できる6種のがん検診のうち、大腸がんや乳がんは受診率50%で県内でも受診率が高いのに対し、胃がん等、受診率20%に止まっているものもあるとのことでした。

がん検診だけでなく、带状疱疹、肺炎球菌などの予防接種の助成制度について、町の健康増進のために多くの人に利用してもらえる体制を何か考えているのかに対し、申請状況を見ながら費用助成の内容や方法、周知について検討していきたいとのことでした。

わのうち健康プランニーズ調査について、何を調査するのかに対し、住民の健康、口腔、食育に関する生活習慣や子育ての状況について、1,800人を対象に調査をするものであるとのことでした。

わのうち健康プランの目的は何か、この計画は町独自のものなのかに対し、健康寿命の延伸を目的としている。国・県にも同様の計画があり、これらの計画を参考にしながら町の特徴を出した計画となっているとのことでした。

計画を作成するに当たり、実績の検証についてはどう考えているのかに対し、現在第

3期計画の期間中であり、実績の検証をしながら令和7年度に第4期計画を作成していきたいとのことでした。

少子化対策に向けた子育て支援施策について、出産・子育てに関する大きな負担として不妊治療費や医療費の負担が上げられるが、これらを含め、近隣市町よりも一歩進んだ少子化対策を前面に出した施策を打ち出すことはないのかに対し、不妊治療費は令和4年4月から保険適用後、自己負担分に対する県補助制度がある。また、第3子以降出産祝金について、令和6年度から子供1人当たり15万円から20万円に引き上げる。今後は、施策の執行状況や近隣市町の動向を見ながら、現状に沿った助成制度実施について検討していきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について、教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、特別支援教育支援員謝礼の1,300万円は何人分かに対し、20人ほどとのことでした。

輪之内町70周年を迎えるに当たり、鹿児島市やカナダのアルバータ州との交流事業の計画はあるのかに対し、事業の計画は組んでいないが、70周年を迎えられたことを伝えていくとのことでした。

デジタル黒板は利用しているのかに対し、理科室等で利用している。また、各教室では電子黒板を利用しているとのことでした。

加納良造学術文化振興基金は目的に合った使い道をしているのかに対し、歴史民俗資料館の改修工事等、目的に応じた使い方を計画しているとのことでした。

児童生徒海外交流事業では、1人当たり幾らの負担なのかに対し、カナダ派遣は1人30万円、鹿児島派遣は1人3万円とのことでした。

家庭の事情で費用負担できない人は、行きたくても行けないのは不公平ではないのかに対し、鹿児島派遣分は今後も継続していくが、カナダ派遣は一部の生徒だけが研修しているため、イングリッシュデーという事業を通して、生徒全員が外国人と英語で触れ合う機会を増やしていけるよう見直しを図っていくとのことでした。

カナダ研修は生徒6人に対し教員3人は多くないのかに対し、来年度は見直しを図り、教員1人を削減し、2人としていくとのことでした。

防災士養成講座はどのような成果があったのかに対し、避難所開設訓練では高校生も参加している。多くの生徒が資格を取り、関心を持ち続け、経験を積んでいくことで生かされていくとのことでした。

アポロンスタジアムやテニスコートは電気代が上がっているが利用料の見直しはあるのかに対し、現状では変更していない。今後、利用者に多少負担してもらう方向で、来年度予算に計上していく予定とのことでした。

地域スポーツ文化活動謝礼はどのように配分しているのかに対し、指導者に対し、2

時間まで時給1,000円、4時間まで時給1,500円である。男子バスケほか8部活があり、21人分のことでした。

「清流の国ぎふ」文化祭2024は、8か月間でどのように進めていくのかに対し、11月16日土曜日に人形劇ア・ラ・カルト in わのうち、17日日曜日に全国武将隊フェスティバル in わのうちを開催予定である。実行委員会を立ち上げ、補助金で事業運営していくとのことでした。

ふれあい運動会開催事業補助金は3校分であるのかに対し、3校分とのことでした。

タブレット端末の故障はどれぐらいあるのかに対し、小学校21台、中学校5台を保険適用し、その他は修理で対応したとのことでした。

町図書館空調設備改修工事は全て新しいものにするのかに対し、利用できるものは利用していくとのことでした。

工事終了後の保証はあるのかに対し、メーカー保証は1年間であるとのことでした。

タブレット端末はリースか買取りのどちらを選択しているのかに対し、国庫補助があるため買取りとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第6号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 令和6年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第8号 令和6年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号 令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、スポット対応職員とはどういうものなのかに対し、職員の休暇や外出など、教室対応の人員が不足した場合に臨時にお願いする職員のことであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第9号 令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

**○副議長（高橋愛子君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。10時20分から始めたいと思います。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時21分 再開）

**○副議長（高橋愛子君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第3号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（高橋愛子君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第4号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第5号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第

1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 令和6年度輪之内町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第7号 令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 令和6年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第8号 令和6年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（高橋愛子君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 令和6年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第9号 令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○副議長（高橋愛子君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（高橋愛子君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 令和6年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第10号 令和6年度輪之内町水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○副議長（高橋愛子君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 令和6年度輪之内町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第11号 令和6年度輪之内町下水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 令和6年度輪之内町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第13号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第5、議第20号 輪之内町特定教育・保育設備及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第20号について御説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

議第20号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和6年3月15日提出、輪之内町長でございます。

次の2ページは改め文でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、内閣府で定める基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を参酌して定めたものでございます。

内容といたしましては、特定教育・保育施設が設置もしくは特定地域型保育事業が開始され、その運営の際に遵守していただく基準を定めております。

今回の改正は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、それから特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準というのが一部改正されましたので、その国の基準と同様の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第15条、特定教育・保育の取扱方針の第2号の改正は、認定こども園法の第3条第11項が第10項に繰り上がることを受け、同条第11項の引用を、こちらのほうも第10項に改めるものです。

次の第23条は、見出しを掲示「等」に改め、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、現在までの書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するよう改めるものでございます。

次のページになります。

第36条の特別利用教育の基準は、第3項中、特定教育・保育施設基準府令第35条における読替規定を追加するものでございます。

次のページ、第53条電磁的記録等の第2項第2号では、媒体の種類を示さない形の電

磁的記録媒体ということへ改めることで、新たな情報技術の導入活用を円滑に対応できるよう文言の適正化を図るものでございます。

議案書に戻っていただきまして、議案書の2ページをお願いいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上です。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（高橋愛子君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第20号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（高橋愛子君）

日程第6、議第21号 町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、お手元に配付の議案書3ページをお開きください。

議第21号 町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道路線を次のように認定する。令和6年3月15日提出、輪之内町長でございます。

続きまして、4ページにつきましては、今回認定の承認をいただく路線でございます。5ページは、延長、幅員等の詳細、6ページは、その路線の位置図を輪之内町管内図に落としてございます。

それでは戻りまして、4ページの整理番号1でございますが、町道13859号線、起点は輪之内町楡俣船附1359番の1地先から、終点も同地番地先までとなっております。

この路線は、もともと集落内の道路として存在している道路ですが、未認定でありましたので、今回認定をしようとするものでございます。

続いて、整理番号2でございますが、町道13860号線、起点は輪之内町四郷新開305番の7地先から、終点は四郷新開305番の6地先までとなっております。

この路線は、民間造成による分譲地の敷地内の道路でございます。令和5年9月に造成者から寄附を受け、町道として管理をしようとするものでございます。

以上、2路線の道路でございますが、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○副議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

#### ○副議長（高橋愛子君）

9番 田中政治君。

#### ○9番（田中政治君）

ちょっとお尋ねします。

1番の13859号線は、これは認定漏れということですが、こういうことについても、なぜこういうことが起きるのかということがあまりよく分かりませんが、起きてきたから今やるということだと思んですが、もう一つ、2番の13860号線、これは新しく造成された場所の道路やというふうに認識しておるわけなんです、町がこうやって寄附を受けてやった場合に、これは一定の条件があるのか。

要するに、幅員が4メートル以上はないと消防法か何かで引っかかって宅地造成もできないということで承知しておるんですが、そのほか特別な条件があるのか。また、それを受けることによって町はよくなるのか。また、そこにどういう状況で道路ができて、ということは何かといいますと、きちっと側溝もできておって後から、そういう排水対策も万全であるという条件の下に引き受けるのかということと、舗装の厚さとか一定のそういう条件が満たされた道路なのかということもまたお聞きしたいのと。

もう一つ、前の2つ、この案件ではないんですが認定のことなのでちょっとお尋ねし

ておきたいんですが、認定される道路が現状と違っているということで、認定のみならず、違っている、道路幅が変わっているんですが、その幅が広がっている分についてもまだきちっと登記等がなされていないというふうな現状だということを知っておりますが、こういったものについても、これはもう道路認定はできておるんですが、その後にその土地とか水路の関係で場所がいざっているということで、幅員も2メートルか3メートル近くずれているので、それでも、同一条件の認定がどうにもされないまま放置されているような現状ということも聞いておりますが、早速に調べて、いずれはやらなんならんで早めに解決していただきたい。これは楡俣新田地内なので、ほ場整備はやられない。一応計画外になっているところなので、ほ場整備ができれば当然全部解消してしまうので一挙両得なんですが、そういう土地ではないということで一応そこを調べていただきたいと思っておりますし。

またそのようなものは、町道においても利用条件、その道路を私的に利用される、もしくは廃道に近いような状況で実施をされているところがあるかないかということは、私も、以前はありましたが、今では全部解消しているのかなというふうには思っておりますが、その件についても、分かればいいんですが、お答えをいただきたいと思えます。

○副議長（高橋愛子君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

御質問ありがとうございます。

まず1点目、認定をなぜするかというところなんですけれども、この四郷新開の民間造成の土地の寄附につきましては、まずこちらの道路につきましては、建築に当たりまして、道路の認定がされていないと建築基準法上の道路にならないものですから家が建てられないということもございますが、民間造成でこういった道路を造ったときに、まず、道路として建築基準法上の道路にするために、道路の位置指定というものを県のほうで取ります。その道路の位置指定の基準の中に、先ほどおっしゃられた、4メートルでないといけないとか、5メートル要るとか、6メートル要るとかという基準が、細かい基準がございます。最低4メートル以上で、4メートルの場合には35メートル以内ごとに転回広場が要るとか、6メートルの場合ですと100メートルまで大丈夫だとか細かい基準がございます。そういった基準に合った道路を造成者のほうで造りまして、その基準に合った幅員のものを道路として位置指定をいただいておりますので、そういった道路に限ってうちのほうは寄附を受けております。

道路の構造につきましては、こちらのほうは両側側溝で、構造的なものとしましては町で行っている道路改良の基準と同じ道路を造っていただいております。下の路床が60センチ、その上に路盤が15センチ、それから表層が5センチということで、町道の改良

の構造と同じもので造っていただいております。その上で寄附を受けるわけなんです、実際、この寄附を受けるかどうかというのは町のほうで判断できるものでございます。

これは寄附を受けないという判断もあるんですが、過去にはそういったことの例もありました。ただ問題になってきますのは、寄附を受けない場合、造成した不動産会社とか、そういったところの土地のままずっと残りますので、そちらのほうきちっと管理していただけるかどうか、そういったところがなかなか難しくなってきました。といたしますのは、その会社が例えば倒産してしまったとか、そういった場合も考えられますので、そうすると周りの住宅の方々が非常に困るということもありますので、町のほうで管理していったほうが住民のためにはいいのかなというふうで、今は寄附のほうは全て受けておるような状況でございます。

それからあと、楡俣新田地内の道路の件ですが、ちょっと詳細がよく、ごめんなさい、分かりませんので、またちょっと教えてください。

あと、すみません、廃道の条件とか、その辺はちょっとよく分からなかったのも、ちょっと説明していただけるとありがたいです。

○9番（田中政治君）

後でいいわ。

○建設課長（大橋勝弘君）

いいですか、すみません。

じゃあ、以上で終わります。

○副議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから、議第21号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第21号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（高橋愛子君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中にも継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

○副議長（高橋愛子君）

これで本日の日程は全部終了しました。

12日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

これをもちまして、令和6年第1回定例輪之内町議会を閉会いたします。

（午前10時48分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月15日

輪之内町議会 副議長 高橋愛子

署名議員 大橋慶裕

署名議員 上野賢二